

少子高齢化時代における相続税及び贈与税のあり方について

目次

はじめに

第1章 相続税の課税根拠と課税方式

1.1 相続税の課税根拠

1.2 相続税の課税方式

1.2.1 遺産課税方式

1.2.2 遺産取得課税方式

1.2.3 法定相続分課税方式による遺産取得課税方式(現行方式)

第2章 相続税の経済効果(遺産動機と相続税)

2.1 偶発的遺産動機モデル

2.2 利他的遺産動機モデル

2.3 利己的遺産動機モデル

2.4 戦略的遺産動機モデル

2.5 遺産動機と経済成長の近年における先行研究

第3章 シャープ勧告以降の相続税・贈与税の沿革

3.1 シャープ勧告とシャープ勧告における相続税・贈与税の意義

3.2 第1期(1953(昭和28)年～1957(昭和32)年)の相続税・贈与税の沿革

3.3 第2期(1958(昭和33)年～1988(昭和63)年)の相続税・贈与税の沿革

3.4 第3期(1989(平成元)年～2002(平成14)年)の相続税・贈与税の沿革

3.5 第4期(2003(平成15)年以後)の相続税・贈与税の沿革

3.6 現行税制における相続税の実効税率

第4章 家計の実物資産と金融資産

4.1 家計部門の資産の保有・分布状況の推移

4.2 全国消費実態調査から見た家計の資産分布

- 4.2.1 平均家計資産額
- 4.2.2 世帯主の職業別 1世帯あたり家計資産
- 4.2.3 高齢者夫婦世帯
- 4.2.4 家計資産額の世帯分布
- 4.2.5 年間収入十分位階級別家計資産
- 4.2.6 世帯主の年齢階級別家計資産

4.3 分析の結果を踏まえて

第5章 ライフサイクル資産と移転資産の比率の推計

5.1 分析の手法

- 5.1.1 ライフサイクル資産の推計
- 5.1.2 総資産保有額の推計

5.2 ライフサイクル資産と移転資産の比率の推計結果

第6章 諸外国との比較

6.1 アメリカの相続税・贈与税

6.1.1 アメリカの現行の相続税制

- 6.1.1.1 遺産税の概要
- 6.1.1.2 贈与税の概要
- 6.1.1.3 世代跳躍税の概要

6.1.2 アメリカにおける相続税制をめぐる議論の整理

- 6.1.2.1 遺産税の支持論と批判論
- 6.1.2.2 未実現のキャピタル・ゲインの取り扱い
- 6.1.2.3 2001年減税法

6.1.3 わが国へのアプローチ

6.2 イギリスの相続税・贈与税

6.2.1 イギリスの現行の相続税制

- 6.2.2 イギリスにおける相続税制をめぐる議論の整理
- 6.2.3 わが国へのアプローチ

6.3 フランスの相続税・贈与税

- 6.3.1 フランスの社会保障給付費返還制度について
- 6.3.2 わが国へのアプローチ

第7章 相続税・贈与税改革のシミュレーション分析

7.1 相続税・贈与税改革のシミュレーション分析

7.1.1 課税ベースの算定

7.1.2 現行税制を維持した上で1%一律課税した場合の税収予測

7.2 分析の結果を踏まえて

むすび

補論 50歳時点の家計が支払う固定資産税及び住民税の計算

付表1 相続税の変遷

付表2 贈与税の変遷

はじめに

わが国の総人口は、総務省統計局『国勢調査報告』2001年版によると、2000（平成12）年現在、約1億2,693万人であり、1995（平成7）年が約1億2,557万人であったことから、出生者数が死亡者数を上回り、わずかながら増加している。しかし、厚生労働省が発表している2004年現在のわが国の合計特殊出生率は1.29であり、これは世界保健機構（WHO）が発表しているわが国に対しての人口置換水準である2.08を大きく下回っている¹⁾。また、この傾向は1970年代半ばから続いているため、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』平成14年1月推計の中位推計によると、2006（平成18）年に1億2,774万人でピークに達した後、人口が減少の一途をたどるとしている。

さらに2000年現在、わが国の人口構成を10歳区切りにした場合に最も多くの割合を占める50歳以上59歳以下の世代が、一般に退職の年齢である60歳を10年以内に迎え、新たに就業する10歳以上19歳以下の世代の人口がこの世代の人口を下回ることから、就労人口が減少し、引退世代が今後増加することも明らかになっている。

このような状況を踏まえ、引退世代を支えるための社会保障財源をどこに求めるかが今日、大いに議論されている²⁾。その中でも近年では、フローに着目する所得税や消費税を強化することによって、その一部を社会保障財源に充当すべきであるとする案が検討されている。換言すると、社会保障財源を賄う上で税制の担う役割は大きくなっており、その制度設計は重要性を増しているといえる。

税制の制度設計については、フローに着目する所得課税、消費課税、ストックに着目する資産課税の三つのバランスが重要であると、1987（昭和62）年から1988（昭和63）年にかけて実施された抜本的税制改革で謳われている。

抜本的税制改革後、所得税については景気悪化による個人所得の伸び悩みを考慮して、恒久的な減税政策が行われてきた。消費税については、水平的公平の観

1) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、人口置換水準とは、母親が産んだ女兒が母親と同年齢になった時に全く同数であるために必要な合計特殊出生率のレベルである。この人口置換水準を下回ると、子世代が親世代よりも小さくなり、その状態が続けば人口は減少に向かう。

2) 総務省統計局『国勢調査報告』2001年版によると、2000年現在、50歳以上59歳以下の世代が約1,918万人であり、10歳以上19歳以下の世代が約1,403万人である。

点と社会保障財源を考えるにあたっての安定的な財源確保の観点から、税率が引き上げられた。両税は経済情勢を反映した改革が行われてきたといえる。

しかし、資産課税の代表とされる相続税については、1991年までのバブル経済による地価の上昇と92年以降のバブル経済崩壊による地価の下落といった経済情勢を反映した改革が行われなかった。具体的には、1991年までのバブル経済による地価上昇期には課税件数が急増し、また中堅層の税負担が増大するという問題が発生した。その際に行われた相続税に関する改革は、課税最低限を引き上げることであり、課税件数を減少させるものであった。一方、バブル経済が崩壊した地価下落期にも、課税最低限の引き上げは継続して行われた。ゆえに、現行税制の課税最低限は依然として高く、一部の資産家にしか課税されていない。また、資産の種類によって取り扱いの不平等が生じている。

さらに、今後の少子高齢化時代では、一人あたりが受け取る遺産額が従前より大きくなる可能性があり、資産格差が拡大するおそれがある。このようなストック面での資産格差を是正することができるのは、相続税や贈与税をはじめとする資産課税以外にはない。また、ストック面においてできるかぎり平等化を目指すほうが、フロー面での競争が激しくなり、社会全体が活性化されるのではないか。

本稿は、資産課税の中でも重要性が高い相続税及び贈与税について、現行税制の持つ問題点を課税方式の見地や沿革から明らかにする。また、近年の資産格差の傾向について、各種統計データを用いて分析を行う。その上で、少子高齢化の進展を考慮し、今後の相続税及び贈与税のあり方を考察するものである。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では、まず相続税が課せられる課税根拠を見る。そして、相続税の課税方式である遺産課税方式と遺産取得課税方式の定義、特徴、根拠、長所・短所を確認する。さらに、わが国において採用されている法定相続分課税方式による遺産取得課税方式の特徴、解釈、問題点を見た上で、今後のあり方について考察を行う。

第2章では、相続税を課することによって、資産格差はどのようになるのか、経済成長は促されるのか、また遺産動機に影響があるのかなどを経済学の見地から考察する。

第3章では、シャウブ勧告以降の相続税及び贈与税の沿革を辿ることによって、改革によりどのような影響が及ぼされたのかを確認する。また、現行税制の実効税

率を金融資産と小規模宅地等の特例が適用される宅地とに分けて推計することにより、金融資産と宅地とにどの程度取り扱いの格差が生じているのか分析する。

第4章では、家計部門の実物資産と金融資産の分布状況をマクロレベルで確認する。また、『全国消費実態調査』を利用して家計部門の資産分布をさまざまな角度から分析することにより、近年資産格差が拡大傾向にあるのか縮小傾向にあるのかを明らかにする。

第5章では、代表的な家計がライフサイクル（一生）を通じて自ら蓄積した資産と、贈与又は遺産の形で移転された資産との比率を推計することにより、資産形成における相続の重要性を世代ごとに考察する。

第6章では、諸外国の現行の相続税制を見て、わが国の今後の相続税制を考える上で参考になるものがあるか模索する。

第7章では、今後の少子高齢化の進展により必要とされる財源について、高齢化によって死亡者数が今後増加することから、相続税及び贈与税を有力な財源手段として捉え、将来の死亡者数を統計データより推計し、家計の資産保有額を現在のデータで固定した上で、現行税制とは別に1%の一律課税を行った場合の将来の税収予測をシミュレーション分析している。

最後に、本稿で得られた結果を総括し、今後の相続税及び贈与税のあり方について考察する。

第 1 章 相続税の課税根拠と課税方式

この章ではまず、なぜ相続税が課せられるのか、相続税の課税根拠について見る。次に、相続税の課税方式として遺産課税方式と遺産取得課税方式があるが、両方式の定義、特徴、根拠、長所・短所を明らかにし、解釈を見て、その2つの折衷方式であり現行のわが国において採用されている法定相続分課税方式による遺産取得課税方式の特徴、解釈、問題点、今後のあり方について考察していく。

1.1 相続税の課税根拠

遺産に課税する相続税の課税根拠として、税制特別調査会（1957）では以下の4点を挙げている。

「(イ)被相続人の遺産に対してその額に応じ累進税率で課することにより富の集中を抑制するという社会政策的な意味を有するものである。このような考え方を押し進めたものとして個人が生存中富の蓄積できるのは、その人の優れた経済的な手腕に対して社会から財産の管理運用を信託されたことの結果と見ることができるのであるが、その相続人は被相続人と同様に優れた経済的手腕を有するとは限らないから、相続の開始により被相続人から相続人に対して財産が移転する際に被相続人の遺産の一部は、当然社会に返還されるべきであるとするものである。

(ロ)人の死亡及び相続という事実は、被相続人が生前において受けた社会及び経済上の各種の要請に基く税制上の特典その他租税の回避等により蓄積した財産を把握し課税する最も良い機会であり、この機会にいわば所得税あるいは財産税の後払いとして課税するには、遺産額を課税標準とすることが当然の帰結となるものである。このように説明することを英米の文献では“back tax theorie”と呼んでいる。

(ハ)遺産取得に対する課税、遺産の偶然の帰属による不労所得に対する課税であるとするものである。そして、それは遺産の取得に対する特殊の所得税であると説明されている。

(ニ)次に、大資産の取得に重い税を課することにより、社会政策的な観点から重要な意義があるものとして位置づけられている。すべての個人は経済的に機会均等であることが望ましく、このような観点から、個人が財産を相続等により無償取得した

場合に、その取得財産の一部を課徴するのが適当とするものである」³⁾。

このような答申について三木（1995）と石澤・三木（1996）は、税制特別調査会においては（イ）及び（ロ）を遺産課税方式の根拠としているものの、必ずしも説得性がなく、むしろ（ハ）及び（ニ）の遺産取得課税方式の根拠のほうが説得性があるとしている。具体的には、（イ）について、「富の集中排除事態は正当な目的であろうが、所有権が憲法上保障されている法秩序の下でどうして財産そのものの一部を税として吸収できるのであろうか。（中略）相続人が被相続人ほど経済的手腕を有しているとは限らないことが、どうして「当然」社会に返還されるべきことになるのか、全く理解できない」とし、この考え方では税が没収に近いとしている⁴⁾。また、（ロ）について、「生前の租税回避、脱税、低負担等の清算とする説明は租税国家における根拠としてはあまりにも乱暴かつ自虐的説明といわざるを得ない。さらにこの説は、死亡時に過年度の所得を把握して課税するのに等しく、実質的に遡及課税を肯定することになり、租税法律主義の法理に反する説明ということになる」とし、この考え方では資産元本が税により侵害され、所有権保障と課税が抵触することになるとしている⁵⁾。一方、（ハ）及び（ニ）について、「相続税の根拠としてはこの方が正当であり、相続人が相続により新たな経済的価値を取得することに求められるべきであり、新たに取得した価値の一部を還元するものである限りにおいて相続税制が憲法の所有権保障に抵触しないと解すべきであろう」とし、この考え方から遺産取得税の方が正当性があるとしている⁶⁾。

1.2 相続税の課税方式

相続税の課税方式には、遺産課税方式と遺産取得課税方式の2つがある。ここでは、その2つの課税方式の定義、特徴、根拠、長所・短所を明らかにし、解釈を見る。さらに、現行のわが国における法定相続分課税方式による遺産取得課税方式の

3) 税制特別調査会(1957)14ページ引用。

4) 三木(1995)7ページ引用。なお、三木(1999)26ページによると、被相続人が自己の財産を相続人に引き継がせる権利、すなわち相続権は所有権構成の一要素として保障されている旨が記されており、相続制度が法的に承認されていることを確認している。

5) 三木(1995)7ページ引用。

6) 石澤・三木(1996)17ページ引用。

特徴、長所・短所、解釈、問題点、今後のあり方について考察していく。

1.2.1 遺産課税方式

遺産課税方式は、財産を残した者へ課税する方式であり、相続人の数、遺産分割などに関係なく税額決定する方式である。よって、相続人数による税負担に変化があらわれないことが特徴として挙げられる。

遺産課税方式の根拠として、松沢（1995）は、「被相続人の財産の蓄積は被相続人の個人の経済的手腕のほか、社会一般から受けた利益も大きいので相続の機会に遺産税の形でその利益を還元し、また、被相続人の生存中における税制上の特典、租税回避などによる租税負担の軽減も含まれるので、相続を機会に租税負担の清算（「清算税」）を行うため」としている⁷⁾。

遺産課税方式の長所として、

被相続人の一生を通じての税負担を清算するという目的に適合していること
遺産の仮装分割等による不当な租税負担の軽減を防ぐことができること
税務執行が容易であること

が挙げられる。

一方、遺産課税方式の短所としては、

遺産を取得する者の担税力が無視されることから、各相続人の担税力に応じた公平課税の要請に反すること

税負担が、相続人の数、分割の程度に関係しないため、遺産分割といった意味での効果が希薄であること

相続で得た資産と貯蓄で蓄積された資産が区別できないこと⁸⁾

租税負担の清算という観点から、資産形成は所得税支払後の所得からなされるのが原則であるため、二重課税になる可能性があること⁹⁾（長所の との対立概念）

生涯所得の清算の面からは、生涯に稼得した財産が同一であっても、それを

7) 松沢（1995）51ページ引用。

8) 野口（1995）146ページ参照。

9) 佐藤（2002）61ページ参照。

蓄積している場合と、消費してしまった場合とでは非常に大きな税負担の差が生じること¹⁰⁾

が挙げられる。

遺産課税方式の解釈として、大矢（2001）は、「遺産税方式における相続税は被相続人の担税力、つまり遺産自体に担税力を認め、相続財産を引当てにして課税する財産税であると思われる」としている¹¹⁾。また、松沢（1995）は、「戦前の遺産税は、「家」の維持という家督相続制度維持のバックボーンをなしていたものであり、現行憲法下では、「家」制度が違憲であると解されている以上、旧憲法下と同様な遺産税制度は現行憲法に合致しない」とし、「家」制度が廃止されているので、遺産課税方式自体が違憲との見解を示している¹²⁾。佐藤（2002）は、前述の短所の に対し、「遺産税と併存する所得税の仕組みいかに関わる問題と捉えるほうが正確であるように思われる」とし、全ての所得に対して課税する包括的所得税との兼ね合いによって解消されるべき問題としている¹³⁾。さらに、短所の に対し、「富の再分配という観点からは、巨大な財産を強制的に取り崩すことにより資産の集中を防げる点を肯定的に捉えるか、相続財産の分割方法の違いによる税額変動が生じないため富の分割促進ははかれないとするかで、評価が分かれるところであろう」としている¹⁴⁾。また、石澤・三木（1996）は、短所の に対し、「現在のように消費税が導入されている社会では生前に稼得した財産を消費しているときは、その消費について消費税を負担している筈であるから、総合的な税負担のバランスを考慮した場合には税率の問題は残るが合理性を見出すこともできる。という意見もあるが、相続税と消費税という全く別の租税制度を同一の次元で語ることはできないと考える」とし、相続税と消費税との間の合理性の有無に関して否定的な見解を示している¹⁵⁾。他に、三木（1995）は、財産そのものに課税するという前提について、「市場を整備し、市場を通じての経済的利得の一部を「租税」として提供させ、国民の所有権を保障している

10) 石澤・三木（1996）17ページ参照。

11) 大矢（2001）84ページ引用。

12) 松沢（1995）51ページ引用。

13) 佐藤（2002）62ページ引用。

14) 佐藤（2002）62ページ引用。

15) 石澤・三木（1996）17ページ引用。

租税国家における「租税」には、財産元本に対する侵害であってはならないという本質的制約」があり、財産権の侵害に該当するおそれがあることを説明している。また、「遺産税方式だと前の時点で課税された相続財産も再び課税されることを合理的に説明できないことや、死者にはもはや負担能力などはないので累進税率を根拠づけることも困難、さらに英米の遺産税方式では租税回避が横行してきた」ことから遺産税を合理化する理論的な根拠は存在せず、強いて求めるのであれば徴税上の便宜にしかすぎないことを指摘している¹⁶⁾。

1.2.2 遺産取得課税方式

遺産取得課税方式は、財産を相続した者へ課税する方式であり、各相続人が現実取得した財産の大きさに応じて各相続人ごとに税額が決定される。よって、相続人数が増えると、1人あたりの税負担が減るという特徴がある。

遺産取得課税方式の根拠として、松沢（1995）は、「相続の形で行なわれる財産の偶然の移転による不労所得に対する特殊な形態の課税、いわゆる「不労所得税」を徴税するため」としている¹⁷⁾。つまり、不労所得は通常の所得に比べて巨額であり、不労所得取得者を課税対象から外し、その分を他の消費者の負担に求めることは不公平であると考えられることから、所得税の補完税としての性格があるといえる。

遺産取得課税方式の長所として、

遺産を取得する者の担税力が考慮されることから、財産取得者個人の担税力に応じた課税ができること

相続人が多いほど税負担が軽減されるため、遺産分割が促進され、富の集中抑制の効果があること

家督相続を中心とする「家」制度の廃止により、相続人平等の原則を採用した相続法の趣旨に合致すること

が挙げられる。

一方、遺産取得課税方式の短所としては、

税負担の軽減をはかるため相続人の数を増やしたり、現実とは異なる仮装分

16) 三木（1995）8 - 9ページ引用。

17) 松沢（1995）51ページ引用。

割による申告が行われる可能性があること

遺産分割の実態を把握することが実際には容易ではないので、適正な税務執行が困難であること

中小企業用資産や農業用資産について、その分割が困難であることから、相対的に負担が重くなること

所得税から切り離された遺産取得課税では担税力の比較は比較的ラフにし
か行えず、所得税課税済所得の蓄積である相続財産に対してさらに所得税を
課税することは二重課税になる可能性があること¹⁸⁾（長所の との対立概念）
相続財産分割による分配は同じ資産所有者階層間の分配に止まることが多
く、社会的な富の再分配を促進する効果が乏しいこと¹⁹⁾（長所の との対立概
念）

が挙げられる²⁰⁾。

遺産課税方式の解釈として、大矢（2001）は、「相続税は遺産取得課税方式の場
合、取得者の担税力に照応するため、遺産税方式に比べ、所得税的要素が強いが
基本的には財産税としての要素が存在する。しかし、遺産取得税方式における相続
税は、納税義務者の人的事情を考慮するための諸控除、親等の差による税負担の
調整、累進税率などの制度を設けることによってより所得税に接近する」とし、制度
設計によって所得税を補完する役割がより強まることを指摘している²¹⁾。また、松沢
（1995）は、「「純粹法規範説」²²⁾に基づく「税政策学」²³⁾の見地から見れば、憲法第

18) 佐藤（2002）62 ページ参照。

19) 佐藤（2002）62 ページ参照。

20) 佐藤（2002）は、短所の 、 の論拠として、「累進税率の適用を前提とすれば、相続財産を多数に分割するほど、または平等に分割するほど総租税負担が小さくなる構造の上、遺産取得税の下では仮装分割による不当な軽減を図る行為を誘発する傾向があり、かつ、密接な関係を持つ当事者間で行われることの多い相続財産分割の実態を課税庁が正確に把握することは容易ではないため、公正な税務執行には大きな困難が伴うといわれている」ことを挙げている（佐藤（2002）62 ページ引用）。

21) 大矢（2001）86 ページ引用。

22) 松沢（1995）22 ページでは、「純粹に法の究極にある人間の尊厳性に基く、自然法上の平等に裏付けられた「租税正義」の視点に立脚し、純粹の法規範の範疇から研究する」ことを「純粹法規範説」と定義している。

23) 松沢（1995）45 ページでは、現行税制においていわゆる“クロヨン、トーゴサン”といわれる不公平課税が横行していることについて、これを規範的視点から、いかにあるべきかを立法的に考察することを「税政策学」と定義している。

14 条による各相続人の相続分均等主義という「法の下での平等」²⁴⁾の原則に合致する」という点で、法学の見地から遺産取得課税方式の方が遺産課税方式よりも優れていることを指摘している²⁵⁾。さらに、佐藤(2002)は、短所の²⁶⁾に対し、「先に遺産税について述べたところと同様に、併存する個人所得税の構造との関係で議論すべき問題点であるように思われる」としている²⁶⁾。

1.2.3 法定相続分課税方式による遺産取得課税方式(現行方式)

わが国の現行相続税制度は、相続人その他の者が取得した財産の価額を課税物件とする遺産取得課税方式を基調としながら、これに被相続人の遺産額を課税物件とする遺産課税方式を考慮したものとなっている。よって、相続税の総額は遺産分割の実態によらず、遺産総額と法定相続人の人数によって税率が決まる仕組みとなっている。

現行方式の解釈として、富岡(1983)は、「現行制度は、課税理念と税務執行の経験との調和の副産物であり、それなりに苦心の作であると評価すべきであろうが、この際、検討を試みるならば、現実への妥協に傾斜している面もあるとみざるを得ないであろう」としている²⁷⁾。つまり、遺産取得課税方式と遺産課税方式の折衷方式であるがゆえに、一般に明確な解釈を見い出すことが困難となっているように思われる。

この現行方式の問題点は、遺産取得課税方式が基調であるにもかかわらず、その方式の長所である遺産取得者の担税力に即した課税を行うという要請が大きく後退していることである²⁸⁾。この問題点について野口(1995)は、「実際の資産取得者に対して累進課税を行うべき」との見解を示している²⁹⁾。また、この問題点に関連して、大矢(2001)は、遺産課税方式における連帯納付義務(一個の納付義務に対して複数の納税義務者が連帯して義務を負う関係のこと)³⁰⁾の性格と遺産取得課税方式に

24) 憲法第 14 条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定している。

25) 松沢(1995)51 ページ引用。

26) 佐藤(2002)62 ページ引用。

27) 富岡(1983)16 ページ引用。

28) 岩崎(1985)149 - 150 ページ参照。

29) 野口(1995)146 ページ引用。

30) 相続税法第 34 条。

における連帯納付義務の性格の比較を行っており、連帯納付制度の前提的理解として、石島（1982）の「相続税は、相続により財産を取得した者に対し、その取得した財産を課税物件とし、その価額を課税標準として納付すべき税額の定められる租税であり、相続財産を引当てとしてその限度内で納付されることが予定されているという意味で財産税であるとする理解がある」を引用した上で、連帯納付義務は遺産課税方式の産物であることを説明している³¹⁾。よって、基本的には遺産取得課税方式である現行の法定相続分課税方式による遺産取得課税方式の下で適用されている連帯納付制度については「その存在を肯定する理論的根拠は存在しないと思われる」とし、現行方式の曖昧さを批判している³²⁾。そして、今後のあり方として、「純粋な遺産取得税方式へと戻し、遺産取得税方式を徹底化し、それに伴い連帯納付義務の制度自体を廃止することも検討すべき」としている³³⁾。

このように、わが国における現行の法定相続分課税方式による遺産取得課税方式は、遺産取得課税方式と遺産課税方式の折衷方式であり、1958年の改正以降採用されている。しかし、当時とは経済状況が変化していることや、両方式の欠点を解消できるとの名目で導入されたものの、実際には中途半端で欠点を際立たし、複雑になっているようにも思われる。よって、諸要素を考慮の上、課税の簡素性の観点から、どちらかの方式に統一するよう再検討することが相続税改革の第一歩ではないだろうか。

31) 石島（1982）171ページ引用。

32) 大矢（2001）86ページ引用。

33) 大矢（2001）91ページ引用。

第2章 相続税の経済効果(遺産動機と相続税)

相続税を課税すると、世代内での資産格差は確実に縮小し、世代内での競争が活発化して、最終的に経済成長を促すこととなる。しかし、その課税の程度によって、遺産を残す程度も変わるだろう。また、親が子供のことをどの程度思いやっているかという遺産動機によっても変わるであろう。この章では、遺産動機について経済学の見地から考え、経済成長との関わりについて考察する。

2.1 偶発的遺産動機モデル

親が亡くなると、親の貯蓄が子供に移転することになる。しかし、このことは親が子供のことを考慮して意図的に貯蓄を行っていたとは限らない。いわば、親が自らの将来のために用意していた貯蓄が偶発的に遺産として子供に移転したことになる。こうした遺産動機は偶発的遺産動機モデル(Accidental Bequest Motive Model)とよばれ、Yaari(1965)やAbel(1985)によって考案された。

このモデルの背景にはライフサイクル仮説が深く関連している。ライフサイクル仮説とは、個人の消費行動は今期の所得だけでなく、将来得られるであろう期待所得を加味した生涯所得に従って行われるという仮説であり、Ando and Modigliani(1963)により考案された。これによると、個人は若年期には将来に備えて貯蓄を行い、老年期になると生活水準維持のために若年期からの貯蓄を削って消費を行う。

これを2世代の重複モデルにし、親が老年期の最中に一定の確率で死亡してしまうことを想定すると、親が自らの将来のために用意していた貯蓄が偶発的に遺産として子供に移転することになる。これが偶発的遺産動機モデルである。

2.2 利他的遺産動機モデル

現実的な遺産動機としては、親が子供の幸せを願い遺産を残すとする考え方があり、わが国をはじめ諸外国でも遺産動機の中でこの考え方が多くを占めているとされてきた。こうした遺産動機は利他的遺産動機モデル(Altruistic Bequest Motive Model)とよばれ、Blinder(1973)、Ishikawa(1974)、Becker(1981)によって考案された。

このケースでは、子供が経済的に成功し、遺産に頼らなくても豊かな生活を送ることが予想されるのであれば、親の残す遺産額は小さくなり、逆に子供が貧しい生活を送ることが予想されるのであれば、親の残す遺産額は大きくなる。よって、この遺

産動機には、親の効用関数の中に子供の効用が1つの変数として入ることになる。つまり、親は子供を自らと同じ人間とみなし、子供の経済状態がよくなるように遺産額を決定する。そして、その子供は自らの子供(第1世代から見て孫)の経済状態がよくなるように遺産額を決定する。さらに、その子供は自らの子供(第1世代から見てひ孫)の経済状態がよくなるように遺産額を決定する。このように、第1世代の親は自分の子孫全体の将来を考慮しながら消費と遺産水準を決定することになり、次のように示される。

$$U_1 = u(C_1, C_2) + bU_2 \quad (1)$$

なお、 b はパラメータであり、 U_1 は親の効用、 U_2 は子供の効用、 C_1, C_2 は親の若年期及び老年期の消費を示す。これが利他的遺産動機モデルである。

2.3 利己的遺産動機モデル

遺産動機には、2.2の利他的遺産動機モデルのように親が子供の幸せを願い遺産を残すのではなく、親が子供に遺産を残すこと自体から効用を得るとする考え方もある。こうした遺産動機は利己的遺産動機モデル(遺産消費モデル)(Joy of Giving Model)とよばれ、Andreoni(1989)によって考案された。

この遺産動機には、遺産額が親の効用関数に入ることになる。つまり、遺産を残すこと自体が親にとって自らの消費と同様の効用をもたらすことになり、子供の経済状態に関わらず、一種の自己満足として遺産額を決定することとなり、次のように示される。

$$U = u(C, b) \quad (2)$$

なお、 U は親の効用、 C は親の消費、 b は遺産額を示す。これが利己的遺産動機モデルである。

2.4 戦略的遺産動機モデル

遺産動機として、親が子供から面倒を見てもらうなどの何らかの望ましい行為を得るのと交換に遺産を決定するとの考え方も有力である。こうした遺産動機は戦略的

34) 国枝(2002)112ページでは、効用関数について「相続税が存在する場合、厳密には効用関数に税引き前の遺産額を含めるべきか、税引き後の遺産額を含めるべきかという問題がある」と指摘している。

遺産動機モデル (Strategic Bequest Motive Model) とよばれ、Bernheim, Schleiher and Summers (1985) によって考案された。この遺産動機には、親の効用関数に子供からの何らかの望ましい行為の水準が含まれることになる。このモデルに関連して、Cox (1987) は、利他的効用関数を持つ親と利己的効用関数を持つ子供によって構成される家計を想定して、親が子供に残す遺産と子供が親に対して行う扶養サービスの交換モデルを構築し、さらにアメリカの実際の社会保険関連の個票データを利用して遺産供給関数、扶養需要関数のパラメータを推計している。その結果、親子間での資産移転は親から子供へ一方的に遺産額を決定する利他的なものではなく、子供の供給する扶養の度合いに依存していることを明らかにした。また、駒村 (1994) は、前述の Cox (1987) のモデルをもとに、『総務省統計局 老後の資産に関する調査』1990年版を利用し、同居行動や遺産動機について分析を行っている。その結果、利己的な遺産動機に基づいて戦略的な遺産動機に基づく行動が行われていることを発見し、自らが相続経験のある親が子供に遺産を残す場合には、無条件で一方的な遺産行動をとる傾向、すなわち利他的な遺産動機も存在していることを明らかにし、Cox (1987) が見出した親が子供に残す遺産と子供が親に対して行う扶養サービスの交換モデルがより有効になるためには、相続税や民法の扶養制度、あるいは年金制度などの整備が必要であることを指摘している。

2.5 遺産動機と経済成長の近年における先行研究

以上が主な遺産動機であり、現実的な遺産動機としては利他的遺産動機モデルが中心であることは前述のとおりである。しかし、近年の研究では日米において標準的で純粋な利他的遺産動機モデルのみでは説明が困難であることが指摘されている。Horioka (2001) は、わが国において遺産動機・遺産行動に関する調査を実施し、その結果、遺産動機について調査対象者の7割から9割が利他的遺産動機以外の遺産動機を、遺産行動について5割から7割が利他的遺産動機以外の遺産行動を示していることを指摘している。また、駒村 (1994) も前述のように、わが国において利他的遺産動機以外の遺産動機や遺産行動が存在していることを明らかにしている。さらに Wilhelm (1996) は、遺言に基づく相続の多いアメリカにおいて、複数の子供に同額の遺産を残す均等相続のケースが多いことを指摘し、ゆえに子供の経済状態に基づき遺産額が決定する利他的遺産モデルのみでは説明が困難であるこ

とを示している。また、Altonji, Hayashi and Kotlikoff (1997)は、アメリカにおいて、生前贈与まで考慮すると、親子間の所得移転により親の消費行動が変化することを指摘し、親子間の所得移転は親の消費行動に影響を及ぼさないとする利他的遺産モデルのみでは説明が困難であることを示している。

このように、近年は遺産動機の研究が盛んであるが、一方で遺産動機が経済成長を促すか否か、相続税が経済成長を阻害するか否かを分析する研究も見られる。Jones and Manuelli (1990)は、2世代の世代重複モデルを用いて世代間での所得再分配政策が経済成長に及ぼす影響を分析し、短期的には民間部門での所得再分配は経済成長に寄与するが、長期的には政府による所得再分配政策の介入がなければ民間部門だけでは経済成長がなされないことを明らかにしている。また、井堀 (1993)は前述の遺産動機のうち、偶発的遺産動機モデルを除く3つの遺産動機について動学的見地から分析を行い、政府の介入なしに民間部門で世代間移転が行われれば、いずれの遺産動機の場合でもプラスの経済成長が可能であることを示している。さらに、このような状況下で相続税を課すると、理論上は世代間移転と逆方向の移転が行われることとなり、経済成長にはマイナスの影響を与えることになる可能性が高いことを示している。また、橋本 (2001)は利己的遺産動機モデルの構造を持つ3世代の世代重複モデルにおける相続税のシミュレーション分析を行っており、今後の少子高齢化社会において、効率性の観点から相続税を強化することは経済成長を阻害することなく、改革案として有力な可能性を秘めていることを明らかにしている。

このような遺産動機と経済成長の近年における議論を踏まえると、わが国においては利他的遺産動機が多くを占めているが、いずれの遺産動機でも世代間移転が行われることにより経済成長が見込めることになる。また、相続税の導入は経済成長を阻害する可能性があるが、今後の少子高齢化時代の進展を考慮すると、一人当たりが受け取る遺産額が従前より増大する可能性があり、個人の能力とは別に資産格差が拡大する恐れがある点から鑑みると、相続税は世代間移転によるプラスの効果を相殺するような重課な相続税を課さない限り、その存在意義は十分にあるといえよう。今後は、世代間移転を出来るだけ妨げず、資産格差の是正を図り、経済成長に及ぼすマイナスの影響を出来る限り小さくするような相続税制が望まれる。

第3章 シャウプ勧告以降の相続税・贈与税の沿革

この章では、まず戦後のわが国の税制に大きな影響を与えたシャウプ勧告の内容を見る。さらに、シャウプ勧告以降の相続税・贈与税の沿革を歴史的な転換点から4期に分けて確認する。また、現行税制における相続税の実効税率を推計することにより、資産の種類により取り扱いの格差が生じているのかも分析し、今後の相続税制のあり方について提言を行う。

3.1 シャウプ勧告とシャウプ勧告における相続税・贈与税の意義

わが国での相続税の導入は1905(明治38)年まで遡る。当時は、日露戦争の最中であり、軍費増大による新たな財源が必要であるという緊迫の事情の下に相続税が創設された。その後、わが国は1945(昭和20)年に第二次世界大戦に敗戦し、GHQ(連合国最高司令官総司令部)の管理下におかれ立て直しを図られることとなった。そして、わが国の税制については、一旦白紙とした上で恒久的な租税制度の構築を目指すべく、GHQの要請により、カール・シャウプ博士(コロンビア大学)を中心とする7名の使節団が1949(昭和24)年5月10日に来日した。そして、同年9月15日に税制の全面的改革を盛り込んだ「日本税制報告書」、いわゆる「シャウプ勧告」が発表され、1950(昭和25)年以降、シャウプ勧告が実施されることとなった。シャウプ勧告は、経済の安定、長期的・安定的な税制、均衡のとれた公平な税制、地方自治確立のための地方財政の強化、強力な執行体制の整備などを目的とし、所得税中心の租税体系を築くために国税・地方税を通した税制や税務行政全般にわたる勧告書であり、今日のわが国における税制の基礎となっている。勧告の中でシャウプ使節団(1949)は、「相続課税の主たる目的の一つは、根本において、不当な富の集中蓄積を阻止し、合わせて国庫に寄与せしめることにある」と、勧告における資産課税の課税根拠、あるいは存在意義について述べている³⁵⁾。

次に、資産課税に関するシャウプ勧告の内容を見る。第一に、相続税と贈与税の一本化が挙げられる。勧告前は、相続税については遺産課税方式が取られていたが、贈与税については原則非課税であり、例外として相続開始前一年以内の贈与

35) シャウプ使節団(1949)143ページ引用。

財産のみが相続税の課税価格に加算されるのみであった。よって、勧告前の方式では生前贈与を行うことによって租税回避が横行していたため、生前贈与を防止し、累進性を確保するために相続税と贈与税の一本化が行われることとなった。

第二に、生涯を通じて取得した資産に課税する累積課税方式 (Accession Tax) が導入された。勧告前は、相続が発生する都度課税し、家督相続を優遇し、血族の親疎によって税率を区分する方式をとっていた。そこで、贈与税を統合し、相続や贈与があるたびに、取得した財産の累積額に対して累進税率を適用し、適用後に算出された税額から過去に支払った税額を控除した上で納税額を決定する累積課税方式を導入することによって、課税の公平性を高めることになった。

第三に、課税方式が遺産課税方式から遺産取得課税方式へと移行したことが挙げられる。変更の意義と理由について、シャウプ使節団 (1949) は、租税負担が各相続人間に、より公平に分配されること、従来の相続税よりもより広範に富を分散することになること、相続税と贈与税を組み合わせたものよりも単一の税率を適用できるので簡単であること、改正前の税制では生前の贈与と死後の遺贈を綿密に使い分けることによって租税回避を行うことが可能であるが、遺産取得課税方式へと移行すると、贈与が生前に行われようと、死後に行われようと租税総額に何ら変わりはなく、中立的な税制度を構築できることの四点を挙げている³⁶⁾。

第四に、相続税の税率が引き上げられた。これは、勧告前には 10 % から 60 % までの 19 段階であったものが、勧告後には 25 % から 90 % までの 14 段階になり、より累進度の高い構造となった。この背景には、三つ目の勧告の内容として取り上げた遺産取得課税方式が、富の集中排除や租税負担の公平のためには最も優れた課税方式であり、相続税は所得税に比べて勤労意欲への悪影響が小さいことから、シャウプ使節団 (1949) における「承継 (すなわち贈与税、遺産税または承継税) に対する最高税率は、(中略) 所得に対する総合最高税率と少なくとも同程度でなければならない」との考え方の下に行われたものと考えられる³⁷⁾。また、首藤 (1999) は、「戦前日本における富の独占的集中の弊害を前にして、この富の集中構造を解体し、将来においても公平な再分配により富の集中を排除してゆくことが、戦後日本の

36) シャウプ使節団 (1949) 144 - 145 ページ参照。

37) シャウプ使節団 (1949) 149 ページ引用。

民主主義の基盤を作ってゆくことになるとの考えもあったと思われる³⁸⁾としている。

第五に、富裕税が創設された。これは、不公平を是正し、長期的に安定した税制を構築するために、所得税を中心に据えたシャウブ勧告であったが、その補完税の一つとして富裕税が考え出され、創設されたものである。富裕税は500万円超の純資産に対し0.5～3%の累進税率を適用するものであった。

第六に、配偶者に対する相続税の減額、未成年者控除、年長者控除が創設された。このうち、現存するものについて言及すれば、配偶者に対する相続税の減額は配偶者の課税価格を2分の1に減額する措置、未成年者控除は18歳までの1年につき1万円を課税価格から控除する措置であり、現行の相続税制とは全く異なるものであった。

以上の内容は、1950(昭和25)年度改正で勧告どおり実施され、1952(昭和27)年まで継続された。このように、相続税及び贈与税に関するシャウブ勧告の意図が、主に富の集中排除にあったことは前述の通りである。そして、その目標を達成するために勧告された六つの内容はいずれも画期的なものであり、第二次世界大戦敗戦により白紙となったわが国の相続税制を再構築する上での貢献度は最大級のものであるといえる。そして、財閥や地主といった資産家の富は勧告により解体されることとなり、富の集中排除という目標は達成されたかに思えた。しかし、神野(1983)の推計によると、相続税の再分配効果を示す平準化係数は改正前の1948(昭和23)年には約10%であったが、シャウブ勧告に基づく税制改革が実施された1950(昭和25)年には約7%に低下していた³⁹⁾。これは、当時の相続税の相続客体の圧倒的比重を占めていたのは農民を中心とする中間階層の相続財産であり、それらの財産は分割が困難であることから相対的に税負担が重くなり、中間階層の家族的経営を圧迫していたことが原因と考えられる。この課題は、第1期以降の改革に持ち越されることとなった。

38) 首藤(1999)19ページ引用。

39) 神野(1983)210ページ参照。

3.2 第1期(1953(昭和28)年～1957(昭和32)年)の相続税・贈与税の沿革

1951(昭和26)年から1955(昭和30)年にかけては、税制全体的に戦後復興期の社会経済に即応したシャウプ税制の修正が行われ、執行上問題が多かった制度が見直されることとなった。相続税については、1953(昭和28)年度に改正が行われ、第一に、生涯を通じて取得した資産に課税する累積課税方式が、主として財産取得に関する公的記録の維持が困難であるという税務行政執行上の理由から廃止され、相続税と贈与税の二本立てによる遺産取得課税方式に修正された。具体的には、相続により取得した財産と贈与により取得した財産を統合していたものを改め、相続・包括遺贈などによる財産の取得に対しては、その都度相続税を課税し、贈与・特定遺贈による財産の取得に対しては、相続と分けて、その取得者の受けた贈与財産の1年間の累積額に課税する受贈者課税(取得課税)方式による贈与税として独立して課税されることになった。

第二に、相続開始前2年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算する制度が導入された。これは、贈与税は相続税を補完する税であるが、課税最低限未満の贈与を死期が迫ってから毎年のように行くと、多額の贈与が可能となり相続税逃れのための贈与が横行する恐れがあるため、このような抜け穴を防止することを目的に導入された。

第三に、シャウプ勧告によって創設された富裕税が廃止された。富裕税については、当初の目的である所得税を補完する役割を果たしてはいたが、一方で預貯金や無記名債権についての評価が困難で課税の公平性に欠ける点や徴税コストがかさむ点から廃止された。この他に、シャウプ勧告以降続けられてきた年長者控除が廃止された。

このように、第1期は戦後復興に必要な経済展望と実態経済、それに対する租税の結びつきの議論がほとんどされずに勧告されたシャウプ勧告を実際に実施した上で、わが国の実態に見合うように取捨選択され、修正された時期であるといえる。

3.3 第2期(1958(昭和33)年～1988(昭和63)年)の相続税・贈与税の沿革

3.2ではシャウプ勧告が戦後復興期の経済的実態に合わず、1953(昭和28)年度の改正によって修正されていく過程を見たが、この流れは1958(昭和33)年度の改正によってさらに促されることになる。

1958 (昭和 33)年度の改正では、第一にシャウブ勸告からの課税方式である遺産取得課税方式に遺産課税方式の長所を加味するために、法定相続分課税方式が導入され、法定相続分課税方式による遺産取得課税方式に改められた⁴⁰⁾。この導入に際して、税制特別調査会(1957)は改正前の相続税制度と経済実情を検討しており、遺産取得課税方式は相続により遺産が分割相続されることを前提としたものであるが、実際には長子相続が根強く残っており、現行の相続税制度が遺産分割の程度により相続税負担に大きな差異を生ずることから、事実と異なるような申告が行われ、相続税の負担に不公平をきたしていること、⁴¹⁾の遺産取得課税方式の前提の下では、農業や中小企業の資産など分割が困難な資産を相続した場合には、正直に申告すると相対的に税負担が重くなり不公平であること、シャウブ税制は相続税の負担が重すぎることを、それぞれ改正前の相続税制度の欠陥として挙げている⁴¹⁾。ゆえに、遺産分割の状況によって大きく負担に差異が生ずることを防止するために、長子1人で相続しても、相続人が均等相続しても、相続税負担が均等になるように、民法で定める法定相続分の規定に忠実に配慮した法定相続分課税方式が導入されたのである⁴²⁾。

法定相続分課税方式とは、まず遺産総額から導かれる課税価格の合計額から基礎控除を控除した上で、課税遺産額を算出する。次に、相続が民法に定める法定相続分の規定に従って行われたものと想定して、算出された課税遺産額を、同法の規定の割合に従った上での各相続人の相続税額を計算し、その合計額を遺産に対する相続税総額とする。さらに、この相続税総額を各財産取得者の実際の取得財産額に応じて按分し、各者の相続税額を求めるという二段階方式である。首藤(1999)は、この方式が導入されたことにより、実際に遺産分割がどのようになされようと、相

40) 本稿では、遺産課税方式の長所については1.2.1で述べた。その長所の中から、具体的には「遺産の仮装分割等による不当な租税負担の軽減を防ぐことができること」が改正前の相続税制度に加味されたものと思われる。

41) 税制特別調査会(1957)1-2ページ参照。

42) 法定相続分は民法第886条、887条、889条、890条、900条、901条、907条に規定されている。なお、1958(昭和33)年度の改正で導入された当時の法定相続分課税方式には、累進税率のもとでは法定相続人の数が多いほど相続税額が少なくなるという問題があり、養子縁組の増加により節税をはかるといふ事例が横行していた。これについて、林・橋本・林・中井(1989)では、「養子縁組により法定相続人が増加すれば、基礎控除額による税額の減少だけでなく、1人当りの課税価額が減少することによって適用される税率が下がった場合には税額がさらに減少する」と制度上の問題点を指摘している(林・橋本・林・中井(1989)128-129ページ引用)。この問題が解消するのは1988(昭和63)年度の改正であり、本稿27ページを参照されたい。

続税総額には原則的に変動が生じないことから、相続税制が遺産取得税体系を基礎にしながらも遺産税体系との折衷的性格を有するものに改正されたとしている⁴³⁾。

第二に、贈与税の負担をさらに合理的にするために、3年以内に同一人から贈与があった場合には、贈与財産の3年間の累積額に対して課税する累積課税制度(3年累積課税制度)が導入された。この他の改正として、改正前は課税価格からの控除していた各種控除を税額から控除する方式に変更し、また相続財産に加算すべき贈与財産の範囲を相続開始前2年以内から3年以内に拡大された。

この年の改正以降、わが国は高度経済成長を迎える。相続税制もこの経済成長に伴い、実態に見合わないものについては修正が加えられていくこととなった。

まず、1964(昭和39)年度の改正では、定額控除が200万円から250万円に引き上げられたことその他に、納期限の延期を認める農地等に係る贈与税の納期限の特例が創設された。これは、農地の細分化防止と農業の後継者育成のために、農地の生前一括贈与があった場合においては、農業を続ける限りにおいて、贈与者の死亡時まで納税を猶予し、死亡した場合は贈与税を免除する制度である。

1966(昭和41)年度の改正では、相続税の遺産に係る基礎控除として既存の定額控除、法定相続人比例控除の他に、配偶者控除(200万円)が創設された⁴⁴⁾。また、贈与税にも配偶者控除(160万円)が創設された⁴⁵⁾。これは、夫婦間における財産形成については、配偶者の貢献によるところが大きいという社会的風潮に配慮したものであった⁴⁶⁾。さらに経済成長による所得の増加に伴い、相続税の課税最低限が2倍程度に大幅に引き上げられた⁴⁷⁾。

1975(昭和50)年度の改正では、配偶者の負担軽減措置の拡充が行われた。これは、改正前の相続税制における遺産に係る配偶者控除(600万円)を吸収した上で、遺産の3分の1又は4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除するという従来の措置の拡充であった。これも、1966(昭和41)年度の改正で述べ

43) 首藤(1999)20ページ参照。なお、法定相続分課税方式による遺産取得課税方式の特徴、長所・短所、解釈、問題点、今後のあり方については、本稿1.2.3に譲る。

44) 相続税法第21条の2。

45) 相続税法第21条の5。

46) 税制調査会(1968)23ページ参照。

47) 法定相続人が3人の場合、課税最低限は改正前が400万円に対し、改正後は840万円になる。遺産に係る基礎控除、税率構造についての詳細は付表を参照されたい。

た婚姻生活における配偶者の貢献を評価すべきであるとする社会的要請が強まってきた結果として行われた改正である。他に、農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設された⁴⁸⁾。これは事業承継の観点から、一定条件以上の部分について納税を猶予し、さらにその相続人が死亡した場合又は申告期限後 20 年間農業を継続した場合は猶予税額を免除する制度である。また、1958 (昭和 33)年度の改正から続いてきた贈与税の 3年累積課税制度が税務執行上困難になってきたことから廃止され、同年度改正前の 1年間の累積課税制度に戻された。

1980 (昭和 55)年度には、配偶者の負担軽減措置が従来の 3分の 1から 2分の 1に改正された。これは同年度に民法の法定相続分が改正され、その改正に伴い配偶者相続権が拡大した結果、配偶者の負担軽減措置も拡大したものである⁴⁹⁾。

1983 (昭和 58)年度の改正では、相続税の小規模宅地等の特例が創設された。これは、同年に行われた株式評価についての改善合理化計画を踏まえ、地価の動向も鑑みると、個人事業者等の事業の用又は居住の用に供する小規模宅地等は雇用の場であり、取引先等とも密接に関連しており、また事業主以外の多くの者の社会的基盤としての役割を担っていることから、課税上特別の配慮を加えることが適当として創設されたものである⁵⁰⁾。

このように、経済成長やそれに伴う経済構造及び経済的実態の変化に伴い、さまざまな改正がシャープ勧告以降行われてきた。これは相続税のみならず、法人税や所得税、他の諸税を含めて税制全般に言えることである。しかし、それらの改正は個々の税目についてのみ行われたものが多く、他の税を意識して包括的に行われたものとは言えない面があった。このような状況下で 1987 (昭和 62)年から 1988 (昭和 63)年にかけて、シャープの税制改革以来と称される抜本的税制改革が実施された。抜本的税制改革は、高齢化社会や国際化の動き、経済のサービス化などの経済構造の変化や価値観の多様化などの社会の変化等を勘案し、公平、中立、簡素の租税原則を意識した上で、所得・消費・資産等との間でバランスのとれた安定的な税体系の構築を目指して行われたものである。

48) 相続税法第 70 条の 4。

49) 民法第 51 号における改正。

50) 税制調査会 (1983)6 ページ、大蔵財務協会 (1983)177 ページ参照。

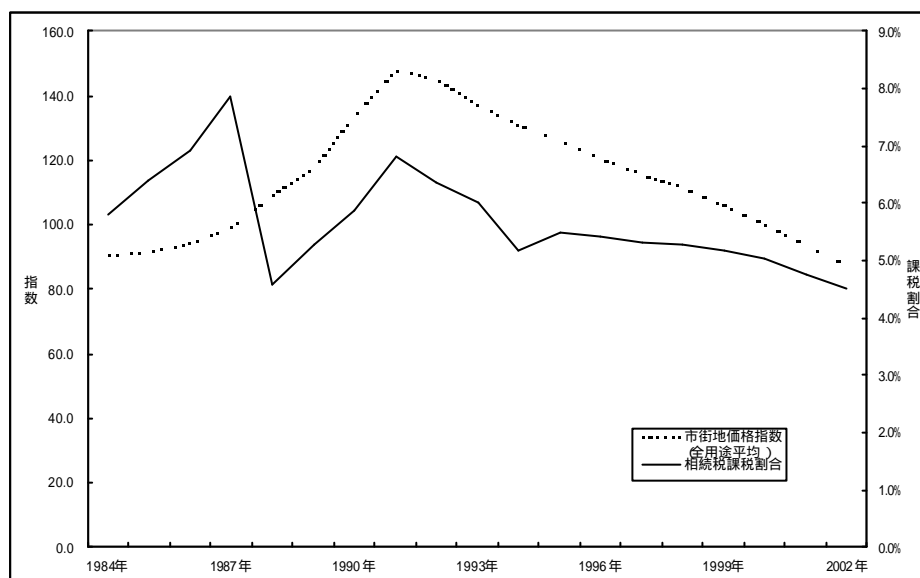
相続税については、1988（昭和63）年度に改正が行われ、第一に課税最低限、税率構造、配偶者に対する相続税額の軽減、非課税限度額、税額控除といった相続税制の根幹をなすものについて全般的に拡充措置が取られた。

この改正の背景として、地価の上昇と課税件数の急増が挙げられる。図3-1は、市街地価格指数と死亡件数に対する課税件数の比率である相続税の課税割合の推移を描いたものである。相続税の負担水準は1975（昭和50）年度の改正以来据え置かれてきた。なお、1975年の市街地価格指数（全用途平均）は2000年3月を100とした場合、81.0であり、課税件数は14,593件で、相続税課税割合は2.1%である。

しかし、1980年代半ばに入ると、経済社会の国際化や情報化の進展に伴い、企業の業務機能や中枢機能が東京圏に一極集中し始めた。この現象により、東京圏を中心に土地需要が急激に高まり、また流動性資金の獲得を目的とした投機の一手段としての土地取得も相まって、東京圏を中心に地価の高騰が発生し、その後、全国の主要都市にも地価の高騰が波及することとなった。また、個人も土地の値上がりを期待し、売り惜しんだため、土地の供給が需要に追いつかず、このことも地価の高騰に拍車をかけた。いわゆるバブル経済の到来である。結果として、1987年の市街地価格指数は99.2で1975年比約1.2倍となった。それに伴い、個人の資産保有額も増大し、課税件数が急増することとなり改正直前の1987年には、課税件数は59,008件で、相続税課税割合は7.9%と1975年比で4倍近くになっていた。また、この課税件数の急増の原因としては、地価の上昇の他に、経済成長に伴う個人財産の増加や一般的な物価水準の上昇も関係していた。このような状況下で、税制調査会（1986）では「相続税の課税最低限については、（中略）中堅財産階層に過度の負担を求めることのないよう物価・所得等経済指標の推移等を踏まえ⁵¹⁾課税していく必要があると考え、遺産に係る基礎控除が倍額に引き上げられた⁵¹⁾。具体的には、定額控除が2,000万円から4,000万円に、法定相続人比例控除が法定相続人1人あたり400万円から800万円に改正された。また、税率構造は税率の刻み数が14段階から13段階に1段階削減され、最高税率が75%から70%に引き下げられた。

51) 税制調査会（1986）75ページ引用。

さらに、配偶者に対する優遇制度が拡大され、遺産の2分の1又は4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額までの控除が認められていたものが、配偶者の法定相続分又は8,000万円のいずれか大きい金額に対する税額まで控除が認められるようになった。他に、死亡保険金及び死亡退職金の非課税限度額や未成年者控除、障害者控除、特別障害者控除も引き上げられた。この改正の結果、1988年の課税件数は36,468件、相続税課税割合は4.6%と改正前に比べ、確実に減少した。



注：市街地価格指数(全用途平均)は2000年3月を100としたものである。

出所：日本不動産研究所『市街地価格指数』、国税庁『国税庁統計年報書』各年版より作成。

図3-1 市街地価格指数と相続税の課税割合の推移

第二に、法定相続人の数に算入する養子の数を制限する措置が取られた。具体的には、実子相続人のいる場合には被相続人の養子のうち1人まで、実子相続人のいない場合には被相続人の養子のうち2人までしか法定相続人の数に算入する養子の数を認めない措置である⁵²⁾。この措置により、1958(昭和33)年度の改正において、法定相続分課税方式が導入され、法定相続分課税方式による遺産取得課税方式に改められたことを起因にして、約30年間続いてきた養子縁組の増加によって節税をはかるといふ問題が是正されることになった。

52) ただし、税負担の回避を目的とする養子は算入しない。

以上のように、第2期においては高度経済成長を経ることにより、シャウプ勧告の内容と経済情勢を考慮した税制との間での乖離が進み、わが国の現実に傾倒した改正が行われてきたといえよう。まず、1958（昭和33）年度に導入及び改正された法定相続分課税方式による遺産取得課税方式は、わが国固有の折衷方式であり、現在まで半世紀近く続いていることは評価すべきことである。しかし、遺産取得課税方式の欠点は遺産課税方式の長所を加味したことによって全て解決したとは言い難く、むしろ両方式の長所を相殺し、複雑にしているようにも思われる。例えば、遺産課税方式の欠点として、仮装分割による申告が行われる恐れがあり、税負担の公平性を欠くことが挙げられるが、長所として、分割促進に適しているため、富の集中抑制の効果がある。一方、遺産課税方式の長所として仮装分割による税負担軽減を防止することが可能であることが挙げられるが、短所として、遺産分割に関係なく課税するため富の集中抑制や富の再分配機能を備えていない。ゆえに、この2つを掛け合わせることは、仮に仮装分割が行われていた場合には、相続税負担が均等になったとしても、富の再分配機能が促されず富が集中してしまうという事態が発生する可能性があるということである。この課税方式の問題は相続税の基本的問題であり、相続税の性質からもちろん軽々しくは判断できないことではあるが、課税の簡素性の観点から、どちらかの方式に統一するよう再検討することが今後望まれる。

また、高度経済成長に伴い行われてきたさまざまな改正であるが、他の税を意識して包括的に行われたものとは言えない面があった中で、シャウプの税制改革以来の大規模な税制改革である抜本的税制改革が実施されたのは、相続税のあり方を問い直す上でも良い改革であったと思われる。当時はバブル絶頂期に向かう頃であり、相続税においては地価の上昇と課税件数の急増が問題であったことから、このままバブルの絶頂期を迎えていれば中間階層の負担はさらに増大して、バブル崩壊後の不況がさらに長引いていたかもしれないことを考えると、絶妙な時期に税制改革が行われたと評価できよう。

さらに、第2期は家族のあり方や配偶者の地位についての検討が行われた時期であったともいえる。すでにシャウプ勧告後の新税制によって、嫡出子諸子には初めて均等な相続権が、配偶者には初めて相続権が与えられてはいたが、当時は配偶者に対する相続税額の軽減として、配偶者の課税価格を2分の1に減額する措置のみがあるだけであった。しかし、夫婦間における財産形成については、配偶者の貢

献によるところが大きかったし、それ以外の面でも配偶者の貢献度は高いとする社会的風潮を受けて、1980（昭和 55）年度には民法の法定相続分改正が行われ、抜本的税制改革の頃には、法定相続人や配偶者の取り扱いは大幅に改善されていた。

3.4 第3期（1989（平成元）年～2002（平成14）年）の相続税・贈与税の沿革

一連の抜本的税制改革として行われた1988（昭和 63）年度の改正では、バブル経済による地価の上昇を起因に発生した課税件数の急増による中堅層の税負担増大という問題を解消すべく、相続税制の根幹をなすものについて全般的に拡充措置が取られた。その結果は、課税件数と相続税課税割合の減少という形で表れた。しかし、1991年までは地価の上昇が続き、1991年時点で課税件数は56,554件、相続税課税割合は6.8%と抜本的税制改革前の状況に戻りつつあった。

このような状況を踏まえ、1992（平成4）年度の改正では、土地の相続税評価の適正化と相続税の負担調整を目的に、相続税の減税政策が1988（昭和 63）年度の改正に引き続き行われた。具体的には、定額控除が4,000万円から4,800万円に、法定相続人比例控除が法定相続人1人あたり800万円から950万円に改正された。また、税率構造も改正前が最低税率10%（課税価格400万円以下）、最高税率70%（課税価格5億円超）であったものが、改正後は最低税率10%（課税価格700万円以下）、最高税率70%（課税価格10億円超）とその累進度が緩和された。さらに、小規模宅地等の特例の減額割合が拡充された。その結果、図3-1のように1991年を境にバブル崩壊による地価の下落が始まったことも相まって、1992年の課税件数は54,449件で、相続税課税割合は6.4%と改正前の1991年と比較すると減少の兆

しを見せ始めた⁵³⁾。

1994 (平成 6)年度の改正では、制度の簡明化の観点から相続税の減税が行われた。これは、定額控除を 4,800 万円から 5,000 万円に、法定相続人比例控除を法定相続人 1人あたり 950 万円から 1,000 万円に改正されたものである。また、税率構造も改正前が最低税率 10 % (課税価格 700 万円以下)、最高税率 70 % (課税価格 10 億円超)であったものが、改正後は最低税率 10 % (課税価格 800 万円以下)、最高税率 70 % (課税価格 20 億円超)となり累進度が 1992 (平成 4)年度の改正に比べさらに緩和された。さらに、配偶者に対する相続税額の軽減措置も、改正前は配偶者の法定相続分又は 8,000 万円のいずれか大きい金額に対する税額までの控除であったものが、改正後は配偶者の法定相続分又は 1億 6,000 万円のいずれか大きい金額に対する税額までの控除となり配偶者は実質的に倍の控除を受けることができるようになった。

2001 (平成 13)年度の改正では、贈与税の基礎控除が 60 万円から 110 万円に引き上げられた⁵⁴⁾。これは、資産の保有が集中している高齢者の多額の個人金融資産

53) 1990 年代に入ると、バブル景気もその勢いを失い始めた。地価においては、図 3 - 1のように 1991 年を境にバブル崩壊による地価の下落が始まり、1992 年の市街地価格指数は前年比で 4.4 %も下落した。

この原因として第一に、金利の上昇が挙げられる。日本銀行は 1985 年のプラザ合意以降、金融緩和政策を取ってきたが、1989 年にバブル経済の発生が指摘され始めてからは一貫して金融政策の引き締めを行い、1990 年 8月までに公定歩合を 6.0 %にまで引き上げた。この金利の上昇は、土地の需要側には金利負担を、土地の供給側(不動産業界)には借入金に係る金利上昇による負担をそれぞれ増大させ、土地の保有や事業を展開するにあたってのリスクを生ずることとなり、地価の高騰を抑止する役割を担った。

第二に、政府が地価沈静化に向けて本格的に取り組み始めたことが挙げられる。具体的には、不動産向け融資総量規制(以下、「総量規制」)の実施と地価税の導入の二点の取り組みである。総量規制は 1990 年から実施された政策で、不動産向け融資の伸び率を総貸出の伸び率以下に抑えること、不動産業、建設業、ノンバンクに対する融資の実態を報告することの二点を金融機関に対して求めるものであった。これにより、バブル期の土地高騰の一要因である投機目的の土地取得が締め付けられることとなった。一方、地価税は、土地の資産としての有利性を縮減(土地の保有コストを増大)させ、地価を抑制し、土地の資産価値に応じた税負担を求めることを目的に、1992 (平成 4)年度の改正で導入されたものである。当時の地価税は、課税時期に有する土地の価額の合計額から一定の基礎控除額を差し引いた上で算出された課税対象額に、0.3 %の税率を乗じて計算する仕組みであった。これにより、国税において従来から存在する、土地の取得に関連する相続税及び贈与税、土地の譲渡に関連する土地の譲渡益課税(所得税、法人税)の他に、土地の保有に関連する地価税が新たに創設されることになり土地の取得、譲渡、保有の三つの側面から課税されることとなった。なお、地価税は長期の地価の下落に伴う臨時的措置として、1998 (平成 10)年度の改正により、課税が停止されることとなった。

以上の三点の政策により、土地の需要は急激に低下し、土地バブルは崩壊し、1980 年代半ばより続いていたバブル経済の崩壊につながったといえる。

54) 相続税法第 21 条の 5。

を若年・中年世代へ早期に移転させて消費拡大等を図ることや、所得税の課税最低限とのバランス、前回改正時の 1975（昭和 50）年と比べると、物価水準が上昇していること等から改正されたものである⁵⁵⁾。また、小規模宅地等の特例については、特定居住用宅地の限度面積を 330 m²から 400 m²に、特定事業用宅地の限度面積を 200 m²から 240 m²に拡大された⁵⁶⁾。

このように、第 3期は相続税については、一貫して減税政策がとられてきた。前半にあたる 1992（平成 4）年度の改正は、バブル絶頂期に行われた改革であり、当時の地価の上昇に伴う課税件数の急増の問題を考慮すると、当該問題の解消に一定の成果を挙げたといえよう。

その一方で、1994（平成 6）年度の改正も含めると、課税最低限は抜本的税制改革前と比べてかなり引き上げられたことになる。例えば、妻と子供 2人が法定相続分に従って相続を行う場合を想定すると、抜本的税制改革前は 3,200 万円であったが、現行税制では 8,000 万円となり、相続税が一部の資産家にしか課税されない状況がより強まったと言える。また、今後の少子高齢化の進展に伴い、経済のストック化がより進み、また子供一人当たりが受け取る遺産額がこれまでより増大する可能性があり、個人の能力とは別に資産格差が拡大する恐れがある。このことを勘案すると、これ以上の課税最低限の引き上げは一部の資産家にしか課税されない傾向をさらに強めることとなり、また子供が両親からの相続財産に依存しがちで個人の能力が反映されにくい資産分布となり、ストック面での平等化が図れないことになる。ゆえに、今後は課税最低限を引き下げ、税率の累進度を緩和し、広く、薄く課税していくことを検討すべきである。

また、第 3期の後半にあたる 2001（平成 13）年度の改正では、贈与税の課税最低限が引き上げられた。贈与税は、生前贈与による相続税の回避防止を課税根拠とし、相続税を補完する役割を担っている。しかし、贈与税の課税最低限の引き上げは、この課税根拠と存在意義を損なうものである。なぜなら、改正前で年間 60 万円までの基礎控除が認められており、毎年計画的に少額の生前贈与を行えば相続税の節税が可能であることから、この基礎控除を年間 110 万円まで引き上げることは無

55) 税制調査会（2002）13 ページ参照。

56) 租税特別措置法第 69 条の 4。

償の財産取得をより容認することにつながるからである。確かに、課税最低限引き上げの根拠である世代間の資産移転の促進は今後必要ではあるが、相続税が一部の資産家にしか課税されていない現況では、贈与税の軽減措置拡充は資産移転を促す効果よりも、無償取得財産を増やし資産格差の拡大を助長している効果のほうが大きいと言わざるを得ないであろう。そこで、贈与税についても相続税と同様、広く、薄く課税するべきであり、課税最低限については引き下げる方向で再度検討すべきではないか。また税率の累進度については、相続税の課税回避を防止する観点から、これまで税負担が高い水準に設定されてきたが、一方で生前贈与を阻害してきた可能性もあり、適正な負担水準について見直す必要があるだろう。

3.5 第4期(2003(平成15)年以後)の相続税・贈与税の沿革

2003年(平成15)年度の改正では、相続税、贈与税ともに制度の簡素化の観点から、税率構造の見直しが行われた。相続税については、最高税率が70%、税率の刻みが9段階であり、贈与税については、最高税率が70%、税率の刻みが13段階であったものが、ともに最高税率が50%、税率の刻みが6段階になった⁵⁷⁾。このうち、最高税率については所得税の最高税率である50%との格差が大きく、諸外国の最高税率と比較してみても高いことから引き下げられたものであり、贈与税についてもこれに準じて見直しが行われたものである⁵⁸⁾。

また、生前贈与を容易にして、高齢者の保有する資産の次世代への移転を円滑にするために相続時精算課税制度が導入された⁵⁹⁾。これは、受贈者が生前贈与の際に現行の贈与税制度に代えて、当該制度を選択することができ、当該制度を選択した場合には、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、相続時に贈与財産と相続財産とを合算した価額を基準に計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を控除して納付すべき相続税額を算出することにより、贈与税と相続税との間で精算が行えるという制度である。具体的には、贈与時は、贈与財産の価額から複数年にわたり使用できる特別控除2,500万円を控除した後の金額に一律20%の税率

57) 相続税法第16条、相続税法第21条の7。

58) 税制調査会(2003)11ページ参照。

59) 相続税法第21条の9-18。

を乗ずることにより贈与税額を算出する。また、相続時には前述の方法で納付すべき相続税額を算出し、既に支払った贈与税額が納付すべき相続税額から控除しきれない場合には、当該支払った贈与税額の還付を受けることができる仕組みになっている。なお、この制度の適用対象者は、贈与者が 65 歳以上の親、受贈者が 20 歳以上の子である推定相続人である⁶⁰⁾。

さらに、この制度に関連して、住宅取得資金の贈与の特例が 2005 年末までの経過措置として導入された⁶¹⁾。これは、住宅取得等のために資金の贈与を受けた場合には、たとえ 65 歳未満の親からの贈与であったとしても、相続時精算課税制度を選択適用することが可能となる。また、これらの資金の贈与については、特別控除が 3,500 万円となり 通常の相続時精算課税制度よりも優遇される。

さて、この相続時精算課税制度の長所は、贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限がなく、また 2,500 万円までは特別控除の適用により非課税になることである。よって、通常の相続税及び贈与税の制度を別個で利用する場合よりも、税負担が軽減される可能性がある。また、次世代への資産移転を促進することは、高齢化社会の観点からも経済活性化の観点からも望ましい方向であると思われるので、当該制度のより一層の活用が望まれよう。しかし、一度相続時精算課税制度を選択すると、通常の相続税及び贈与税の制度に戻すことができないことが短所として挙げられる。つまり、相続財産は納税時の時価評価、贈与財産は贈与時の時価評価であるため、土地や株式の場合は価値の変動が生じ、当該制度適用時には不確定な要素が多いのが実情である。また、住宅取得資金の贈与の特例について税制調査会（2003）は、「民法上の遺留分侵害を助長するおそれもあり、この一体化措置との間で整理が必要」としている⁶²⁾。当該特例は 2005 年末までの時限措置であることから、時限措置終了後は一旦、若年層で住宅資産の取得がどの程度進んでいるかを分析した上で、相続時精算課税制度との間で調整が図れるかも含めて、今後も継続していくかどうかを検討すべきであろう。

60) 推定相続人とは、法定相続人のうち最優先順位にある者で、相続開始によって直ちに相続人となるべき者のことをいう

61) 相続税法第 70 条の 3。

62) 税制調査会（2003）11 ページ引用。

3.6 現行税制における相続税の実効税率

ここでは、現行の相続税制のもとで、時価で評価される金融資産を相続した場合と小規模宅地等の特例が適用される宅地を相続した場合の相続財産に対する実効税率を規模別に 50 億円まで比較する。なお、現行税制における実効税率の格差を時系列で比較するために、現行税制に改正される前の 1994 年から 2002 年までの税制（以下、改正前税制）における実効税率の推計も試みた。推計にあたり、前提として相続は妻と子供 2人が法定相続分に従って行うものとし、宅地はここではその他の居住用宅地と想定した上で、公示価格と同じ水準で評価されるものとし、小規模宅地等の特例（50%の軽減措置）が適用されるものとする。よってこれらの前提より、課税最低限は改正前税制も現行税制も、金融資産については 8,000 万円、宅地については 1億 6,000 万円となる。

そして、実効税率の推計の結果が図 3 - 2である。これによると、現行税制の金融資産と宅地の実効税率の格差は最大で 12.5 %であることが明らかになった。なお、改正前税制の格差は最大で 15 %であり、同種同規模の資産については格差が是正されていると言える。しかし、現行税制において、特定居住用宅地あるいは特定事業用宅地の場合には、小規模宅地等の特例が 80 %の軽減措置となり、金融資産と宅地との実効税率の格差がさらに広がることになる。また、2001（平成 13）年度改正で小規模宅地等の特例については、特定居住用宅地の限度面積を 330 m²から 400 m²に、特定事業用宅地の限度面積を 200 m²から 240 m²にそれぞれ拡大していることから、さらに金融資産と宅地との取り扱いに不平等が生じている可能性がある。

確かに、小規模宅地等は個人事業者が事業を営んでいく上で、また居住していく上で必要なものであるし、事業承継の観点からも課税上優遇措置を設けることはある程度必要であるかもしれない。また、1983（昭和 58）年度の創設時から、そのような根拠で導入及び経済情勢に応じての改正がなされてきた。しかし、推計結果からもわかるように、小規模宅地等の特例による優遇措置が、実物資産と金融資産との間での税負担のアンバランスを生じさせていることを軽視してはならない。また、その優遇措置の中にさらに率や限度面積に差を設けることは、不均衡を助長することになる。ゆえに、優遇措置のある実物資産と、原則、優遇措置のない金融資産との間での取り扱いの不平等を極力なくし、資源配分にゆがみをもたらさない税制にすべきである。

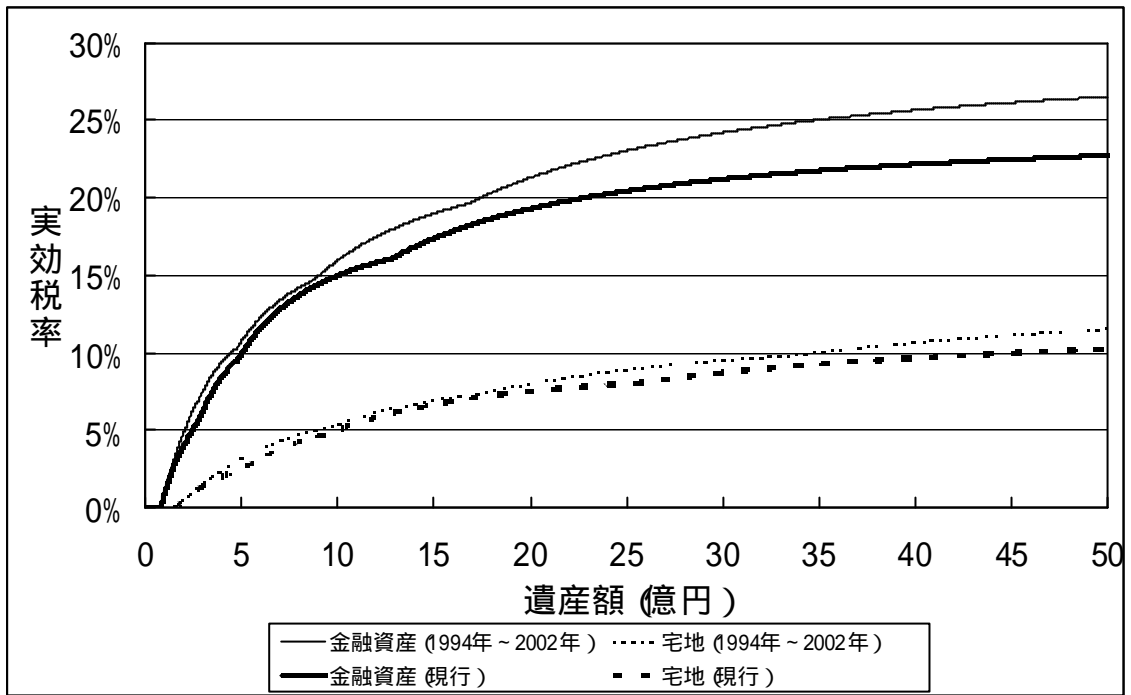


図 3 - 2 改正前税制と現行税制における相続税の実効税率

第4章 家計の実物資産と金融資産

この章では、まず家計部門の実物資産と金融資産の分布状況を時系列にマクロレベルで確認し、経済情勢によってその分布状況はいかなる影響を受けたか、また現在はどのような分布になっているのかを見る。さらに、全国消費実態調査を利用して家計部門の資産分布をさまざまな角度から分析することにより、近年、資産格差が拡大傾向にあるか縮小傾向にあるかを明らかにする。

4.1 家計部門の資産の保有・分布状況の推移

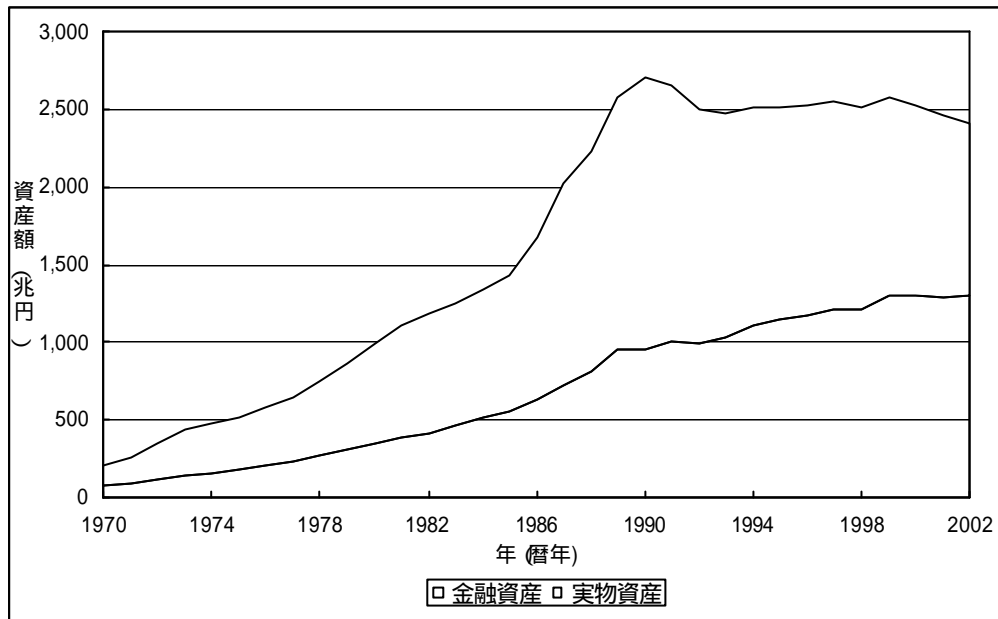
図4-1と表4-1は暦年ごとの家計部門の資産の保有・分布状況の推移を示したものである。

これを年代ごとに見ていくと、1970年代の高度経済成長期には1970年から1979年の10年間で実物資産、金融資産ともに4倍以上の伸びを見せており、内訳を見ると、実物資産が家計部門の資産の約65%を占めていた。

1980年代のバブルの生成から絶頂期においては、実物資産について1980年から1989年の10年間のうち、5年間で前年と比べ10%を超える伸びを示しており、特に1986年から1987年にかけては、1,041兆円であったものが翌年には1,312兆円と前年比126%の驚異的な伸びとなっていた。また、金融資産についても常に前年比110%台で推移していたものの、実物資産の伸びがそれを超越していたため、実物資産と金融資産の占める割合の差は最大で30.9%（1980年、1981年とも実物資産65.4%、金融資産34.6%）となっていた。

1990年代にはバブル経済が崩壊したが、それは実物資産において地価の下落という形で表れた。実物資産は1990年の1,756兆円を境に下落の一途をたどり、1990年から1999年の10年間に27.2%も減少した。一方、金融資産はバブル経済の崩壊の中、前年比100%台前半の増加率で堅調な伸びを示し、下落することはほとんどなかった。

そして、2000年以降は家計部門の資産のうち、金融資産が半分以上を占めており、バブル期には実物資産が金融資産の約2倍あったものが、2002年現在では金融資産が1,298兆円で家計部門全体の54%、実物資産が1,107兆円で家計部門全体の46%と、金融資産が実物資産を上回る傾向が続いている。



注 :実物資産とは、純固定資産 (住宅など)、再生産不可能有形資産 (土地、森林、漁場)など、金融資産以外の資産の合計をいう。金融資産とは、現金通貨、通貨性預金、長期債権、株式、生命保険などの資産の合計をいう。なお、これらはともに名目値である。

出所 :経済企画庁経済研究所 『国民経済計算年報』各年版より作成。

図 4 - 1 家計 (個人企業を含む)部門の資産の保有・分布状況の推移

表 4 - 1 家計 (個人企業を含む)部門の資産の保有・分布状況の推移

年	金融資産			実物資産			家計部門 資産合計 (兆円)
	(兆円)	家計部門に 占める金融 資産の割合	金融資産 対前年比	(兆円)	家計部門に 占める実物 資産の割合	実物資産 対前年比	
1970 S45	72.2	34.3%		138.5	65.7%		210.7
1971 S46	85.2	33.8%	118.1%	166.8	66.2%	120.4%	252.0
1972 S47	114.4	32.7%	134.2%	235.8	67.3%	141.4%	350.2
1973 S48	137.1	31.0%	119.8%	305.7	69.0%	129.6%	442.8
1974 S49	151.8	32.3%	110.7%	318.4	67.7%	104.1%	470.1
1975 S50	175.2	33.7%	115.5%	344.1	66.3%	108.1%	519.3
1976 S51	207.9	35.6%	118.6%	376.8	64.4%	109.5%	584.7
1977 S52	235.1	36.5%	113.1%	409.0	63.5%	108.5%	644.1
1978 S53	275.8	37.2%	117.3%	465.1	62.8%	113.7%	740.9
1979 S54	310.3	35.8%	112.5%	557.4	64.2%	119.8%	867.6
1980 S55	341.3	34.6%	110.0%	646.3	65.4%	116.0%	987.6
1981 S56	381.3	34.6%	111.7%	722.1	65.4%	111.7%	1103.4
1982 S57	415.8	35.1%	109.1%	767.2	64.9%	106.2%	1183.0
1983 S58	461.5	36.8%	111.0%	792.8	63.2%	103.3%	1254.3
1984 S59	511.8	38.3%	110.9%	824.2	61.7%	104.0%	1336.0
1985 S60	559.1	38.9%	109.2%	876.4	61.1%	106.3%	1435.6
1986 S61	633.9	37.8%	113.4%	1041.3	62.2%	118.8%	1675.3
1987 S62	715.5	35.3%	112.9%	1311.6	64.7%	126.0%	2027.1
1988 S63	815.9	36.5%	114.0%	1420.4	63.5%	108.3%	2236.4
1989 H1	958.4	37.1%	117.5%	1622.7	62.9%	114.2%	2581.0
1990 H2	948.7	35.1%	99.0%	1755.9	64.9%	108.2%	2704.6
1991 H3	1001.4	37.8%	105.6%	1648.7	62.2%	93.9%	2650.2
1992 H4	992.3	39.7%	99.1%	1507.1	60.3%	91.4%	2499.4
1993 H5	1033.0	41.7%	104.1%	1445.5	58.3%	95.9%	2478.5
1994 H6	1102.4	43.8%	106.7%	1415.6	56.2%	97.9%	2517.9
1995 H7	1146.9	45.7%	104.0%	1365.0	54.3%	96.4%	2511.9
1996 H8	1175.4	46.4%	102.5%	1355.7	53.6%	99.3%	2531.1
1997 H9	1207.9	47.3%	102.8%	1346.4	52.7%	99.3%	2554.3
1998 H10	1208.8	48.0%	100.1%	1311.6	52.0%	97.4%	2520.4
1999 H11	1299.1	50.4%	107.5%	1278.2	49.6%	97.5%	2577.3
2000 H12	1297.8	51.3%	99.9%	1234.4	48.7%	96.6%	2532.2
2001 H13	1292.7	52.6%	99.6%	1165.3	47.4%	94.4%	2458.0
2002 H14	1297.8	54.0%	100.4%	1107.2	46.0%	95.0%	2405.0

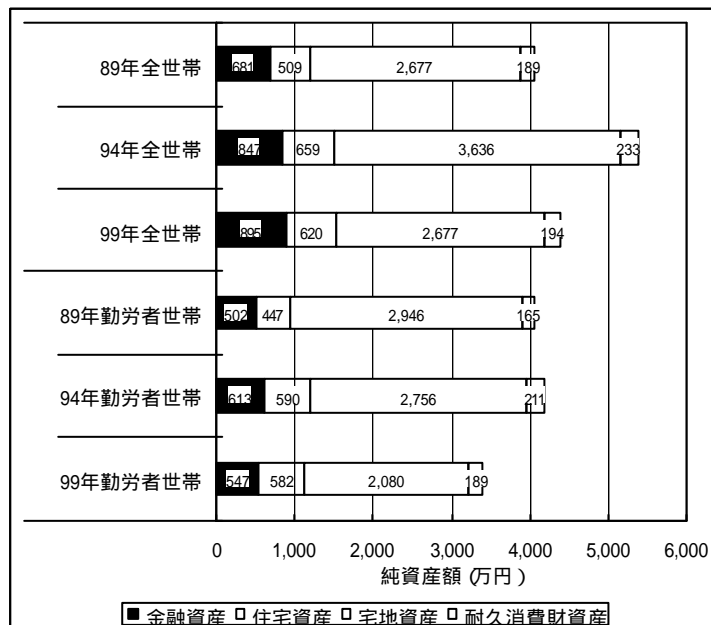
出所 :経済企画庁経済研究所 『国民経済計算年報』各年版より作成。

4.2 全国消費実態調査から見た家計の資産分布

ここでは、総務省統計局『全国消費実態調査』を用いて、家計の資産分布をさまざまな角度から分析していく。全国消費実態調査とは、総務省統計局が5年に一度(近年では、1989年、1994年、1999年に実施)、家計の収支のみならず、資産及び負債についても調査を行っている所得・消費・資産の総合調査のことであり、日本で実施されている世帯調査の中では最も情報量が多く、約6万世帯が調査対象とされている。なお、本稿では主に1994年と1999年の『全国消費実態調査』を用いて、分析を行う。

4.2.1 平均家計資産額

図4-2は1989年、1994年、1999年の全世帯と勤労者世帯の1世帯あたり家計資産額(2人以上世帯)を金融資産、住宅資産、宅地資産、耐久消費財資産の種類別に分けて表示したものである。これによると、宅地資産について1989年から1994年の調査にかけては全世帯では増大、勤労者世帯では漸減したもののほぼ横ばいであったが、1999年の調査ではともに1994年比約25%減と景気あるいは地価によって大きく変動していることがわかる。



出所:総務省統計局『全国消費実態調査』1989年版、1994年版、1999年版より作成。

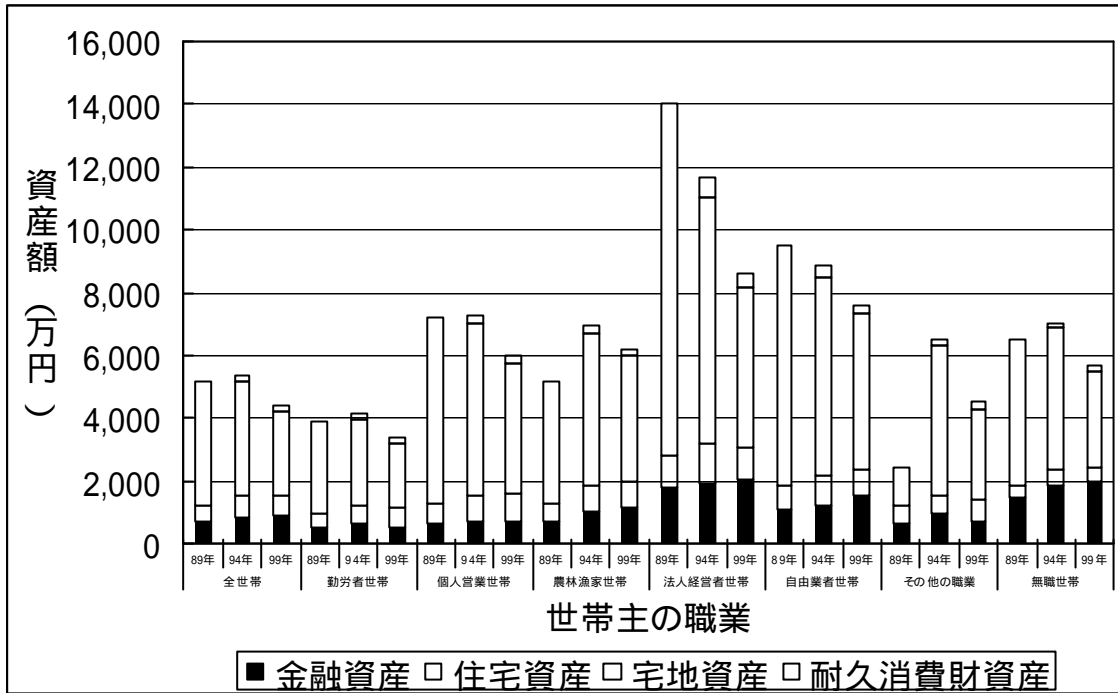
図4-2 資産の種類別1世帯あたり家計資産額(2人以上世帯)

4.2.2 世帯主の職業別1世帯あたり家計資産

図4-3と表4-2は1989年、1994年、1999年の世帯主の1世帯あたり家計資産額を職業別に表示したものである。これによると、1999年における勤労者世帯の資産合計は3,398万円であるのに対し、勤労者以外の世帯(個人営業世帯、農林漁家世帯、法人経営者世帯、自由業者世帯、その他、無職)の資産合計は6,129万円であり、勤労者以外の世帯のほうが勤労者世帯に比べて約1.8倍資産を保有していることがわかった。

では、この要因について調べるべく、金融資産と実物資産とに分解してみる。第一に、金融資産においては、勤労者世帯では1994年に613万円であったものが1999年には547万円と10.8%減少したのに対して、勤労者以外の世帯では1994年に1,307万円であったものが1999年には1,510万円と15.5%増加している。その結果、勤労者世帯と勤労者以外の世帯の金融資産の格差は1994年の約2.1倍から1999年には約2.8倍に拡大することとなった。

第二に、実物資産においては、1994年に3,557万円であったものが1999年には2,852万円と19.8%減少したのに対して、勤労者以外の世帯では1994年に6,435万円であったものが1999年には4,619万円と28.2%減少している。よって、勤労者以外の世帯のほうが、勤労者世帯に比べて1994年比で約10%多く減少していることになり、これが金融資産での勤労者世帯と勤労者以外の世帯での約2.8倍の格差を緩和させ、最終的に、勤労者以外の世帯のほうが勤労者世帯に比べて約1.8倍資産を保有していることにつながっていることがわかった。なお、実物資産においては、特に、法人経営者世帯、その他の職業、無職世帯では減少幅が約30%と大きなものとなっている。さらに、実物資産の中でも大きな割合を占めている住宅資産においては、1994年に590万円であったものが1999年には582万円と減少幅が1.4%に対し、勤労者以外の世帯では1994年に795万円であったものが1999年には687万円と13.6%の著しい減少であり、特に、法人経営者世帯では22%と大幅な減少となっていることもわかる。



出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1994年版、1999年版より作成。

図4-3 世帯主の職業別1世帯あたり家計資産額

表4-2 世帯主の職業別1世帯あたり家計資産額

世帯主の職業	資産合計	金融資産		実物資産			耐久消費財資産			年間収入		
		貯蓄	負債	住宅・宅地資産		消費財		ゴルフ 会員権等				
				住宅	宅地	一般消費財						
1999年資産額(万円)	4,387	895	1,452	557	3,491	3,297	2,677	620	194	168	26	761
勤労者世帯	3,398	547	1,156	610	2,852	2,663	2,080	582	189	175	14	801
勤労者以外の世帯	6,129	1,510	1,975	464	4,619	4,416	3,730	687	203	155	48	690
個人営業世帯	5,993	730	1,616	886	5,264	5,035	4,165	870	229	181	48	802
農林漁家世帯	6,181	1,160	1,569	409	5,022	4,836	4,012	823	186	180	6	696
法人経営者世帯	8,612	2,020	2,916	897	6,594	6,133	5,098	1,034	461	233	228	1,404
自由業者世帯	7,597	1,511	2,354	843	6,086	5,832	4,969	864	254	193	61	922
その他の職業	4,522	714	1,375	660	3,807	3,586	2,908	678	221	186	35	940
無職世帯	5,648	1,986	2,083	100	3,662	3,524	3,058	466	138	116	22	467
1994年資産額(万円)	5,375	847	1,318	471	4,528	4,295	3,636	659	233	186	47	785
勤労者世帯	4,171	613	1,078	465	3,557	3,346	2,756	590	211	186	25	801
勤労者以外の世帯	7,741	1,307	1,789	483	6,435	6,159	5,364	795	276	187	88	754
個人営業世帯	7,289	695	1,385	689	6,594	6,328	5,480	848	266	204	62	791
農林漁家世帯	6,925	1,014	1,364	350	5,912	5,699	4,869	830	213	207	54	700
法人経営者世帯	11,643	1,892	2,874	982	9,750	9,117	7,791	1,326	633	274	359	1,449
自由業者世帯	8,849	1,228	1,989	760	7,621	7,239	6,298	941	382	217	164	973
その他の職業	6,510	930	1,264	335	5,580	5,375	4,794	581	205	179	26	783
無職世帯	7,039	1,842	1,963	121	5,197	5,022	4,490	532	175	131	45	471
99/94年増加率	-18.4%	5.7%	10.2%	18.3%	-22.9%	-23.2%	-26.4%	-5.9%	-16.7%	-9.9%	-44.2%	-3.1%
勤労者世帯	-18.5%	-10.8%	7.2%	31.1%	-19.8%	-20.4%	-24.5%	-1.4%	-10.4%	-5.9%	-44.7%	0.0%
勤労者以外の世帯	-20.8%	15.5%	10.3%	-3.8%	-28.2%	-28.3%	-30.5%	-13.6%	-26.4%	-17.3%	-45.7%	-8.5%
個人営業世帯	-17.8%	5.0%	16.7%	28.6%	-20.2%	-20.4%	-24.0%	2.6%	-13.9%	-11.3%	-22.3%	1.4%
農林漁家世帯	-10.7%	14.4%	15.0%	16.7%	-15.1%	-15.1%	-17.6%	-0.8%	-12.7%	-13.1%	-88.9%	-0.6%
法人経営者世帯	-26.0%	6.8%	1.5%	-8.7%	-32.4%	-32.7%	-34.6%	-22.0%	-27.2%	-15.0%	-36.5%	-3.1%
自由業者世帯	-14.1%	23.0%	18.4%	10.8%	-20.1%	-19.4%	-21.1%	-8.2%	-33.5%	-11.2%	-62.9%	-5.2%
その他の職業	-30.5%	-23.2%	8.7%	97.3%	-31.8%	-33.3%	-39.3%	16.7%	7.8%	4.2%	33.1%	20.1%
無職世帯	-19.8%	7.8%	6.1%	-17.7%	-29.5%	-29.8%	-31.9%	-12.4%	-21.1%	-11.1%	-50.6%	-0.8%

出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1994年版、1999年版より作成。

63) 1989年の耐久消費財資産は、データの制約上不明である。

4.2.3 高齢者夫婦世帯

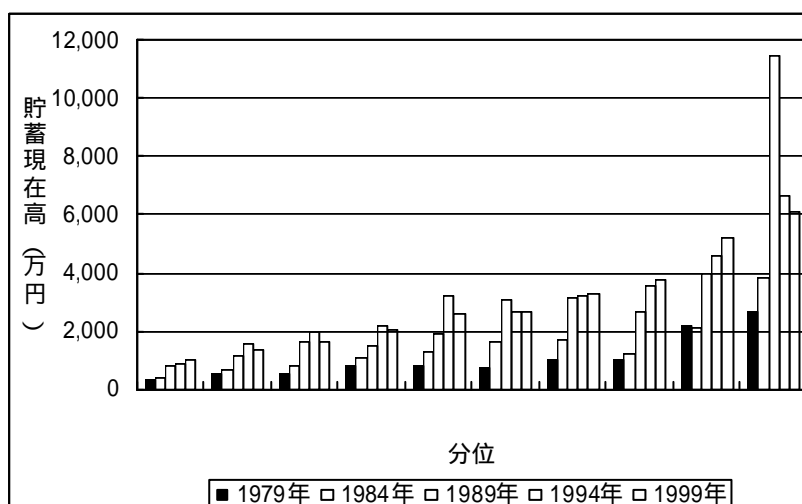
表4-3は総務省統計局『家計調査年報 貯蓄・負債編』より、金融資産保有額を世帯主の職業別に表したものである。これによると、最も金融資産を保有しているのは法人経営者であり、2番目に多く保有しているのは無職世帯であるが、この無職世帯の平均年齢は69.4歳であり、引退した老年世代が多く含まれていることがわかる。

これを踏まえて、1979年、1984年、1989年、1994年、1999年の高齢者夫婦世帯の年間収入階級別貯蓄残高を有業者の有無別に示したものが図4-4、図4-5である。これによると、有業者有りの場合、1989年には第1分位で770万円、第5分位で11,447万円とその格差は約15倍にもなっていたが、1999年には第1分位で1,001万円、第5分位で6,119万円と格差は約6倍と大きく縮小した。また、有業者無しの場合、1984年には第1分位で505万円、第5分位で6,585万円とその格差は約13倍にもなっていたが、1999年には第1分位で1,135万円、第5分位で3,275万円と格差は約3倍とこちらも大きく縮小している。

表4-3 世帯主職業別金融資産保有額

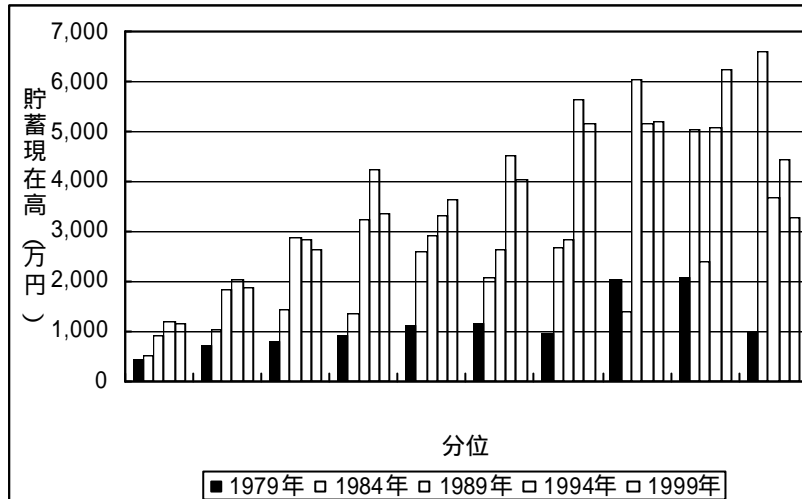
	全世帯	勤労者世帯	個人営業世帯	商人及び職人	個人経営者	農林漁業従事者	法人経営者	自由業者	無職
貯蓄(万円)	1,688	1,280	1,883	1,888	2,353	1,534	3,423	2,437	2,292
負債(万円)	537	607	759	752	1,339	413	1,117	739	115
金融資産(万円)	1,151	673	1,124	1,136	1,014	1,121	2,306	1,698	2,177
世帯主の平均年齢	53.8	46.3	57.9	57.7	53.2	63.0	56.2	55.6	69.4

出所：総務省統計局（2002）『家計調査年報 貯蓄・負債編』より作成。



出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1979年版、1984年版、1989年版、1994年版、1999年版より作成。

図4-4 高齢者夫婦世帯有業者有り年間収入階級別貯蓄残高



出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1979年版、1984年版、1989年版、1994年版、1999年版より作成。

備考：図4-4と図4-5の分位は、以下のとおりである。

	筆分位	筆分位	筆分位	筆分位	筆分位	筆分位	筆分位	筆分位	筆分位	筆分位
1979年	205万円未満	205万円以上	260万円以上	300万円以上	344万円以上	380万円以上	425万円以上	482万円以上	560万円以上	699万円以上
1984年	250万円未満	250万円以上	320万円以上	380万円以上	431万円以上	486万円以上	547万円以上	620万円以上	724万円以上	900万円以上
1989年	294万円未満	294万円以上	376万円以上	450万円以上	510万円以上	585万円以上	660万円以上	756万円以上	885万円以上	1,098万円以上
1994年	333万円未満	333万円以上	435万円以上	520万円以上	600万円以上	690万円以上	786万円以上	900万円以上	1,050万円以上	1,303万円以上
1999年	321万円未満	321万円以上	413万円以上	496万円以上	578万円以上	664万円以上	763万円以上	880万円以上	1,029万円以上	1,294万円以上

図4-5 高齢者夫婦世帯有業者無しの年間収入階級別貯蓄残高

4.2.4 家計資産額の世帯分布

表4-4は資産合計を家計資産額の階級別に分布させたものである。これによると、1994年、1999年ともに平均値と中位数との差が大きい⁶⁴⁾。このような場合には、資産が比較的資産額の低い方に偏った分布になり、全サンプルに占める平均以下の世帯の割合は1994年に71%、1999年に66%となっている。

表4-5は住宅・宅地資産を家計資産額の階級別に分布させたものである。これも、1994年、1999年ともに保有世帯のみの平均値と中位数との差が大きいため、資産が比較的資産額の低い方に偏った分布になっている。

表4-6は金融資産を家計資産額の階級別に分布させたものである。金融資産は貯蓄から負債を控除したものである。これによると1999年において、負債現在高のほうが貯蓄現在高よりも上回っている世帯が23.3%を占めており、約4分の1は借金やローンを抱え込んでいる世帯ということがわかる。

表4-4 資産合計の家計資産額階級別世帯分布(全世帯)

	500万円未満	500～1,000	1,000～1,500	1,500～2,000	2,000～3,000	3,000～4,000	4,000～5,000	5,000～10,000	10,000万円以上	平均値	中位数
1999年	14.5%	8.9%	7.6%	7.0%	13.6%	11.1%	8.6%	19.8%	8.9%	4,387万円	2,871万円
1994年	12.2%	9.4%	7.6%	7.3%	13.2%	11.0%	8.0%	19.0%	12.1%	5,375万円	3,016万円

出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1994年版、1999年版より作成。

表4-5 住宅・宅地資産の家計資産額階級別世帯分布(全世帯)

	住宅・宅地資産のない世帯	500万円未満	500～1,000	1,000～1,500	1,500～2,000	2,000～3,000	3,000～4,000	4,000～5,000	5,000～10,000	10,000万円以上	平均値	平均値(保有世帯のみ)	中位数(保有世帯のみ)
1999年	21.2%	1.5%	5.3%	8.3%	10.4%	17.9%	11.7%	7.1%	11.9%	4.9%	3,297万円	4,183万円	2,751万円
1994年	21.6%	2.3%	5.8%	7.4%	8.1%	15.1%	10.8%	7.1%	13.2%	8.5%	4,294万円	5,478万円	3,033万円

出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1994年版、1999年版より作成。

表4-6 金融資産の家計資産額階級別世帯分布(全世帯)

	負債現在高 - 貯蓄現在高					平均値	中位数	
	1,000万円以上	500～1,000	300～500	100～300	1～100			
1999年	11.7%	4.4%	2.1%	2.8%	2.3%			
1994年	8.0%	4.5%	2.3%	3.2%	2.3%			

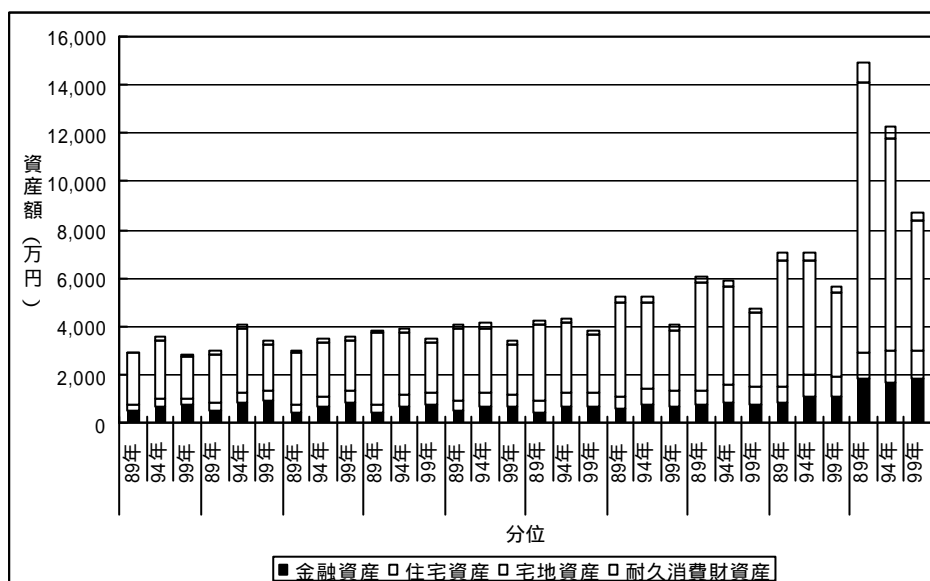
	貯蓄現在高 - 負債現在高									平均値	中位数	
	100万円未満	100～200	200～300	300～500	500～700	700～1,000	1,000～1,500	1,500～2,000	2,000万円以上			
1999年	4.8%	4.8%	4.7%	8.4%	7.4%	9.0%	10.6%	6.9%	20.0%	895万円	600万円	1999年
1994年	4.7%	5.3%	5.4%	9.6%	8.6%	9.7%	10.5%	6.3%	16.3%	847万円	560万円	1994年

出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1994年版、1999年版より作成。

64) 中位数とは、データを小さいほうから順に並べたとき、ちょうど真ん中にくるデータの値のことであり、メディアアンともよばれる。

4.2.5 年間収入十分位階級別家計資産

図4-6と図4-7は年間収入を十分位に分けた上での1世帯あたり家計資産額を示し、表4-7は第1階級と第10階級の家計資産額の格差を示している。表4-7によると、1994年と1999年の格差は全世帯、勤労者世帯とも金融資産、実物資産のいずれも縮小している。また、図4-6、図4-7より、高所得者層の宅地資産の価値が地価の下落により低下したことにより、低所得者層との格差が是正されてきていることも読み取れる。

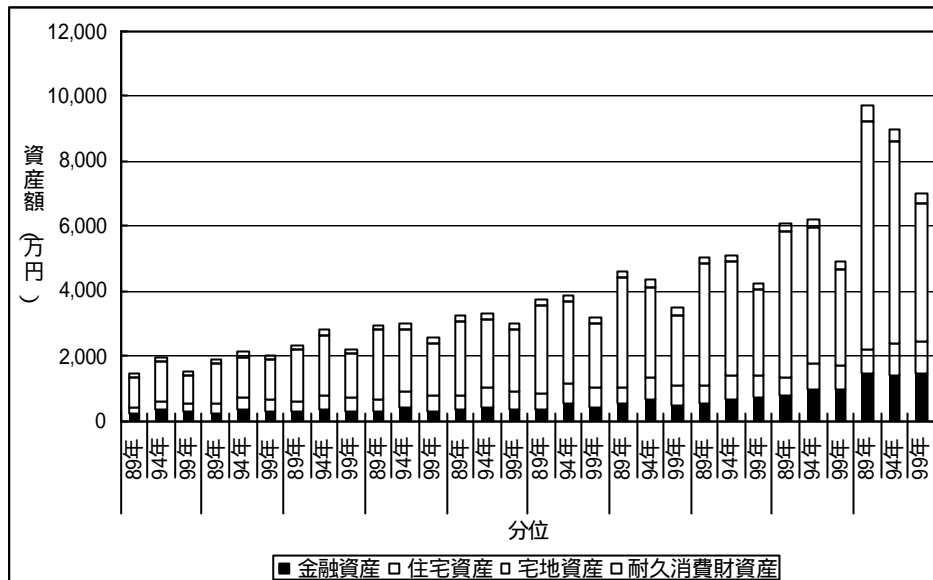


出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1989年版、1994年版、1999年版より作成。

備考：図4-6の分位は、以下のとおりである。

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
1989年	294万円未満	294万円以上 376万円未満	376万円以上 450万円未満	450万円以上 510万円未満	510万円以上 586万円未満	586万円以上 660万円未満	660万円以上 759万円未満	759万円以上 890万円未満	890万円以上 1,100万円未満	1,100万円以上
1994年	331万円未満	331万円以上 435万円未満	435万円以上 520万円未満	520万円以上 600万円未満	600万円以上 690万円未満	690万円以上 788万円未満	788万円以上 900万円未満	900万円以上 1,050万円未満	1,050万円以上 1,306万円未満	1,306万円以上
1999年	320万円未満	320万円以上 412万円未満	412万円以上 495万円未満	495万円以上 578万円未満	578万円以上 665万円未満	665万円以上 765万円未満	765万円以上 882万円未満	882万円以上 1,033万円未満	1,033万円以上 1,300万円未満	1,300万円以上

図4-6 年間収入十分位階級別1世帯あたり家計資産額(全世帯)



出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1989年版、1994年版、1999年版より作成。

備考：図4-7の分位は、以下のとおりである。

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
1989年	346万円未満	346万円以上 420万円未満	420万円以上 484万円未満	484万円以上 543万円未満	543万円以上 602万円未満	602万円以上 680万円未満	680万円以上 764万円未満	764万円以上 880万円未満	880万円以上 1,050万円未満	1,050万円以上
1994年	408万円未満	408万円以上 500万円未満	500万円以上 573万円未満	573万円以上 650万円未満	650万円以上 728万円未満	728万円以上 815万円未満	815万円以上 921万円未満	921万円以上 1,056万円未満	1,056万円以上 1,280万円未満	1,280万円以上
1999年	399万円未満	399万円以上 490万円未満	490万円以上 570万円未満	570万円以上 650万円未満	650万円以上 730万円未満	730万円以上 820万円未満	820万円以上 930万円未満	930万円以上 1,066万円未満	1,066万円以上 1,302万円未満	1,302万円以上

図4-7 年間収入十分位階級別1世帯あたり家計資産額(勤労者世帯)

表4-7 第階級に対する第階級の家計資産額の比(第分位/第分位)

<全世帯>	94年	99年	<勤労者世帯>	94年	99年
資産合計	3.4倍	3.1倍	資産合計	4.6倍	4.6倍
金融資産	2.6倍	2.5倍	金融資産	5.2倍	4.2倍
実物資産	3.6倍	3.3倍	実物資産	4.7倍	4.4倍
宅地	3.6倍	3.1倍	宅地	4.7倍	3.5倍

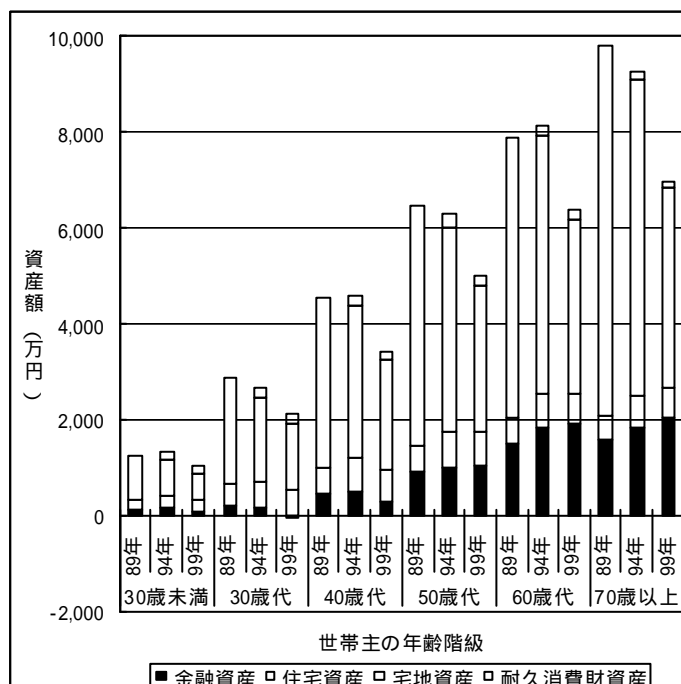
4.2.6 世帯主の年齢階級別家計資産

図4-8と表4-8は世帯主の年齢階級別に1世帯あたり家計資産額を示したものである。これによると、1994年には30歳未満世帯の家計資産額が1,322万円、70歳以上世帯の家計資産額が9,260万円であり、その資産格差は約7倍であったが、1999年には30歳未満世帯の家計資産額が1,036万円、70歳以上世帯の家計資産額が6,947万円とその資産格差は約6.7倍と若干ではあるが世代間の資産格差も是正されつつある。また、資産合計は1994年から1999年にかけて全ての階級で20%以上の大幅な減少となっている。

では、この要因について調べるべく、金融資産と実物資産とに分解してみる。ま

ず、金融資産については、40歳代以下の世代において、30歳代の138.7%の大幅な下落をはじめとして、各年齢階級とも40%を超える減少となっている。この原因としては、若年層において住宅取得が進んだことによる負債現在高の増加が考えられる。一方、50歳代以上の世代においては全ての世代で増加している。特に70歳代以上では11.5%の増加となっている。

次に、実物資産においては、全世代で15%以上の減少となっている。特に60歳代で29.7%、70歳代で34.0%の大幅な下落となっているのが顕著である。さらに、実物資産を宅地資産と住宅資産とに分けて分析してみると、宅地資産は全ての階級で20%を超える大幅な減少となっており特に、持家率の高い60歳代で32.5%、70歳以上で36.5%と高齢者層での減少幅が著しいものとなっている。また、住宅資産は30歳未満と30歳代では0.5%、1.5%とわずかではあるが増加している。これも、若年層において住宅取得が進んだことが原因と考えられる。一方、40歳代以上の世代では、60歳代、70歳以上の世代で10%以上の大幅な下落となっている。



出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1989年版、1994年版、1999年版より作成。

図4-8 世帯主の年齢階級別1世帯あたり家計資産額(全世帯)⁶⁵⁾

65) 1989年の耐久消費財資産は、データの制約上不明である。

表 4 - 8 世帯主の年齢階級別 1世帯あたり家計資産額 (全世帯)

世帯主の 年齢階級	資産合計	金融資産		負債		実物資産			耐久消費財資産			年間収入	
		貯蓄	負債	住宅・宅地資産			一般消費財	ゴルフ 会員権等					
				住宅	宅地	住宅							
1999年	平均	4,387	895	1,452	557	3,491	3,297	2,677	620	194	167.7	26.3	761
	30歳未満	1,036	60	365	305	976	815	571	244	161	160.8	0.6	480
	30歳代	2,044	-59	707	766	2,103	1,923	1,374	550	179	173.5	5.6	647
	40歳代	3,422	279	1,108	830	3,143	2,944	2,255	689	199	181.5	17.1	841
	50歳代	4,996	1,050	1,618	569	3,946	3,722	3,049	673	224	189.3	35	967
	60歳代	6,358	1,920	2,189	270	4,438	4,234	3,611	623	204	152.3	51.7	674
	70歳以上	6,947	2,052	2,223	171	4,896	4,765	4,164	601	131	104.5	26	553
1994年	平均	5,375	847	1,318	471	4,527	4,294	3,636	659	233	186.4	46.6	785
	30歳未満	1,322	170	402	232	1,152	977	735	243	175	166.4	8.4	505
	30歳代	2,640	153	700	547	2,488	2,291	1,749	542	197	183.2	13.4	657
	40歳代	4,582	489	1,099	611	4,094	3,863	3,150	712	231	197.2	34	847
	50歳代	6,299	1,005	1,509	504	5,294	5,011	4,291	720	283	210.3	72.4	985
	60歳代	8,139	1,831	2,087	256	6,308	6,069	5,348	721	240	169.4	70.2	706
	70歳以上	9,260	1,840	2,060	220	7,419	7,230	6,563	668	189	118	71.1	553
99年/94年	平均	-18.4%	5.7%	10.2%	18.3%	-22.9%	-23.2%	-26.4%	-5.9%	-16.7%	-10.0%	-43.6%	-3.1%
	30歳未満	-21.7%	-64.8%	-9.2%	31.7%	-15.3%	-16.7%	-22.3%	0.5%	-7.7%	-3.4%	-92.9%	-5.0%
	30歳代	-22.6%	-138.7%	1.0%	40.0%	-15.5%	-16.0%	-21.5%	1.5%	-8.9%	-5.3%	-58.2%	-1.5%
	40歳代	-25.3%	-43.0%	0.8%	35.9%	-23.2%	-23.8%	-28.4%	-3.2%	-14.1%	-8.0%	-49.7%	-0.7%
	50歳代	-20.7%	4.4%	7.2%	12.8%	-25.5%	-25.7%	-29.0%	-6.5%	-20.7%	-10.0%	-51.7%	-1.8%
	60歳代	-21.9%	4.9%	4.9%	5.3%	-29.7%	-30.2%	-32.5%	-13.6%	-14.9%	-10.1%	-26.4%	-4.5%
	70歳以上	-25.0%	11.5%	7.9%	-22.0%	-34.0%	-34.1%	-36.5%	-10.1%	-31.0%	-11.4%	-63.4%	0.0%

出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1989年版、1994年版、1999年版より作成。

4.3 分析の結果を踏まえて

まず、4.1では家計部門の資産の保有・分布状況を確認した。『国民経済計算年報』によると、1999年以降、家計部門の資産の保有・分布状況(図4-1)は金融資産が実物資産を上回っている。このことから実物資産において、バブル崩壊による地価下落の影響がいかに大きかったかがわかるし、また1991年から実物資産が一貫して下落していることから、その影響が現在においても続いていることがわかる。

次に、4.2では家計の資産分布をさまざまな角度から確認した。『全国消費実態調査』によると、1994年から1999年のわずか5年間に全世帯と勤労者世帯(図4-2)、世帯主の職業別(図4-3)、高齢者夫婦世帯における年間収入十分位階級別貯蓄残高(図4-4、図4-5)、家計資産額階級別(表4-4~表4-6)、年間収入十分位階級別(図4-6、図4-7)、世帯主の年齢階級別(図4-8)のいずれの指標で見ても資産格差は縮小傾向にある。中でも、実物資産のうちの住宅・宅地資産、特に宅地資産についてはその傾向が顕著である。バブル期には、地価の上昇に伴い土地を持つ者、持たざる者との間で資産格差が拡大したが、バブル崩壊による地価の下落によって資産格差は、税制による政府の介入なしに、確実に是正されてきているといえよう。また、若年層で住宅資産の取得が進んでおり、そのことも実物資産の資産格差の縮小の大きな要因になっているといえる。

第 5 章 ライフサイクル資産と移転資産の比率の推計

第 4 章では、日本の家計部門における資産の保有・分布状況について、各種統計データ・資料を用いて確認した。それによると、1999 年以降、家計部門の資産の保有・分布状況は、金融資産が実物資産を上回っていること、さらに 89 年から 99 年のわずか 10 年間に全世帯と勤労者世帯、高齢者夫婦世帯、家計資産額階級別、年間収入十分位階級別、世帯主の年齢階級別、世帯主の職業別のいずれの指標で見ても資産格差は縮小傾向にあり、特に実物資産のうち宅地資産についてはその傾向が顕著であることがわかった。

一方で、相続や贈与による移転資産が資産の保有状況にどのような影響を与えてきたのかを分析することも有益である。この章では、代表的な家計がライフサイクル(一生)を通じて自ら蓄積した資産と、贈与もしくは遺産の形で移転された資産との比率を推計することによって、資産形成における相続の重要性を考察する。

5.1 分析の手法

総資産保有額はライフサイクル資産と移転資産との和によって求められるが、Kotlikoff and Summers (1981) は、家計の生涯における毎期のフロー貯蓄を累積することにより、アメリカにおけるライフサイクル資産を推計し、この大きさと家計の実際の資産合計額との比較を行った。Modigliani (1988) は、相続と贈与のフロー・データに着目し、これらを累積することで移転資産の大きさを推計した。そして、この大きさを家計の実際の資産合計額から差し引くことによって得られた額をライフサイクル資産とみなして、ライフサイクル資産と移転資産の比率の推計を行った。同様の分析手法を用いて日本のライフサイクル資産の推計を行ったものとしては、橋本(1991) が挙げられる。橋本(1991) は、過去 36 年分の『家計調査年報』から得られるデータにより、コーホート・データと呼ばれる同一出生年次の人口集団の追跡データを作成した上で、移転資産を求めた。本稿では、Kotlikoff and Summers (1981) において用いられた総資産保有額がライフサイクル資産と移転資産との和によって成り立っている関係を利用し、さらに橋本(1991) の分析手法を踏襲して、ライフサイクル資産と総資産保有額を推計することにより、移転資産の推計を行う。そして、最終的に移転比率を求めることで、資産形成にどの程度遺産や贈与が影響を及ぼしているかを明らかにする。

なお、本稿で分析の対象とした世代は 1935 年、1940 年、1945 年、1950 年に生まれた世代である。また、各世代の推計する年齢は 22 歳から 50 歳までとする。これは、一般に勤労を始める年齢から遺産相続が完了していると考えられる年齢までである。

5.1.1 ライフサイクル資産の推計

ライフサイクル資産の推計を行うためには、可処分所得及び消費支出に関して、各世代の代表的な家計の時系列データであるコーホート・データを作成する必要がある。本稿では、総務省統計局『家計調査年報』各年版の「世帯人員・世帯主の年齢階級別（勤労者世帯）」より、可処分所得及び消費支出額を算出し、1957（昭和32）年から2000（平成12）年までのコーホート・データを作成した。その具体的な作成手順は以下のとおりである。

まず、『家計調査年報』の年齢階級別のデータは、「24歳以下」、「25歳以上29歳以下」、「30歳以上34歳以下」という具合に5歳刻みになっている。これを各々の中央の年齢にあたる22歳、27歳、32歳のデータとみなし、さらに隣接する2つの年齢階級の加重平均をとることにより、1歳刻みのデータに加工した。そして、このように作成したデータから出生年次に対応する年齢でのデータを取り出し、プロットすることで分析の対象とする各々の世代の可処分所得及び消費支出額のコーホート・データを作成した。なお、可処分所得は、『家計調査年報』における「勤め先収入」と「事業・内職収入」の和から、「勤労所得税」、「他の税」、及び、「社会保障費」を差し引いて求めた⁶⁶⁾。また、消費支出額は、「消費支出」を用いた。

次に、可処分所得から消費支出額を差し引くことによって毎期の貯蓄額を求める。これは、各世代が自らの勤労によって獲得したフローの貯蓄額である。この毎期の貯蓄額に金利を適用し、蓄積していったものがライフサイクル資産である。なお、金利のデータとしては1993年までは日本銀行『経済統計年報』1年物定期預金金利、

66) 『家計調査年報』については1995（平成7）年版より、非消費支出の項目において、従来の「勤労所得税」、「他の税」、「社会保障費」、「他の消費支出」の他に、「個人住民税」が付け加えられた。これに伴い、本稿の可処分所得の計算においては、1995年以降、「個人住民税」も差し引く項目に含めている。なお、1994年以前は「他の税」に個人住民税、固定資産税、相続税、登録税、自動車重量税、収入印紙税が含まれているが、個人住民税と固定資産税が大部分を占めていると考えられる。詳しくは、橋本（1991）9ページを参照されたい。

1994年以降は同『主要統計ハンドブック』定期預金新規受入平均金利の預入金額300万円未満(1年以上2年未満)を使用した。

前述のようにして求めた各世代における各年齢時での可処分所得、消費支出額、及びライフサイクル資産を示したものが、図5-1から図5-4である。これによると、各世代とも若年期においては可処分所得と消費支出額はほぼ等しいか、もしくは消費支出額が可処分所得を上回っているため、ライフサイクル資産はゼロに近いか、もしくはマイナス、すなわち負債を抱え込んでいる結果となっている。しかし、この傾向は後の世代になるほど見られなくなり、1935年生まれ世代では30歳時点で負債があるのに対し、1950年生まれ世代では同時点で約330万円のライフサイクル資産を保有していることがわかる。また、若年期以降は可処分所得が消費支出額を上回るためライフサイクル資産が上昇していくが、これについても後の世代になるほど大きくなる傾向があり、1935年生まれ世代では50歳時点で約1,500万円であるのに対し、1950年生まれ世代では同時点で約3,250万円のライフサイクル資産を保有していることがわかる。

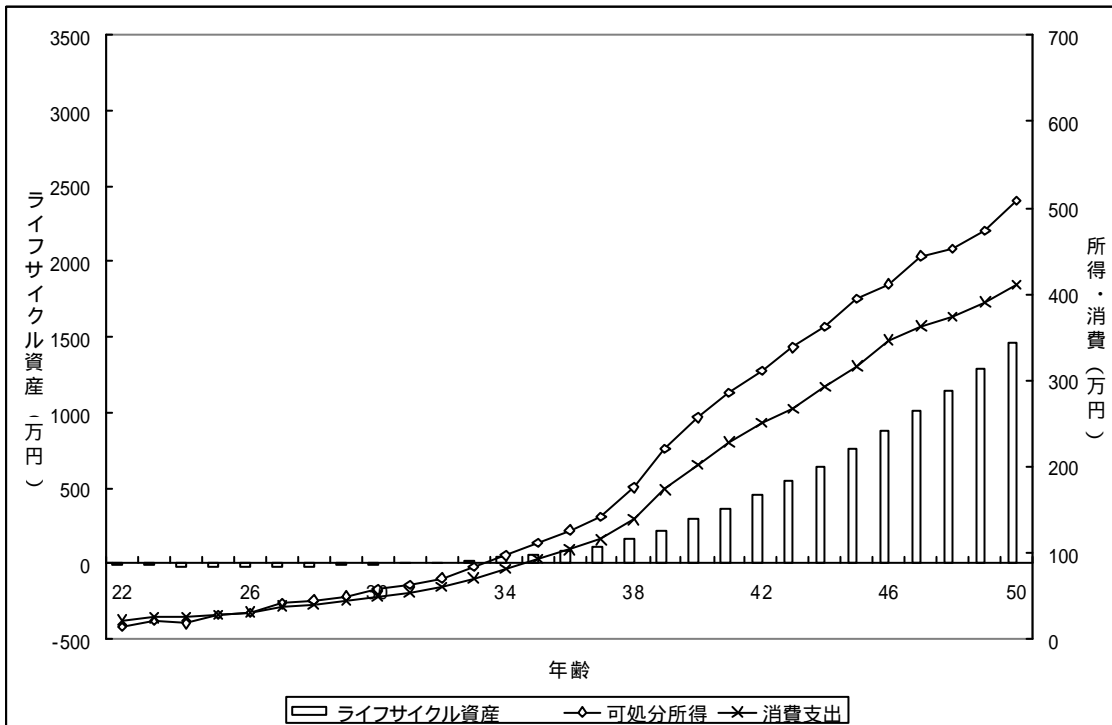


図5-1 1935年生まれ世代のライフサイクル資産

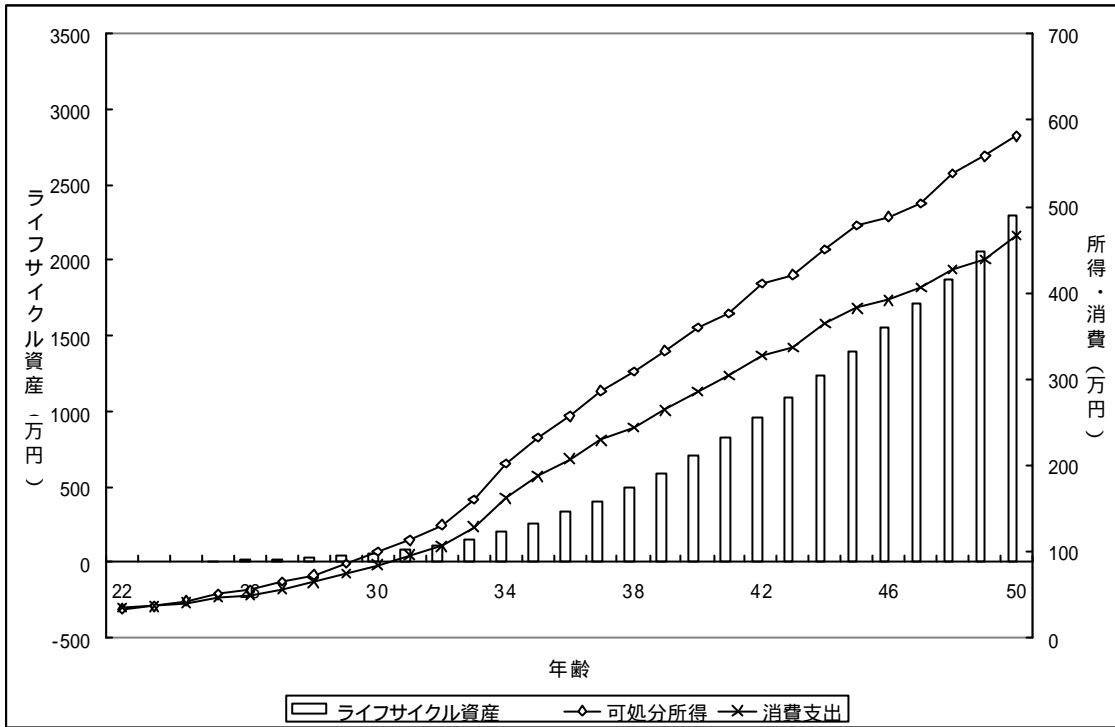


図 5 - 2 1940 年生まれ世代のライフサイクル資産

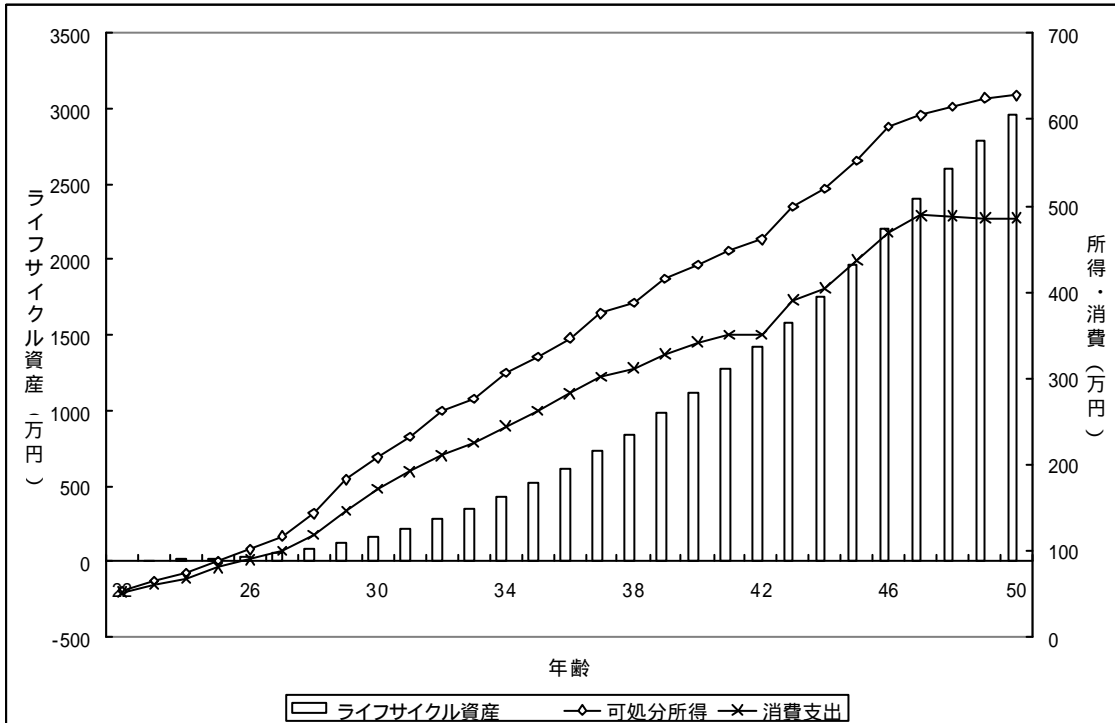


図 5 - 3 1945 年生まれ世代のライフサイクル資産

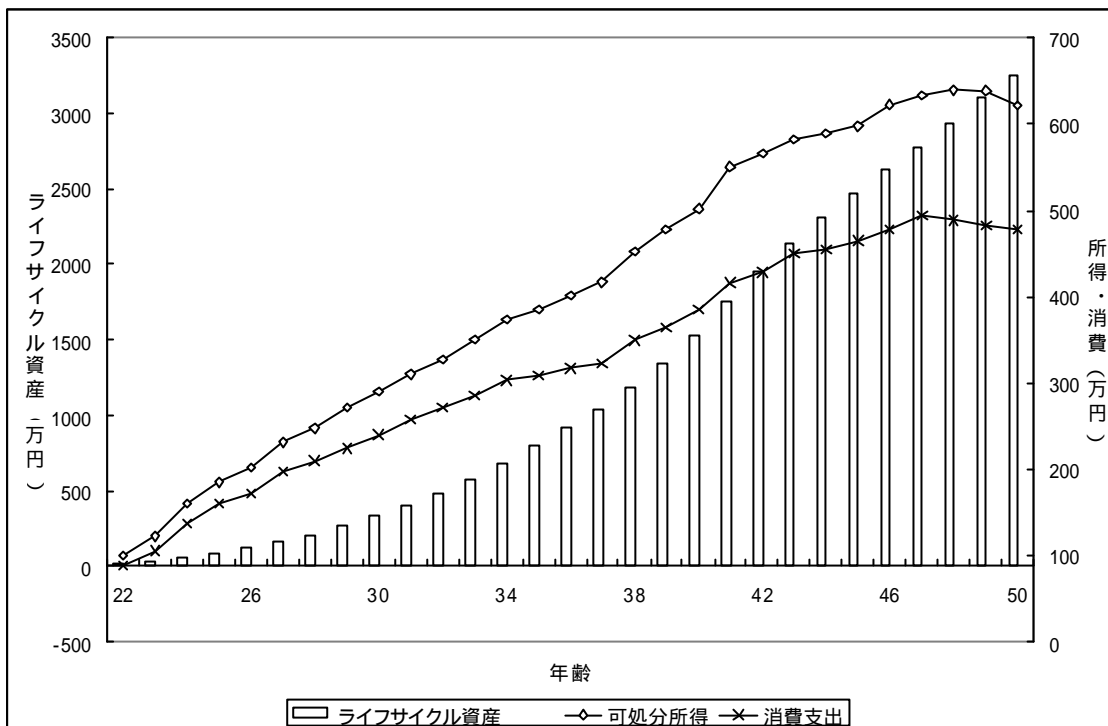


図 5 - 4 1950 年生まれ世代のライフサイクル資産

5.1.2 総資産保有額の推計

続いて、総資産保有額の推計を行う。家計が保有する総資産は実物資産保有額と金融資産保有額の合計であると考えることができる。

まず、実物資産保有額については、第4章でその大半を住宅・宅地資産、すなわち土地資産が占めていることを見た。ここでも、実物資産保有額は土地資産保有額であると想定した。その上で、実物資産保有額については、50歳時点の家計が支払う固定資産税を50歳時点の平均実効税率で割ることにより推計を行った。50歳時点の家計が支払う固定資産税は、5.1.1で作成したコーホート・データにおける50歳時点での「他の税」から住民税を差し引くこと⁶⁷⁾で求めた。また、50歳時点の平均実効税率は、50歳を迎えた年の政府の固定資産税収額を土地資産額で割ること

67) 50歳時点の家計が支払う固定資産税及び住民税の計算は補論参照。なお、1995年以降は脚注67のように「家計調査年報」の非消費支出の項目に「個人住民税」が付け加えられたので、「他の税」を固定資産税とみなして計算している。すなわち、このみなし計算の対象となるのは、1945年生まれ世代の50歳時点、1950年生まれ世代の45歳時点から50歳時点となる。

で求めた。固定資産税収額は、財務省『財政金融統計月報(租税特集)』の「地方税収入の構成の累年比較」より、「固定資産税」の「土地」部分のみのデータを使用した。そして、土地資産額は、経済企画庁経済研究所『国民経済計算年報』の「附表1国民資産・負債残高」における「再生産不可能有形資産」の「土地」のデータを使用した。

次に、金融資産保有額については、総務省統計局『貯蓄動向調査』の年齢階級別データより、「貯蓄」から「負債」を差し引くことによって純金融資産を求め、これを金融資産保有額とみなした。また、『貯蓄動向調査』も『家計調査年報』と同様に5歳刻みであるため、ライフサイクル資産の推計と同様に1歳刻みにするために加重平均を行い、得られた1歳刻みのデータをプロットし1966(昭和41)年から2000(平成12)年までの純金融資産のコーホート・データを作成した⁶⁸⁾。

また、移転資産は5.1.2で推計した総資産保有額から、5.1.1で推計したライフサイクル資産を差し引くことによって推計することができる。

5.2 ライフサイクル資産と移転資産の比率の推計結果

各世代の総資産保有額、ライフサイクル資産、移転資産、及び移転資産を総資産保有額で割って求めた移転比率の推計結果は表5-1のとおりである。これによると、1940年生まれ世代の実物資産額が他の世代に比べてかなり大きいことがわかる。これはバブル経済崩壊直前期で地価が高騰していたためと考えられる。また、ライフサイクル資産は後の世代になるほど大きくなっていることもわかる。これについては、橋本(1991)が指摘しているように「若い世代ほど物価上昇と経済成長の影響を受けるため」と考えられる⁶⁹⁾。さらに、1940年生まれ世代の移転比率が高いこともわかる。移転比率は資産形成における相続の比率を示したものであるため、この世代については相続の重要性が非常に高いといえる。また、1935年生まれ世代、1945年生まれ世代も約50%を移転資産に依存しているが、1950年生まれ世代について

68) 『貯蓄動向調査』は1954年以降からしか調査されておらず、また年齢階級別のデータは1966年以降しか掲載されていないため、1935年生まれ世代、1940年生まれ世代については各々31歳、26歳からのデータしか存在しない。

69) 橋本(1991)11ページ引用。

はその比率が大幅に低下している。理由としては、バブル崩壊による実物資産の価値低下が影響していると考えられ、以降の世代についても移転比率は低水準で推移しているものであると考えられる。

第4章で得られた結果と合わせて考察を行うと、実物資産の資産格差は確実に縮小してきており、バブル期まで相続及び資産形成に大きな影響を及ぼしてきた土地の保有する意義は以前ほどなくなってきたことがわかった。ただし、この結果はバブル崩壊によってもたらされた自然なものにしかすぎない。また、相続が今後の世代においてゼロになるわけではなく、現行の相続税制のままでは一部の資産家にしか課税されない状況が続くことになり、元々存在する資産格差はなかなか解消することはないであろう。今後の少子高齢化の進展を考慮すると、相続税制をフラット化して、広く薄く課税し、税収を確保するほうが望ましいのではないだろうか。

表5-1 ライフサイクル資産と移転資産の比率の推計結果

		1935年生まれ	1940年生まれ	1945年生まれ	1950年生まれ
	総資産保有額	3,019	8,391	5,916	4,829
/ =	実物資産	2,463	7,612	4,986	4,038
	50歳時点の家計が支払う固定資産税	4.39	7.63	9.49	9.79
/ =	50歳時点の平均実効税率	0.0018	0.0010	0.0019	0.0024
	固定資産税収額	17,898	23,710	34,892	37,469
	土地資産額	10,040,726	23,653,644	18,326,665	15,448,737
	金融資産	557	779	930	790
	ライフサイクル資産	1,464	2,291	2,964	3,258
- =	移転資産	1,556	6,100	2,951	1,571
/ =	移転比率	51.5%	72.7%	49.9%	32.5%

単位：固定資産税収額、土地資産額は億円、その他は万円。

第 6 章 諸外国との比較

この章では、わが国の相続税制と諸外国の相続税制との比較を行うが、それに際し、国ごとの相続税制の概観を確認するために、課税方式、納税義務者、最高税率と最低税率、課税最低限、国税収入に占める相続税収の割合の各々をまとめたものが表 6 - 1 である。

これによると、第一に課税方式については、アメリカとイギリスが遺産課税方式を採用し、ドイツとフランスが遺産取得課税方式を採用している。わが国は前述のとおり、法定相続分課税方式による遺産取得課税方式をとっておりわが国固有の制度である⁷⁰⁾。そして、遺産課税方式を採用している国は相続人又は受贈者が納税義務者となり遺産取得課税方式を採用している国は遺言執行人又は遺産管理人が納税義務者となる。なお、先進国の中で遺産課税方式を採用しているのはアメリカとイギリスの二国のみであり、遺産取得課税方式を採用している国のほうが多い。

第二に税率構造について、わが国においては、2003（平成 15）年度の改正で最高税率が 70 % から 50 % に引き下げられたが、この改正によって税率構造が諸外国並みになったといえよう。改正前の最高税率については、課税価格 20 億円超のごく一部の資産家にしか適用されないもので、飾りにしかすぎなかった。しかし、この最高税率の高さによって、諸外国に比べてわが国の相続税負担が重課であるとの誤ったイメージを作り出し、相続税減税の根拠の一つとされてきた。また、イギリスは 40 % の単一税率を適用している。

第三に課税最低限については、相続人が配偶者と子供 3 人で相続する場合を想定し、邦貨換算すると、ドイツが 1 億 7,281 万円で最も高く、フランスが 3,780 万円と最も低い。わが国は 9,000 万円であるが、これは原則、優遇措置のない金融資産の場合であり、実物資産の場合には、小規模宅地等の特例による減額措置の程度により課税最低限が変化することに留意しなければならない。

また、図 6 - 1 は主要諸外国における相続税が国税に占める割合を時系列で見たものである。これによると、わが国は 1993 年の 5.4 % を境に近年減少傾向ではあるが、2002 年現在、3.3 % を占めている。アメリカとフランスは 1990 年代半ばまでは 1

70) わが国の課税方式をめぐる議論については第 1 章、当該方式が採用された経緯については第 3 章を参照されたい。

%台であったが、近年になって2%台前半の水準であり、イギリス、ドイツ及びイタリアの各国は1%に満たない水準で推移している。

以下では、アメリカ及びイギリスにおける現行の相続税制を確認し、わが国の今後の相続税制を考える上で参考になるものがあるかどうか考察を行う。さらに、フランスにおいて採用されている社会保障給付費返還制度を取り上げることにより、相続税及び贈与税が社会保障財源として有効な手段であるか否かについての検討を行う。

表 6 - 1 主要諸外国における相続税の課税最低限等

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税制度)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
納税義務者	相続人 又は 受贈者	遺言執行者 又は 遺産管理人	遺言執行者 又は 遺産管理人	相続人 又は 受贈者	相続人 又は 受贈者
最高税率	50%	55%	40%	30%	40%
最低税率	10%	18%		7%	5%
課税最低限	9,000万円	16,250万円	9,245万円	17,281万円	3,780万円
国税収入に占める相続税収の割合	3.3%	1.8%	1.3%	0.6%	1.7%

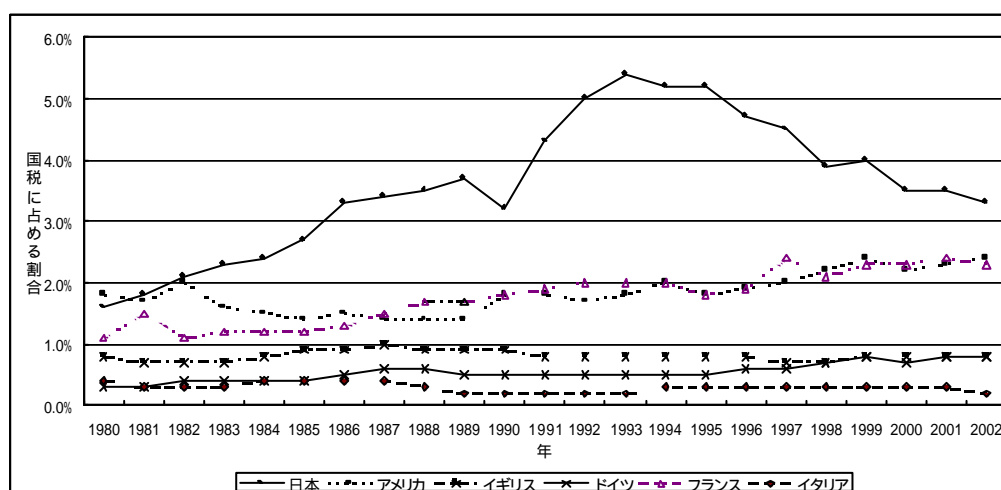
注 1 :国税収入について、日本は 2002 年補正後決算額、アメリカ、フランス、ドイツは 1996 年度決算額、イギリスは 1997 年実績見込額である。

注 2 :課税最低限は、相続人が配偶者と子供 3人で相続し、配偶者が遺産の 2分の 1、子供が遺産を均等に取得した場合の額である。

注 3 :邦貨の換算は、次の率によった。

1ドル = 130 円、1ポンド = 215 円、1マルク = 72 円、1フラン = 21 円

出所 :政府税制調査会資料より作成。



注 :各国の制度関係上、日本は相続税、アメリカは遺産税・贈与税、イギリスは相続税 (1985 年までは資産移転税)、ドイツ (1989 年までは西ドイツ)は相続税・贈与税 (州税)、フランスは相続税、イタリアは相続税が国税に占める割合を示している。

出所 :国税庁『国税庁統計年報書』、OECD, Revenue Statistics 各年版より作成。

図 6 - 1 主要諸外国における相続税が国税に占める割合

6.1 アメリカの相続税・贈与税

ここでは、まずアメリカの現行の相続税制を確認する。そして、わが国の今後の相続税制を考える上で参考になるものがあるかどうか考察を行う。

6.1.1 アメリカの現行の相続税制

わが国の相続税制とアメリカの相続税制の決定的な違いは課税方式の違いである。わが国は法定相続分課税方式による遺産取得課税方式を採用しているのに対し、アメリカは前述の通り、主要諸外国の中では財産を残した者へ課税する遺産課税方式を採用している希少な国のうちの一つである。それゆえに、アメリカの相続税制はわが国の相続税制と異なる点が多い。

アメリカの相続税制の特徴として第一に、生前贈与に対しては一生にわたって累積課税し、相続に対しては過去の納付贈与税額を控除して課税の平準化を図る一生累積課税方式が採用されていることが挙げられる。表6-2は、贈与税が相続税との間でどのように調整されているかをまとめたものである。アメリカにおいては、遺産税又は贈与税の税額を算出する際に、課税遺産の価額又は当年の課税贈与の価額に、過去の課税贈与の価額の合計額を一旦加算する⁷¹⁾。そして、その合計額に遺産税及び贈与税の両者に共通の税率(統一移転税率)を適用した上で、過去の贈与税額を控除し、仮の税額を算出する。さらに、仮の税額から遺産税及び贈与税の両者に共通の統一税額控除(unified credit)などを控除した上で、最終的な納付税額を算出する仕組みとなっている。一生累積課税方式については、基本的に生前贈与を行った場合でも、相続を行った場合でも合計の税負担額は変化しない。また、渋谷(1993)は当該方式について、「財産を分割して別個に贈与を行うことにより累進課税の適用を免れることを、防止している」と評価している⁷²⁾。一方、税務当局にとっては一生にわたる贈与を管理する必要があるため、税務執行が比較的困難で

71) 遺産課税方式を採用しているため、アメリカでは連邦政府の税目としては相続税(inheritance tax)ではなく、遺産税(estate tax)となっている。また、アメリカの遺産税には、連邦政府が遺産に対して課税する連邦遺産税(federal estate tax)と州レベルで課税するものがある。後者については、全州で施行されているが、その形態はさまざまであり、中には遺産取得課税方式の形態をとる相続税(inheritance tax)が課されている州もある。なお、州レベルでの遺産税や相続税は連邦遺産税からの税額控除(州税控除)が認められており、連邦遺産税から可能な控除遺産額までは州民の税負担は増えない。

72) 渋谷(1993)92ページ引用。

あるといえる。以上より、アメリカの相続税制については、大部分で遺産税と贈与税が一体化している。

第二に、世代跳躍税 (GSTT ; generation-skipping transfer tax)が設けられていることが挙げられる。世代跳躍税は、二世以上若い世代に遺贈又は贈与した場合などに生ずる課税回数の減少による税逃れを防止するために存在している。

アメリカにおいて現行相続税制の特徴となっているこれらのものは、1976年度の改正により創設あるいは導入された。そして、遺産税、贈与税、世代跳躍税の三税を連邦移転統一税制 (federal unified transfer tax system)と総称し、基本的枠組みを維持したまま現在に至っている。以下では、連邦移転統一税制の個々の税目について見ていく。

表 6 - 2 贈与税の課税方式の類型

	課税方法の概要	特色
一生累積課税	<ul style="list-style-type: none"> 一生にわたる贈与を累積し、相続と合わせて課税 各年ごとに累積贈与額に対する税額を納付 (過年分納付額は税額控除) 相続においては、納付贈与税額を控除 [例 :アメリカ] 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、生前贈与を行ってもすべてを相続しても合計税負担額は変わらない。 一生にわたる贈与を管理するため、比較的執行が困難。
一定期間累積課税	<ul style="list-style-type: none"> 一定期間にわたる贈与を累積して課税 各年ごとに過去一定期間内の累積贈与額に対する税額を納付 (過年分納付額は税額控除) 相続前一定期間内の贈与は、同様に累積して相続と合わせて課税する方式あり [例 :イギリス、フランス、ドイツ] 	<ul style="list-style-type: none"> 生前贈与と相続との間での中立性はある程度確保されるが、完全ではない。 税務執行は、一生累積課税方式ほど困難ではない。
暦年課税	<ul style="list-style-type: none"> 暦年ごとにその年中の贈与を合計して課税 相続前一定期間内の贈与は、例外的に累積して相続と合わせて課税する方式あり [例 :日本] 	<ul style="list-style-type: none"> 生前贈与による租税回避を防止するため、贈与税負担を相続税負担より重くする必要。 税務執行は最も容易。

出所 :税制調査会 (2000) 308 ページ引用。

6.1.1.1 遺産税の概要

ここでは、遺産税の概要について見る。まず、遺産税の納税義務者は被相続人である。ただし、実際には遺産財団 (estate)が納税義務を負う。この遺産財団は、被相続人の財産を保全し、なるべく被相続人の遺志通りに分配できるようにするために設けられている。そして、全ての遺産が当該財団に一旦組み込まれる。その後、遺言執行人 (executer)の管理の下で納税手続きが行われる。次に、納期及び納付については、被相続人が死亡した日から9ヶ月以内に連邦遺産税申告書を遺言執行人が内国歳入庁 (IRS : internal revenue service)に提出することになっている。また、

財産評価については、原則として、被相続人の死亡時における財産の公正な市場価値とされる⁷³⁾。ただし、遺産管理人が選択をした場合には、死亡した日から6ヶ月後の時価とすることも認められる。

次に、図6-2は遺産税の税額算出方法を図示したものである。第一に、課税遺産額 (taxable estate) を算定する。課税遺産額は、総遺産 (gross estate) から諸控除 (deduction) を差し引いて求める。総遺産には、被相続人の死亡時点で保有する相続財産の他に、被相続人の遺産に対して支払われる生命保険金、保険証券を被相続人が保有している場合の相続人に支払われる一定の年金、被相続人の死亡前3年間に第三者に移転された一定の財産などが含まれる。一方、諸控除には、配偶者控除 (marital deduction) や寄付金控除が含まれる。配偶者控除は、配偶者間での相続や贈与について、全額控除対象とする制度である。寄付金控除は、慈善団体への寄付を全額控除対象とする制度である。この他に、遺産から支払われた被相続人の葬儀費用、弁護士や会計士などに対する遺産管理費、盗難や天災によって生じた損害、被相続人が死亡の時点で負っていた債務などが諸控除に含まれる。

第二に、課税遺産額に調整課税贈与の価値を加算し、課税対象移転の総額を求め、その額に税率を適用し、仮の遺産税額を算定する。表6-3は、2001年時点の遺産税税率表である。税率構造は、最低税率18% (課税遺産額1万ドル以下) から最高税率55% (課税遺産額30万ドル超) までの17段階である。なお、調整課税贈与とは、1977年以降における課税贈与の総額を指す⁷⁴⁾。

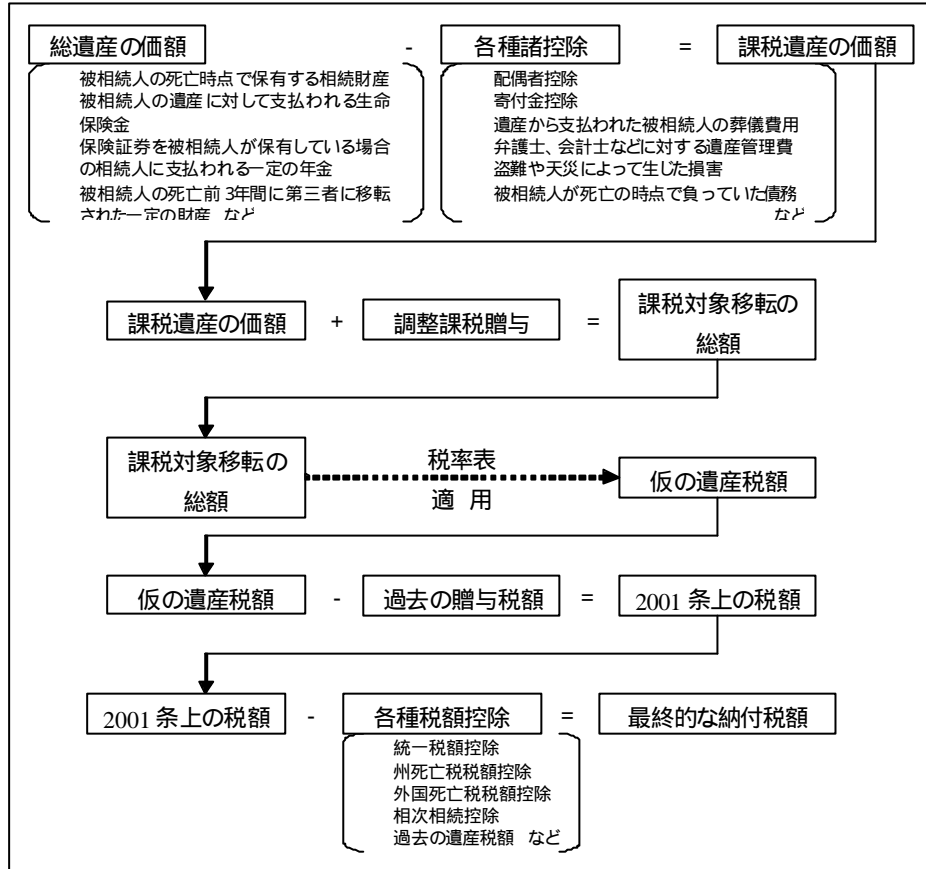
第三に、仮の遺産税額から過去の贈与税額を差し引いて2001条上の税額を算定する。過去の贈与税額とは、1977年以降における贈与に係る納付すべき贈与税額を指す。

最後に、2001条上の税額から各種税額控除を差し引いて、最終的な遺産税の納付税額を算出する。各種税額控除には、統一税額控除、州死亡税税額控除、外国死亡税税額控除、相次相続控除、過去の遺産税額などが含まれる。統一税額控除

73) 内国歳入法典第2032条(a)項。なお、わが国においては課税時期における時価(詳細は国税庁『財産評価基本通達』にて規定)により財産評価が行われる。

74) 1976年以前は贈与税と遺産税は別々に課税されていたが、1977年からは贈与と相続を一体とみなして課税するようになった。この一本化制度への移行を受け、遡及課税することを避けるために、1977年以降の贈与のみが累積の対象となっているものである。

は、2001年時点で34万5,800ドルであり、一生涯にわたる贈与税及び遺産税の最終納付税額算出の直前に控除される。



出所：渋谷（1993）94ページより作成。

図6-2 連邦遺産税の税額算出方法

表6-3 連邦遺産税税率表（2001年）

税率	課税遺産額
18%	1万ドル以下
20%	2万ドル "
22%	4万ドル "
24%	6万ドル "
26%	8万ドル "
28%	10万ドル "
30%	15万ドル "
32%	25万ドル "
34%	50万ドル "
37%	75万ドル "
39%	100万ドル "
41%	125万ドル "
43%	150万ドル "
45%	200万ドル "
49%	250万ドル "
53%	300万ドル "
55%	300万ドル超

出所：AICPATaxDivision（2001）17ページより作成。

なお、遺産税は2001年減税法（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）⁷⁵⁾により、2010年にかけて段階的に廃止されることになっている。表6-4は、2001年減税法により、遺産税の非課税額が引き上げられ、最高税率が引き下げられる推移を示したものである。遺産税の非課税額は2009年にかけて350万ドルまで順次引き上げられる。また、最高税率は2009年にかけて45%まで引き下げられる。そして、2010年に遺産税は一旦廃止されることになる⁷⁶⁾。

表6-4 遺産税の非課税額、最高税率の推移

年度	遺産税	
	非課税額 (適用除外額)	最高税率
2001	675	55%
2002	1,000	50%
2003		49%
2004	1,500	48%
2005		47%
2006	2,000	46%
2007		45%
2008		
2009	3,500	
2010	-	-

単位：1,000ドル。

6.1.1.2 贈与税の概要

ここでは、贈与税の概要について見る。まず、贈与税の納税義務者は贈与をした者であり、当該者は毎年4月15日に申告納税することになっている。また、財産評価については、原則として、贈与時の時価で評価される。

次に、図6-3は贈与税の税額算出方法を図示したものである。第一に、当年の課税贈与の価額を算定する。当年の課税贈与の価額は、当年の贈与の総額から各

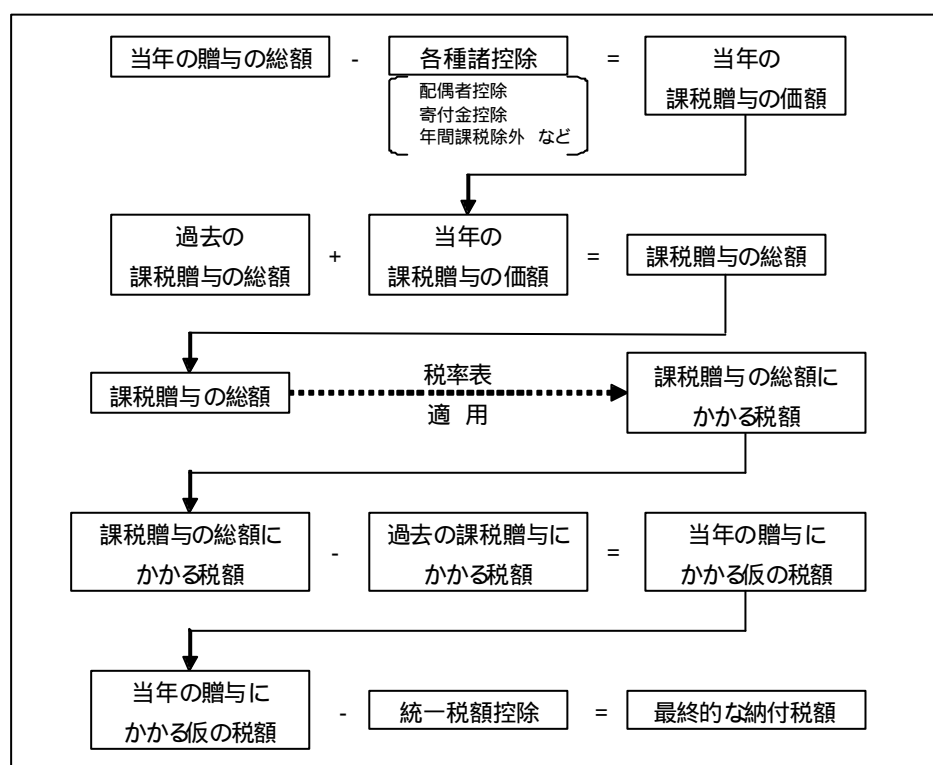
75) 2001年減税法とは、所得税の税率引き下げや遺産税及び贈与税の段階的な軽減、ないしは廃止などにより、2010年までの10年間で、総額1兆3,500億ドルにのぼる減税を実施するものである。遺産税については、クリントン大統領時代の1999年及び2000年にも廃止する法案が議会に提出されたことがあり、法案は議会を通過したものの、大統領が拒否権を行使したことにより実現まで至らなかった。しかし2001年、ブッシュ大統領が就任すると、大統領自身が選挙公約の一つとして遺産税廃止を掲げていたこともあり、法案が成立したのである。

76) なお、連邦移転統一税制の一税目である世代跳躍税も遺産税とともに2010年に一旦廃止される。ただし、この規定が効力を持つのは2010年までであり、2011年には2002年の連邦移転統一税制に復帰することになっている（遺産税、贈与税、世代跳躍税の三税とも）。2011年以降について、恒久的廃止を実施していくためには、新たな法案の可決が必要とされる。

種諸控除を差し引いて求める。各種諸控除には、配偶者控除、寄付金控除、年間課税除外などが含まれる。

第二に、当年の課税贈与の価額に過去の課税贈与の総額を合算し、課税贈与の総額を求め、その額に税率を適用し、課税贈与の総額にかかる税額を算定する。なお、過去の課税贈与の総額は調整課税贈与とは異なり、贈与税が導入された1932年以降の課税贈与の総額を指す。

最後に、課税贈与の総額にかかる税額から過去の課税贈与にかかる税額を控除し、当年の贈与にかかる仮の税額を算定した上で、統一税額控除の未利用額を差し引いて最終的な贈与税の納付税額を算出する。従って、統一税額控除は贈与税算出の際に優先して減額されていくものであり、相続時において統一税額控除の残額がある場合に限り、遺産税算出にあたっても統一税額控除が考慮されていくものである。



出所：渋谷（1993）94ページより作成。

図6-3 贈与税の税額算出方法

なお、贈与税は2001年減税法により、2010年にかけて段階的に軽減されることに

なっている。表 6 - 5は、2001 年減税法により、贈与税の非課税額が引き上げられ、最高税率が引き下げられる推移を示したものである。贈与税の非課税額は 2002 年に 100 万ドルに引き上げられて以降、引き上げられることはない。また、最高税率は遺産税とリンクしており 2009 年にかけて 45 %まで引き下げられる。ただし、2010 年に贈与税は非課税額 100 万ドル、最高税率 35 %で存続することになり、一旦廃止される遺産税とはこの点で異なる。

表 6 - 5 贈与税の非課税額、最高税率の推移

年度	贈与税	
	非課税額 (適用除外額)	最高税率
2001	675	55%
2002	1,000	50%
2003		49%
2004		48%
2005		47%
2006		46%
2007		45%
2008		
2009		
2010		

単位：1,000 ドル。

6.1.1.3 世代跳躍税の概要

ここでは、世代跳躍税の概要について見る。被相続人の相続財産は、通常一世代ずつ継承されるので、遺産税又は贈与税が一世代に一回は課税されることになる。しかし、二世以上若い世代に遺贈又は贈与した場合や、信託を使って財産を移転した場合は、遺産税又は贈与税が課税される回数が減ることになり、一世代ずつ継承される場合に比べて税負担が軽減することになる。そこで、財産が一世代ずつ継承される場合と、二世以上若い世代に世代を飛び越して継承される場合との課税の公平性を保つことを目的に、遺産税や贈与税とは別に課されるのが世代跳躍税である⁷⁷⁾。世代跳躍税の税額は、世代跳躍移転の価額に遺産税の最高税率を適用して算出される。なお、100 万ドルまでは非課税となっている。

77) わが国において、被相続人の一親等の血族及び配偶者に該当しない者が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、通常の相続税制によって算出された相続税額に 2割が加算されることが規定されている(相続税額の 2割加算・相続税法第 18 条)。

6.1.2.2 未実現のキャピタル・ゲインの取り扱い

ここでは、日米において所得課税の際にしばしば問題となる未実現のキャピタル・ゲインの取り扱いと、遺産税(相続税)及び贈与税との関わり合いについて見る。未実現のキャピタル・ゲインとは、資産の価格変動に伴う値上がり益を意味する。一定期間内における経済力の増加分を全て所得とみなし、包括的所得の概念に基づいて課税される包括的所得税の概念に従えば、未実現のキャピタル・ゲインも資産価値の純増分として所得に含まれる⁷⁸⁾。しかし、キャピタル・ゲインについては実現した段階、すなわち処分(売却)した段階でしか所得税を課税されないのが日米共通の実状である。

では、どこに日米間における課税上の相違があるのか。まず、アメリカにおいて生前贈与した場合の贈与税並びに所得税が課税されるイメージを図示したものが、図6-4である。贈与時には、贈与税の課税上、贈与者が財産を取得した際の取得価額をそのまま引き継ぐのではなく、当該時期における公正な市場価額に価額の付け替えが行われ、受贈者に対して当該価額で贈与税が課されることとなる。また、贈与時において、未実現のキャピタル・ゲインに対して贈与税は課されない。そして、受贈者が財産を処分した時には、贈与時に課税上の措置として付け替えられた価額ではなく、取得価額を売却価額から差し引いて実際に手にした所得に対して所得税が課される。この場合には、取得価額が財産処分時まで引き継がれるので、取得費引継方式(carry-over basis)と呼ばれる。当該方式では、贈与時に課税上の措置として価額が付け替えられるが、処分時には取得価額が引き継がれていることとなり、贈与時の公正な市場価額と取得価額の差額部分は、財産処分時まで所得税が課され

78) 包括的所得 Y は一般に以下の算式で示される。

$$Y = C + W$$

C は市場で評価された消費価値額であり、要素所得(勤労所得、事業所得、資産所得)、移転所得(政府からの年金給付、生活保護費)、自家消費、帰属サービス消費(例えば自動車といった耐久消費財の保有)、現物給付が該当する。 W は資産価値の純増分であり、純貯蓄の蓄積、所有資産の価値増加分、実現・未実現のキャピタル・ゲインが該当する。

包括的所得税のメリットとしては、公平性と効率性の両方を満たすことが挙げられる。一方、デメリットとして、未実現のキャピタル・ゲインについては評価が困難であり、分離課税あるいは単独課税せざるを得ないことから水平的公平を阻害する要素が存在することや、利子所得は所得税課税後の貯蓄から発生したものでこれに対する課税は二重課税であることが挙げられる。

ないことから、川端（2004）は、取得価額の引き継ぎを「課税時期の繰り延べ」⁷⁹⁾ としている。

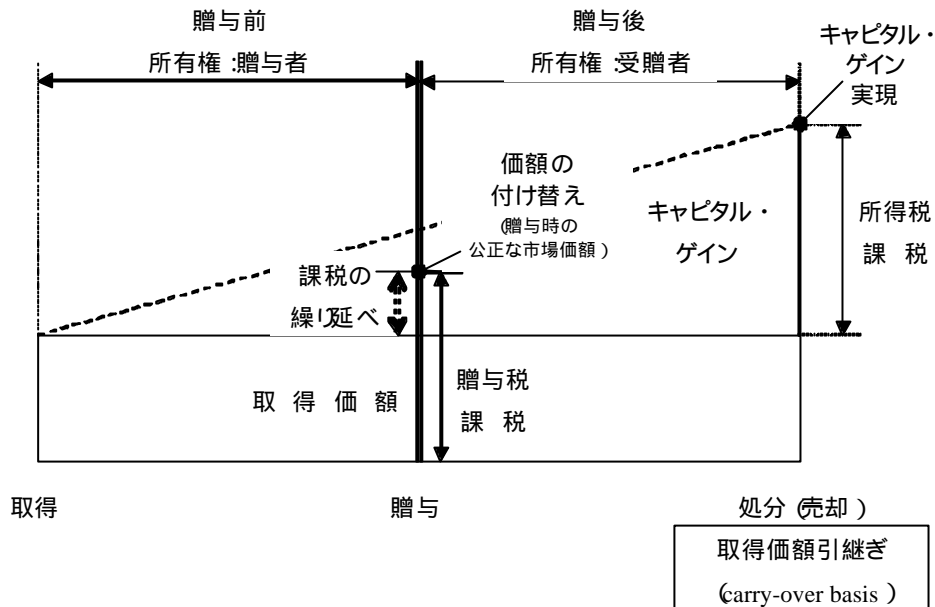


図 6 - 4 アメリカの生前贈与の場合

次に、アメリカにおいて相続した場合の遺産税並びに所得税が課税されるイメージを図示したものが、図 6 - 5である。相続時には、被相続人が財産を取得した際の取得価額をそのまま引き継ぐのではなく、相続時における公正な市場価額に価額の付け替えが行われ、相続人に対して当該価額で遺産税が課されることとなる。また、相続時において、未実現のキャピタル・ゲインに対して遺産税は課されない。そして、相続人が財産を処分した時には、売却価額から相続時に付け替えた価額（すなわち、相続時の公正な市場価額）を差し引いて実際に手にした所得に対して所得税が課される。この場合には、取得価額が財産処分時まで引き継がれるのではなく、相続時の公正な市場価額に付け替えられるため、新規引継方式（step-up in basis）と呼ばれる。当該方式では、相続時に価額が付け替えられ、処分時においても当該付け替えられた価額が残るため、相続時と財産処分時のいずれにおいても、相続時の

79) 川端（2004）29 ページ引用。

公正な市場価額と取得価額の差額部分には所得税が課税されないことから、川端⁸⁰⁾(2004)は、価額の付け替えを「所得課税の放棄」であるとしている。

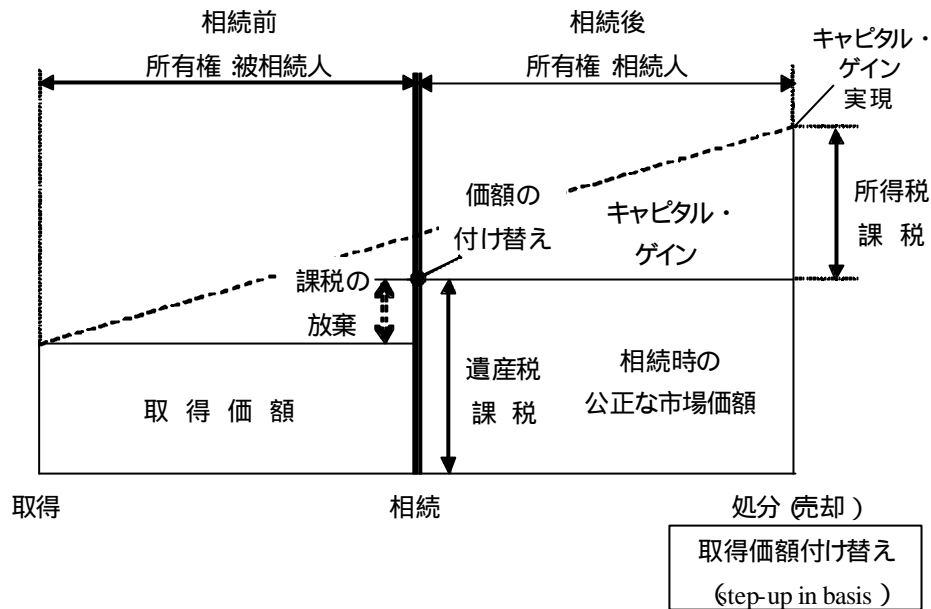


図 6 - 5 アメリカの相続の場合

一方、わが国においてはどうか。わが国において相続又は贈与した場合の相続税又は贈与税、さらには所得税が課税されるイメージを図示したものが、図 6 - 6である。相続時又は贈与時には、相続税又は贈与税の課税上、被相続人又は贈与者が財産を取得した際の取得価額をそのまま引き継ぐのではなく、当該時期における公正な市場価額に価額の付け替えが行われ、相続人又は受贈者に対して当該価額で相続税又は贈与税が課されることとなる。また、相続時又は贈与時において、未実現のキャピタル・ゲインに対して相続税又は贈与税は課されない。そして、相続人又は受贈者が財産を処分した時には、相続時又は贈与時に課税上の措置として付け替えられた価額ではなく、取得価額を売却価額から差し引いて実際に手にした所得に対して所得税が課される。この場合は、取得価額が財産処分時まで引き継がれるので、取得費引継方式である。

80) 川端 (2004) 29 ページ引用。

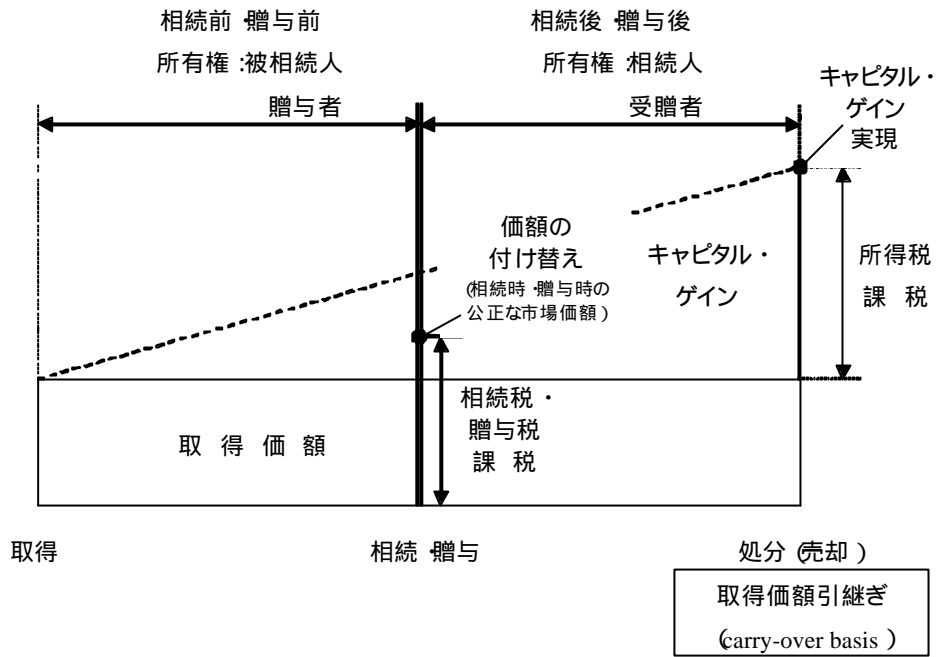


図 6 - 6 日本の相続及び贈与の場合

表 6 - 6は、これまで見てきた日米間の遺産税 (相続税)、贈与税、所得税の各税が課税される際に、課税標準となるべき額の財産評価についてまとめたものである。相続時及び贈与時については、両国とも付け替え価額で評価しており、遺産税 (相続税)及び贈与税の課税標準となるべき額の財産評価に差異はない。しかし、処分時については、付け替え価額を考慮するか否かによって、被相続人又は贈与者の下で生じた未実現のキャピタル・ゲインにまで課税が及ぶかどうかが変わってくることになり、所得税の課税標準となるべき額の財産評価に差異が生ずることになるのである。

表 6 - 6 日米間の遺産税 (相続税)、贈与税、所得税課税上の財産評価

	日本	アメリカ	
遺産税・相続税	付け替え価額 (相続時の公正な市場価額)		
贈与税	付け替え価額 (贈与時の公正な市場価額)		
所得税	売却価額 - 取得価額	生前贈与時	相続時
		売却価額 - 取得価額	売却価額 - 付け替え価額

6.1.3 わが国へのアプローチ

ここまで、アメリカの相続税制を見てきたが、わが国において参考にすべきものはあるのだろうか。アメリカの相続税制は6.1.1で確認したように、遺産税と贈与税の一本化を図り、さらに世代を飛び越しての租税回避を防止する世代跳躍税を設けることによって、移転税制を統一したものにしている。また、遺産税と贈与税の両税に適用される統一税額控除の存在も、一生を通じて控除される上限が定められることになるので、一生累積課税方式をより強固なものにしているといえよう。わが国においては、3.5で見たように相続時精算課税制度が2003（平成15）年度の改正で導入されたばかりであるが、これは1950（昭和25）年のシャウプ勧告において提唱されたものの、1953（昭和28）年度の改正で税務行政執行上の理由から廃止された累積課税方式への回帰であり、連邦移転統一税制は大いに参考にすべきであろう。

次に、6.1.2では未実現のキャピタル・ゲインの取り扱いについて見た。アメリカでは、累進性の面で贈与税のほうが遺産税よりも低い。なぜなら、遺産税には調整課税贈与が課税対象に算入されるからである。それゆえに、相続よりも贈与によって資産移転させたほうが課税上優遇されることから、早期の資産移転を促してきた面もあった。一方で、キャピタル・ゲイン課税に関しては、相続のほうが贈与よりも相続時の公正な市場価額と取得価額の差額部分については課税が放棄されるので有利となっている。この点で、遺産税及び贈与税と所得税との間でのバランスを図っているといえよう。

しかし、処分時まで取得価額の引き継ぎが行われるアメリカの生前贈与の場合や日本の相続及び贈与の場合には、二重課税となっているおそれがある。なぜなら、公正な市場価額と取得価額の差額部分は相続又は贈与時に相続税又は贈与税が課税され、さらに処分時にも所得税が課されるからである。この問題については、所得税の課税標準となるべき額の財産評価を新規引継方式によるか、取得費引継方式によるかという点と、遺産税（相続税）及び贈与税と所得税の各税の課税標準を取得価額にするか、付け替え価額にするかという点に依存している。さらに、遺産税（相続税）及び贈与税の課税標準を付け替え価額のままにする場合、課税の繰り延べによって二重課税を強いるのか、課税の放棄によって所得税を課税する機会を失うのかは税務当局側で議論の分かれるところであろう。

6.2 イギリスの相続税・贈与税

イギリスの相続税制は、アメリカと同様に遺産課税方式を採用している。しかし、イギリスの相続税は相続税（IHT；inheritance tax）であり、アメリカのように遺産税（estate tax）ではない。また、贈与税について、アメリカでは生前贈与に対して一生にわたって累積課税し、相続に対して過去の納付贈与税額を控除する一生累積課税方式が採用されているが、イギリスでは相続に対して死亡前7年以内に贈与された資産を課税標準に含め、死亡前3年を超えて贈与された資産について経過年数に応じて一定割合が控除される一定期間課税方式が採用されている。このように、遺産課税方式を採用しているイギリス、アメリカの両国ではあるが、その内容は異なるものである。以下では、イギリスの現行の相続税制を確認し、わが国の今後の相続税制を考える上で参考になるものがあるかどうか考察を行う。

6.2.1 イギリスの現行の相続税制⁸¹⁾

ここでは、イギリスの現行の相続税制を構成している相続税及び贈与税の概要を見る。

6.2.1.1 相続税の概要

まず、相続税の納税義務者は、人格代表者（personal representation）である。人格代表者とは、遺言相続の場合の納税義務者である遺言執行者と、遺言が残されていない場合の納税義務者である遺産管理人の両者を包含するものである。当該人格代表者は被相続人が死亡した月の末日から6ヶ月以内に申告納税することになっている。また、財産評価については、原則として、課税時期における公開市場価値（open market value）とされる。これは、わが国の財産評価が課税時期における時価でなされるのとほぼ同じ概念である。そして、課税対象については、遺贈者の死亡時に移転する資産と当該者の死亡前7年間に贈与・移転された資産である。なお、死亡前7年間の贈与は表6-7のように控除される。

次に、諸控除として、配偶者間での相続、国営機関・公益機関への寄付金、慈善

81) イギリスの相続税制については、Foreman（2001）、高野（2004）を参考にした。

団体・政治団体への寄付金に免税措置がとられている。さらに、事業承継の観点から、農業資産や事業資産を相続した場合には、50%又は100%が課税ベースから減額、もしくは除外されることとなっている。また、基礎控除については物価変動制が採られている。2003年4月6日以降の課税年度における基礎控除は25万5,000ポンドであるが、2000年から2001年の課税年度においては23万4,000ポンド、2001年から2002年の課税年度においては24万2,000ポンド、2002年から2003年の課税年度においては25万ポンドであった。

そして、税率については40%の単一税率とされている。しかし、40%の課税がされるのは死亡時に移転する資産と死亡前3年以内に贈与された資産の場合のみである。前述のように、死亡前3年を超えて贈与された財産は経過年数に応じて一定割合が控除されるため、死亡前3年を超えて4年以内に贈与された資産に係る税率が実質32%であるように、年数が経過するほど税率は逡減する仕組みになっている。このように、相続と贈与との間で、前掲の表6-2における一定期間累積課税方式を採用していることが特徴となっている。

表6-7 死亡前7年間の贈与に対して課される相続税率

死亡前の年数	贈与資産の評価額から控除される割合	死亡時の税率に対する割合 (贈与資産の評価額から控除されない割合 × 相続税率40%一律課税)
3年以下の場合	0%	40%
3年を超えて4年以下	20%	32%
4年を超えて5年以下	40%	24%
5年を超えて6年以下	60%	16%
6年を超えて7年以下	80%	8%

6.2.1.2 贈与税の概要

贈与税は、「生存者間の資産移転」に対して課税するものであるが、イギリスにおける「生存者間の資産移転」は、課税対象となる課税贈与 (chargeable transfer)、免税の対象となる免税贈与 (exempt transfer)、及び、贈与の時点から7年以上生き続けることによって免税が可能となる一生累積課税贈与 (CLT ; chargeable lifetime transfers) 並びに潜在的免税贈与 (PET ; potentially exempt transfers) に大分される。

一生累積課税贈与は、信託を利用しての贈与であり、贈与時に20%の課税がさ

れる。なお、贈与者が贈与の時点から7年以内に死亡した場合には、相続税の課税標準額に含まれ、40%の相続税が課されるが、贈与時に支払った贈与税額は納付税額から控除される。よって、一生累積課税贈与は前掲の表6-2における一定期間累積課税方式に該当する。しかし、7年を超えて生き続けた場合には、相続税の課税標準額に含まれず、贈与時に支払った贈与税額の控除もないため、限定的な一定期間累積課税方式であるといえよう。

一方、潜在的免税贈与は、贈与者が他の者に対して行う贈与であり、贈与時には課税されない。なお、贈与者が贈与の時点から7年以内に死亡した場合には、相続税の課税標準額に含まれ、40%の相続税が課される。換言すると、7年以内に贈与者が死亡していない場合には、課税されないことになる。

さて、贈与税の納税義務者は、贈与をした者であり、当該者は贈与した日の属する月の末日から6ヶ月以内に申告納税することになっている。また、財産評価については、原則として、課税時期における公開市場価値とされ、相続税と同じである。

次に、生前贈与に対する軽減措置として、一人あたりで当該課税年度において行われた3,000ポンドを超えない贈与は非課税とする年度非課税制度がある。なお、この制度は当該課税年度において利用されなかった非課税枠を次の課税年度にのみ繰り越して利用することが可能となっている。潜在的免税贈与の場合は、課税対象となった時に当該課税年度の非課税枠を利用することができる。他に、250ポンドを超えない贈与を非課税とする少額贈与非課税制度が設けられており、配偶者間での贈与、国営機関・公益機関への寄付金、慈善団体・政治団体への寄付金には免税措置がとられている。また、基礎控除については相続税同様、物価変動制が採られている。なお、物価変動制の基礎控除については、過去7年間の基礎控除利用額を控除した額まで、当該課税年度において利用することができる。そして、税率については、贈与者の死亡前3年以内に行われた贈与に対しては40%の一律課税がなされ、死亡前3年を超えて行われた贈与に対しては20%の一律課税がなされる。

6.2.3 わが国へのアプローチ

ここまで、イギリスの相続税制を見てきたが、わが国において参考にすべきものはあるのであろうか。第一に、イギリスでは贈与と相続の関係について、一定期間累積課税方式を採用している。当該方式は、アメリカの一生累積課税方式ほど相続税と

贈与税の一本化が図られてはいないものの、7年間は一体的に課税される点でわが国の相続税、贈与税よりも税体系が統一されている。また、アメリカでは遺産税の税額算出上、仮の遺産税額を算出した後に過去の贈与税額を控除することにより統一を図っていたが、イギリスでは相続税の課税標準に含まれる贈与された財産の評価額について、経過年数に応じて一定割合を控除する制度を採用することにより統一を図っている。この制度はアメリカの連邦移転統一税制やわが国の相続税制ほど複雑ではなく、納税者にも理解が得られやすく、また税務当局にとっても簡素なものになっていると思われる。しかし、一定期間累積課税方式は、一生累積課税方式と暦年課税方式の折衷方式であり、期間を何年で区切るかの合理的判断を下すことが難しいのではないかと。わが国において、2003（平成15）年度の改正で導入された相続時精算課税制度は一生累積課税方式であるが、折衷方式の一定期間累積課税方式よりは相続税と贈与税の税体系が統一されているものと思われる。

第二に、イギリスは相続税において40%の単一税率を適用している。相続税の単一税率については先進国でイギリスのみが採用しており注目に値する。しかし、これは累進性の点から問題があり、富の再分配機能が弱いと考えられる。個人の能力が反映された資産分布とし、ストック面での平等化を図るためには、ある程度の累進課税は必要ではないだろうか。

第三に、相続税、贈与税とも物価変動制の基礎控除を採用している。この制度は、景気の良し悪しにより基礎控除が調整されることを意味し、また常に適正な水準に調整されるともいえよう。わが国では1980年代半ばにバブル経済が起こり、地価の上昇と課税件数の急増が問題となったことは3.3及び3.4で見たが、物価変動制の基礎控除を採用すると、このような問題を抑止する効果が期待できる。しかし、基礎控除が毎年変動することは、納税者に対しての混乱を招くおそれもある。

第四に、贈与者が贈与の時点から7年以内に死亡した場合には相続税が課され、死亡していない場合には相続税が課されない潜在的免税贈与は、一定期間累積課税方式の問題点として挙げた期間の区切りが不確定要素となっており、財産の移転計画を難しいものになっている。換言すると、贈与者が7年以内に死亡するか否かにより、納税義務の有無につながるという一種の運に依存する制度となっており問題である。

6.3 フランスの相続税・贈与税

わが国の総人口は2006（平成18）年にピークに達した後、死亡者数が出生者数を上回り、人口減少の一途をたどるとされており、いわゆる、少子高齢化時代に突入したといえる。このような状況下で近年議論されているのは、増加していく引退世代を支えるための社会保障財源をどこに求めるのかという問題である。この問題の解決策として、既存の税制を用いての社会保障財源を確保する案、保険料を引き上げることによって社会保障財源を確保する案、消費税率を引き上げた上で、その一部を社会保障財源に充当する案などが、従来から提案されてきた。

しかし、この案は現役世代の所得に対して負担を求める現行の社会保険制度を強化する政策にしか過ぎず、現役世代へ過重な負担を求めることは、勤労意欲や貯蓄に悪影響を及ぼす可能性がある。また、この案は全世代で行われる消費に対して課税することから、世代間の公平性は確保される。しかし、消費税率を引き上げた場合には消費意欲を減退させる可能性がある。また、高所得者層より低所得者層の方が消費税の税負担率が重いという逆進性の問題を助長するおそれもある。しかも、少子高齢化が進行していくと、就労人口が減少し、労働力の低下が危惧される。ゆえに、少子高齢化の進展は経済成長率の低下につながる可能性もある。以上より、消費税率の引き上げによる財源確保にも問題がある。

そこで、本稿では社会保障費の増加を前提とした財源を模索する前に、わが国の社会保障費が効率的に運用されているのかどうかを検討したい。社会保障費の本来の目的は、資力のない者に対して公的に支援することである。その中でも、社会保障費の効率性が問われるのは、当事者が拠出をせずに給付のみを受け取る、国庫負担の無拠出社会保障の給付が適正であるかどうかという点である。しかし、わが国の場合には、資力のない者のみならず、資力のある者も給付を受けている場合が多く、それゆえに国民負担が増大している面がある。具体的には、生活保護については厳格な資力検査が行われ、資力がないと認められる者にのみ給付が行われる。一方、基礎年金の国庫負担分、障害者関連サービスの給付費、医療・介護サービスの国庫負担分などについては、生活保護ほどの厳格な資力検査が行われておらず、資力があり、本来給付を必要としない者までもが資力のない者と同様に給付を受けることが可能となっている。現行制度のままでは、現役世代の負担が必要以上に増大し、資力の格差は拡大することになるだろう。このような現状を踏まえ、近藤

(2003b)は、国庫負担の無拠出社会保障については、社会保障を真に必要としている資力がない者に給付対象を絞り込むべきであるとし、仮に資力がある者が給付を受けた場合には、これを何らかの形で社会に返還すべきであると提言している(以下、「第一の基本思想」)。また、国庫負担の無拠出社会保障は社会全体からの個人に対する支援であって、その支援により財産が残った場合は、個人(被相続人)が相続するよりもまず社会に相続(還元)すべきであるとしている(以下、「第二の基本思想」)⁸²⁾。

このように、社会保障の観点からも従来の相続の概念について見直す必要性が出てきている。この見直しは、少子高齢化時代に突入したわが国において、社会保障費の効率性に依拠する社会保障制度全体を巻き込んだものであり、今後の社会保障財源を新たに模索することよりも優先して議論されるべきである。以下では、社会保障制度と相続制度とを関連付けた政策を展開しているフランスの事例(社会保障給付費返還制度)を取り上げ、わが国において取り入れるべきものがあるかどうかの考察を行う。

6.3.1 フランスの社会保障給付費返還制度について

フランスの社会保障制度は、原則として拠出した者に対して社会保障給付を行うものである。また、拠出していない者が給付を受けることができるのは資力のない者に限定される。この点でわが国の資力検査よりも厳格に審査が行われているといえる。さらに、無拠出で社会保障給付を受けた資力のない者がその後資力を回復した場合や、当該者が一定額以上の相続財産を残した場合には、社会保障給付費の返還を求めることが可能であり、フランス固有の制度である。

次に、適用範囲と資金回収の程度を見る。適用範囲は高齢者関連サービス、障害者関連サービス、児童関連サービス、高齢者最低所得保障制度など広範囲に及ぶ。その中でも、高齢者関連サービスの資金回収率は高く、2001年現在で地方自治体からの無拠出の社会保障給付費の38%が回収されている。高齢者関連サービスに対する資金の回収とは、高齢になってから受けたさまざまなサービスのうち、住

82) 近藤(2003b)16ページ参照。

居の扶助、老人ホームや施設の利用料については純相続資産から全額の返還を求め、家事の援助や食事の援助については純相続資産が 46,000 ユーロ超の場合に 760 ユーロ以上の返還を求めるものである。この他に、障害者関連サービスで 12%、児童関連サービスで 2%、高齢者最低所得保障制度で 3% の回収率を挙げており、全体として地方自治体からの無拠出の社会保障給付費の 13% が返還制度により回収されている。なお、近藤 (2003b) によると、高齢者関連サービスの場合、約 8割が資力の回復によって返還したものであり、残りが一定額以上の相続財産を残したことによる返還であるとしている。また、資力が回復した要因については、正確な分析が存在しないものの、担当官にインタビューしたところによれば、結婚したことによる収入の増加や親族からの相続や贈与による資産の増加が多いとしている⁸³⁾。

このようにフランスにおいて、社会保障給付費返還制度は社会保障制度の面からは社会保障費の国民負担抑制のためには重要な施策であることがわかる。また、相続制度の面からは、一定額以上の相続財産を残した場合には社会保障費を返還しなければならないことから、一種の相続税と同様の効果を有し、資産格差是正の役割を担っているとみえよう。

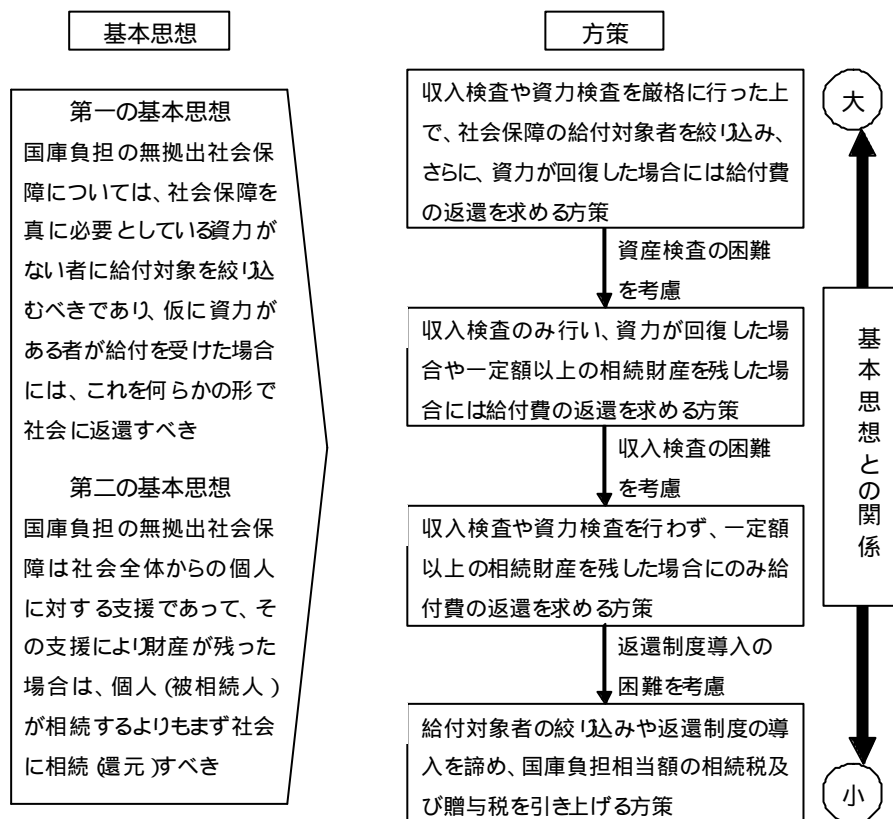
6.3.2 わが国へのアプローチ

社会保障給付費返還制度は、フランスにおいて社会保障制度の観点からも、相続制度の観点からも優れた成果を挙げていることが明らかになったが、果たしてわが国においても取り入れることができるのであろうか。近藤 (2003a) は、仮にわが国において「第一の基本思想」や「第二の基本思想」を設けた場合に、4つの政策オプションが考えられるとしている⁸⁴⁾。その4つの政策オプションをまとめたものが図 6-7 である。第一に、収入検査や資力検査を厳格に行った上で、社会保障の給付対象者を絞り込み、さらに、資力が回復した場合には給付費の返還を求める方策が考えられる。これは、「第一の基本思想」を基本にして、資力回復時の返還制度を組み合わせた方策であるといえる。第二に、資力検査が執行上困難であることを考慮して収入検査のみを行い、資力が回復した場合や一定額以上の相続財産を残した場合に

83) 近藤 (2003b) 17 ページ参照。

84) 近藤 (2003a) 63 ページ参照。

は給付費の返還を求める方策が考えられる。これは、「第一の基本思想」をやや緩和して、資力回復時の返還制度を組み合わせた方策であり、フランスにおける無拋出の社会保障給付費返還制度に準拠したものである。第三に、資力検査及び収入検査が執行上困難であることを考慮して、一定額以上の相続財産を残した場合にのみ給付費の返還を求める方策が考えられる。これは、「第一の基本思想」をより緩和して、「第二の基本思想」を基本とした方策であるといえる。この方策の場合には、収入検査や資力検査への行政コストを掛けることなしに、資力による給付制限を設けた場合とほぼ同様の効果が期待できるが、元々資力のある者が給付を受け、さらに生存中に給付費や資産を全て消費した場合や贈与した場合は社会に相続することはできない。第四に、給付対象者の絞り込みや返還制度の導入を諦め、国庫負担相当額の相続税及び贈与税を引き上げる方策が考えられる。この方策の場合には、引き上げ度合いを国庫負担分に準拠させることで実質的に第三の方策と同様の効果が期待できるが、基本思想との関係が薄れてしまうことになる。



出所 :近藤 (2003a)62 ページより作成。

図 6 - 7 社会保障給付費への国庫負担の考え方と日本における方策

わが国の現状を顧みると、議論されている政策は第四の方策に近い。まずは、社会保障制度の原点に立ち返り、給付の際の資力検査を厳格に、また実施されていない分野にまで拡大すべきであろう。その上で、給付を受けた者が一定額以上の相続財産を残した場合には、社会保障給付費の返還を求める制度の導入を検討してはどうか。

第7章 相続税・贈与税改革のシミュレーション分析

この章では、高齢化によって死亡者数が今後増加することから、その際に課される相続税及び贈与税を有力な財源として捉え、現行の法定相続分課税方式による遺産取得課税方式を維持した上で別途1%の一律課税を行った場合の将来の税収予測を行う。

7.1 相続税・贈与税改革のシミュレーション分析

7.1.1 課税ベースの算定

課税ベースの算定に当たって、まず、1995年時点と2000年時点の人口構造を見る。人口構造のデータについては、総務省統計局『国勢調査報告』1996年版、2001年版の全国の5歳刻みの階級別のデータを用いた。そして、1995年時点と2000年時点の同一出生年次の人口構造を比較し、両者の差が5年間の死亡者であることから、ここから1年あたり死亡者と死亡率を算出した。その結果が表7-1である。これによると、40歳代以降の世代から死亡率が急激に上昇し始めることがわかる。よって、以下、40歳代以降の世代を分析の対象とする。

表7-1 1995年～2000年の死亡者数と死亡率

	5年間死亡者	1年あたり死亡者	死亡率
20～24	136,498	27,300	0.003231
25～29	104,692	20,938	0.002134
30～34	11,531	2,306	0.000263
35～39	11,590	2,318	0.000286
40～44	22,002	4,400	0.000564
45～49	90,064	18,013	0.002016
50～54	176,376	35,275	0.003367
55～59	187,746	37,549	0.004281
60～64	217,647	43,529	0.005595
65～69	369,170	73,834	0.010284
70～74	495,502	99,100	0.016518
75～79	544,567	108,913	0.025569
80～84	674,378	134,876	0.049053
85歳以上	1,647,162	329,432	0.128545

(単位:人)

出所:総務省統計局『国勢調査報告』1996年版、2001年版より作成。

次に、総務省統計局『全国消費実態調査』1999年版の資料編の中の「世帯主の年齢階級別1世帯当たり資産額(2人以上の一般世帯)」のデータより、1世帯あたり家計資産額を求める。その結果が表7-2である。

表 7 - 2 世帯主の年齢階級別 1世帯あたり家計資産額 (2人以上の一般世帯)

(1999 年)

	金融資産	住宅資産	宅地資産	耐久消費財 資産	1世帯あたり 家計資産額
40歳代	278.8	689.4	2254.7	198.6	3,422
50歳代	1049.5	673.3	3048.5	224.3	4,996
60歳代	1919.9	623.2	3610.6	204	6,358
70歳以上	2051.7	600.6	4164.4	130.5	6,947

(単位 :万円)

出所 :総務省統計局 『全国消費実態調査』1999 年版より作成。

この 1世帯あたり家計資産額に表 7 - 1で求めた 1年あたり死亡者数を乗じ、死亡者全体の資産額 (課税ベース)を算出した上で、仮に課税ベースに 1%の遺産税を一律課税した場合の税収を推計したものが表 7 - 3である。これによると、40 歳代以降の世代の死亡者に 1%の一律課税した場合の税収は 5,857 億円と推計される。また、表 7 - 4は近年の相続税収とその相続税収が国税収入に占める割合を時系列に示したものであるが、1%一律課税した場合の税収 5,857 億円は 2000 年の相続税収 17,822 億円の約 3分の 1に相当し、また 2000 年の国税収入 508,125 億円の約 1.2%に相当することがわかる。

表 7 - 3 死亡者全体の資産額 (課税ベース)と 1%の一律課税した場合の結果

	死亡者全体の 資産額	1%一律課税 の税収
40 ~ 44	1,506	15
45 ~ 49	6,163	62
50 ~ 54	17,622	176
55 ~ 59	18,758	188
60 ~ 64	27,675	277
65 ~ 69	46,941	469
70 ~ 74	68,847	688
75 ~ 79	75,664	757
80 ~ 84	93,701	937
85 歳 以上	228,863	2,289
40歳以上合計	585,740	5,857

(単位 :億円)

表 7 - 4 相続税収と国税収入の構成比

	相続税収 (億円)	国税収入 の構成比 (%)
1992 H4	27,462	5.0
1993 H5	29,377	5.4
1994 H6	26,699	5.2
1995 H7	26,903	5.2
1996 H8	24,199	4.7
1997 H9	24,129	4.5
1998 H10	19,156	3.9
1999 H11	18,853	4.0
2000 H12	17,822	3.5
2001 H13	16,745	3.5
2002 H14	14,529	3.3

出所：財務省『財政金融統計月報（租税特集）』各年版より作成。

7.1.2 現行税制を維持した上で1%一律課税した場合の税収予測

ここでは、現行の法定相続分課税方式による遺産取得課税方式を維持した上で別途1%一律課税した場合の将来の税収予測を行う。まず、7.1.1で利用した2000年時点の人口構造のデータをもとに、各世代に国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』平成14年1月推計の「男女年齢別将来生命表」の死亡率を乗じていくことにより、2005年以降5年ごとの死亡者合計から1年あたり死亡者を求める。さらに、1年あたり死亡者に家計資産額を乗じ、死亡者全体の資産額（課税ベース）を算出した上で、仮に課税ベースに1%の遺産税を一律課税した場合の税収を推計する。なお、家計資産額については、各世代が将来にわたり、表7-2の世帯主の年齢階級別1世帯あたり家計資産額のまま資産形成していくものと想定する⁸⁵⁾。表7-5は2005（平成17）年の推計結果であり、図7-1は2050（平成62）年までの推計結果を時系列にまとめたものである。

85) 2045年における40歳以上44歳以下の世代、2050年における40歳以上44歳以下の世代と45歳以上49歳以下の世代については、2005年現在まだ出生していない世代であり、これらの世代については、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』平成14年1月推計の「男女年齢各歳別人口（中位推計）」の2040年におけるこれらの世代の推計人口（つまり、30歳以上34歳以下の世代と35歳以上39歳以下の世代）に、「男女年齢別将来生命表」の2040年及び2045年におけるこれらの世代の死亡率を乗ずることにより、2045年及び2050年の過去5年間の死亡者合計及び1年あたり死亡者を求めた。

表 7 - 5 1年あたり死亡者、死亡者全体の資産額と1%の一律課税した場合の結果
2005 (平成 17)年

	総数	5年間 死亡者合計	1年あたり 死亡者	死亡率	死亡者全体の 資産額	1%一律課税 の税収
40 ~ 44	8,079,140	35,725	7,145	0.000884	2,445	24
45 ~ 49	7,748,487	51,732	10,346	0.001333	3,540	35
50 ~ 54	8,822,145	93,863	18,773	0.002123	9,378	94
55 ~ 59	10,265,019	176,971	35,394	0.003436	17,681	177
60 ~ 64	8,521,930	212,242	42,448	0.004956	26,987	270
65 ~ 69	7,462,125	273,708	54,742	0.007283	34,803	348
70 ~ 74	6,725,553	380,386	76,077	0.011185	52,852	529
75 ~ 79	5,443,242	457,334	91,467	0.016526	63,544	635
80 ~ 84	3,683,228	467,372	93,474	0.024750	64,938	649
85 歳 以上	3,354,158	1,493,879	298,776	0.081791	207,566	2,076
40歳以上合計	70,105,028	3,643,211	728,642		483,735	4,837

(単位 :死亡者は人、死亡者全体の資産額と1%一律課税は億円)

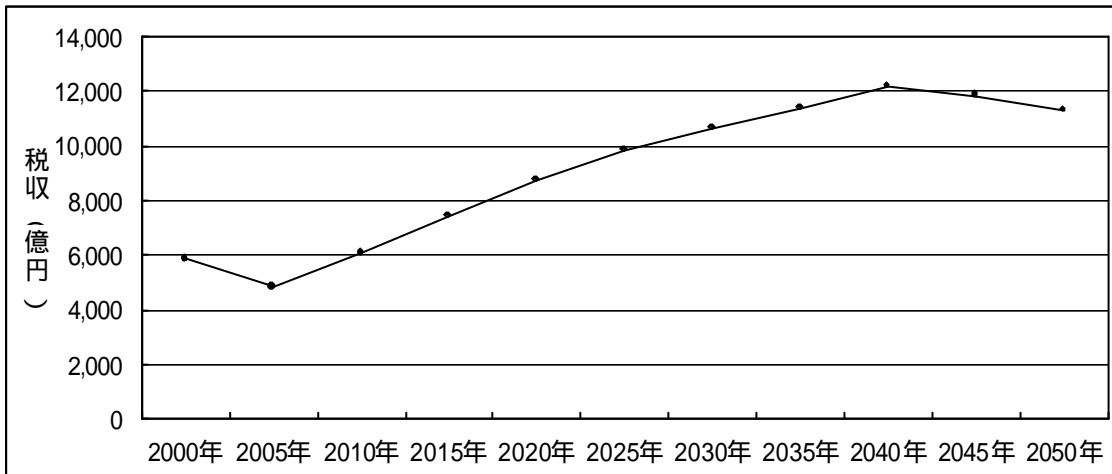


図 7 - 1 1%一律課税の税収推移

7.2 分析の結果を踏まえて

1年あたり死亡者は 2040 年の約 177 万人をピークに減少するが、これに伴って 1%一律課税の税収も同年の約 1兆 2,000 億円をピークに除々に減少する。これは 2005 年現在の人口構造のうち、最も多くの割合を占めている 55 歳以上 59 歳以下の世代が 2040 年には 90 歳以上となっており死亡する確率が高まること、さらに、これ以降の世代は少子化の影響で人口が少なくなっており ひいては一律課税したとしても税収が伸び悩むことになるからである。

ただし、2005 年現在で 1%一律課税すると約 5,000 億円の増収で 1%以上の国税収入が増大することとなり 2040 年には倍以上の約 1兆 2,000 億円の増収が期待できるのであれば、有力な財源調達手段と考えることができるのではないだろうか。

むすび

本稿では、相続税及び贈与税について、現行税制の持つ問題点を明らかにしてきた。また、資産分布の状況を確認し、近年の資産格差の傾向について、各種統計データを用いて分析を行ってきた。その上で、少子高齢化の進展を考慮し、今後の相続税及び贈与税のあり方について考察を行ってきた。

得られた結論は以下の通りである。第一に、わが国の相続税の課税最低限はバブル期に行われた減税政策が継続された結果、現在も高水準であり、一部の資産家にしか課税されていないことが沿革を辿ることによりわかった。また、実物資産を優遇する政策（小規模宅地等の特例）を展開しているために、実物資産と金融資産との間での取り扱いの不平等が生じており、その格差は最大で 12.5 %（現行税制における両資産の実効税率を規模別に 50 億円まで比較した場合）にのぼることも明らかになった。以上より、現行税制は資源配分にゆがみをもたらす税制となっており問題である。

第二に、近年は地価下落の影響を受け、資産格差が全体的に縮小傾向にあることが明らかになった。しかし今後、少子高齢化が進展すると、一人あたりが受け取る遺産額が従前より大きくなる可能性があり、個人の能力とは別に資産格差が拡大する恐れがある。ストック面での資産格差を是正するには相続税や贈与税しかないが、現行の税制のままでは、この格差拡大を是正することは困難であると考えられる。

第三に、経済学の観点から、世代間移転により経済成長が起こることが井堀（1993）や Jones and Manuelli（1990）の先行研究よりわかった。一方、相続税は経済成長に対して負の影響を及ぼすが、その影響は小さいと思われることも井堀（1993）や橋本（2001）の先行研究よりわかった。

第四に、高齢化によって死亡者数が今後増加することから、相続税及び贈与税を有力な財源手段として捉え、現行税制を維持した上で別途 1% の一律課税を行った場合の将来の税収予測をシミュレーション分析した結果、2005 年現在で約 5,000 億円、2040 年には約 1兆 2,000 億円の増収が期待できることが明らかとなり、有力な財源調達手段と考えられることがわかった。

これら四つの結論に今後の少子高齢化の進展を勘案すると、相続税制については、世代間移転を促進させる一方、課税最低限を引き下げ、税率の累進性を緩和し、小規模宅地等の特例の水準を見直し、広く薄く課税していくべきである。また、

社会保障と相続及び贈与の概念を組み合わせることにより、少子高齢化時代の問題を解決できる可能性があることもわかった。

しかし、本稿ではあるべき税制を具体的に提示するまでには至らなかった。課税最低限の水準や税率の累進度、小規模宅地等の特例などの水準について、どの程度が適正であるかといった制度設計をしていくことは不可欠である。

参考文献

- 石澤一英・三木義一（1996）「相続税の課税根拠と課税方式」北野弘久・小池幸造・三木義一編『争点 相続税法』第1章所収、勁草書房。
- 石島弘（1982）「相続税の[連帯納付責任]」『甲南法学』第22巻、第1-4合併号，pp.151 - 176。
- 井堀利宏（1993）「相続税の経済分析」『総合税制研究』2，pp.156 - 173。
- 岩崎政明（1985）「相続税制改正の必要性」『税経通信』第40巻、第4号，pp.146 - 152。
- 大矢良典（2001）「遺産取得税方式における連帯納付義務の虚構性」『日本大学大学院法学研究年報』第30号，pp.57 - 97。
- 川端康之（2004）「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」『日税研論集』第56号，pp.21 - 43。
- 国枝繁樹（2002）「相続税・贈与税の理論」『フィナンシャル・レビュー』第65号，pp.108 - 125。
- 駒村康平（1994）「高齢者家計における遺産行動の経済効果」『季刊社会保障研究』第30巻、第2号，pp.62 - 74。
- 近藤正晃ジェームス（2003a）「フランスの社会保障給付費の返還制度に関する調査（概要）」『ESP』453，pp.61 - 63。
- 近藤正晃ジェームス（2003b）「フランスの社会保障給付費返還制度の経験に学ぶ」『社会保険旬報』2170，pp.16 - 19。
- 佐藤英明（2002）「相続税率の法論理 - 若干の論点整理」『日税研論集』第49号，pp.59 - 78。
- 渋谷雅弘（1993）「資産移転課税（遺産税、相続税、贈与税）と資産評価（一）」『法学協会雑誌』第110巻、第9号，pp.73 - 133。
- シャウプ使節団（1949）『シャウプ使節団日本税制報告書』General Headquarters Supreme CommanderfortheAlliedPowers。
- 神野直彦（1983）「シャウプ勧告の相続税・贈与税」金子宏他『シャウプ勧告とわが国の税制』第3章所収、社団法人日本租税研究協会。
- 首藤重幸（1999）「相続税改革の視点」『税研』第87号，pp.18 - 23。

- 高野幸大 (2004) 「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」『日税研論集』第 56 号 , pp.103 - 154 .
- 富岡幸雄 (1983) 「相続税制改革の基本的課題 - 今次の事業承継税制改革後に残された検討を要する基本問題 - 」『税経通信』第 38 巻、第 9 号 , pp.14 - 20 .
- 野口悠紀雄 (1995) 「相続税の理論的基礎」水野正一編 『資産課税の理論と課題』第 8 章所収、税務経理協会 .
- 橋本恭之 (1991) 「コーホート・データによるライフサイクル資産の推計」『桃山学院大学経済経営論集』第 32 巻、第 4 号 , pp.1 - 13 .
- 橋本恭之 (2001) 「世代重複モデルによる相続税シミュレーション分析」『総合税制研究』 9 , pp.119 - 144 .
- 林宏昭・橋本恭之・林宜嗣・中井英雄 (1989) 「資産と税制」本間正明・跡田直澄編 『税制改革の実証分析』第 5 章所収、東洋経済新報社 .
- 松沢智 (1995) 「相続税に関する「税政策学」」『租税法研究』第 23 号 , pp.45 - 66 .
- 三木義一 (1995) 「相続税の基本原則の法的再検討」『租税法研究』第 23 号 , pp.1 - 24 .
- 三木義一 (1999) 「相続税の抜本的改革への一視点」『税経通信』第 54 巻、第 10 号 , pp.26 - 32 .
- Abel, A. (1985), “Precautionary Saving and Accidental Bequests,” *American Economic Review*, Vol.75, pp.777 - 791.
- AICPA Tax Division (2001), *Study on Reform of the Estate and Gift Tax System*.
- Altonji, j., F. Hayashi, and L. Kotlikoff (1997) “Parental Altruism and Inter Vivos Transfer: Theory and Evidence,” *Journal of Political Economy*, Vol.105, pp.1121 - 1166.
- Ando A. and F.Modigliani (1963), “The Life Cycle ’ Hypothesis of Saving: Aggregate Implications and Tests,” *American Economic Review*, Vol.53, 2, pp.55 - 84.
- Andreoni, J. (1989), “Giving with Impure Altruism: Applications to Charity and Ricardian Equivalence,” *Journal of Political Economy*, Vol.97, pp.1447 - 1458.
- Becker, G. S. (1981), *A Treatise on the Family*, Harvard Univ.
- Bernheim, D., A. Schleifer, and L. Summers (1985), “The Strategic Bequest Motive,” *Journal of Political Economy*, Vol.93, pp.899 - 972.
- Blinder, A. S. (1973), “A Model of Inherited Wealth,” *Quarterly Journal of Economics*,

- Vol.87, pp.608 - 626.
- Cox, D. (1987), “Motive for Private Income Transfer,” *Journal of Political Economy*, Vol.95.
- Foreman, A. (2001), *Tax Handbook*, Allied Dunbar.
- Horioka, C. (2001), “Are Japanese Selfish, Altruistic, or Dynastic,” *NBER Working Paper*, 8577, pp.26 - 54.
- Ishikawa. T. (1974), “Imperfection in the Capital Market and the Institutional Arrangement of Inheritance”, *Review of Economic Studies*, Vol.41, pp.383 - 404.
- Jones, L. E. and R. E. Manuelli. (1990), “Finite lifetimes and growth,” *NBER Working Paper*, 3469, pp.1 - 43.
- Kotlikoff, L. J. and L. H. Summers (1981), “The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation, ” *Journal of Political Economy*, Vol.89, 4, pp.706 - 732.
- Modigliani, F. (1988), “The Role of Intergenerational Transfers and Life Cycle Saving in the Accumulation of Wealth, ” *Journal of Economic Perspectives*, Vol.2, No.2, pp.15 - 40.
- Wilhelm, M. O. (1996), “Bequest behavior and the effect of heirs ’ earnings: testing the altruistic model of bequests,” *American Economic Review*, Vol.86, pp.874 - 892.
- Yaari, M. (1965), “Uncertain Lifetime, Life Insurance, and the Theory of the Consumer,” *Review of Economic Studies*, Vol.32, pp.137 - 150.

参考資料

- 大蔵財務協会（1983）『改正税法のすべて』昭和 58 年版．
- 経済企画庁経済研究所『国民経済計算年報』各年版．
- 国税庁『国税庁統計年報書』各年版．
- 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』平成 14 年 1 月推計．
- 財務省『財政金融統計月報（租税特集）』各年版．
- 税制特別調査会（1957）『相続税制度改正に関する税制特別調査会答申』．
- 税制調査会（1968）『長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明』．
- 税制調査会（1983）『昭和 58 年度の税制改正に関する答申』．
- 税制調査会（1986）『税制の抜本的見直しについての答申』．
- 税制調査会（2000）『わが国税制の現状と課題』．
- 税制調査会（2002）『平成 14 年度の税制改正に関する答申』．
- 税制調査会（2003）『平成 15 年度における税制改正についての答申 - あるべき税制の構築に向けて』．
- 税制調査会・税制特別調査会各資料．
- 総務省統計局『家計調査年報』各年版．
- 総務省統計局『国勢調査報告』各年版．
- 総務省統計局『全国消費実態調査』各年版．
- 総務省統計局『貯蓄動向調査』各年版．
- 日本銀行『経済統計年報』各年版．
- 日本銀行『主要統計ハンドブック』各年版．
- 日本不動産研究所『市街地価格指数』各年版．
- OECD, *Revenue Statistics* 各年版．

補論 50歳時点の家計が支払う固定資産税及び住民税の計算

第5章では、ライフサイクル資産と移転資産の比率の推計を行った。ここでは、同章の5.1.2における総資産保有額を推計する上で算出した50歳時点の家計が支払う固定資産税及び住民税の計算方法について紹介する。

まず、住民税の計算方法であるが、以下のような手順で計算する。

ステップ1 給与収入 - 給与所得控除 = 給与所得

ステップ2 給与所得 - 所得控除 = 課税所得

ステップ3 課税所得に税率表を適用し、住民税額を算出。

ステップ1では、給与所得を算出する。まず、給与収入は、総務省統計局『家計調査年報』各年版の「世帯人員・世帯主の年齢階級別（勤労者世帯）」における「勤め先収入」を利用する。これは、1世帯当たり年平均1か月間の勤め先収入を示したデータであるため、12倍することにより年間の勤め先収入のデータに換算する⁸⁶⁾。なお、このデータは、5.1.1でのコーホートデータの構成要素の一つである可処分所得を求める際にも利用したものである。次に、給与所得控除は、分析対象とした各世代の50歳時点の税制に基づいて算出する。表1は、1990年における給与収入に対して適用される給与所得控除を示したものである。これは、1940年生まれ世代の50歳時点の給与所得控除を算出する際に適用される。そして、給与収入から給与所得控除を差し引くことにより、給与所得を算出する。

表1 給与所得控除（1990年税制）

給与収入	
165万円までの金額	40%
330万円までの金額	30%
600万円までの金額	20%
1,000万円までの金額	10%
1,000万円を超える金額	5%
最低控除額	65万円

ステップ2では、課税所得を算出する。所得控除は、分析対象とした各世代の50歳時点の税制に基づいて算出する。所得控除には、家族を扶養するために必要とされる人的控除と特定の支出に対して容認されるその他の所得控除がある。本稿で

86) 以下の『家計調査年報』各年版の「世帯人員・世帯主の年齢階級別（勤労者世帯）」におけるデータについてもそれぞれ12倍することにより年間データに換算している。

は、人的控除から基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を、その他の所得控除から社会保険料控除を考慮し、これらを所得控除とした。表2は、本稿の分析で利用する1990年における所得控除を示したものである。これは、表1と同様に1940年生まれ世代の50歳時点の所得控除を算出する際に適用される。なお、扶養控除算出の際に重要となる世帯人員については、『家計調査年報』各年版の「世帯人員・世帯主の年齢階級別（勤労者世帯）」における「世帯人員」を利用する。そして、給与所得から所得控除を差し引くことにより、課税所得を算出する。

表2 本稿の分析上利用する所得控除（1990年税制）

	控除額
基礎控除	30万円
配偶者控除	30万円
配偶者特別控除	30万円
扶養控除	1人につき30万円
社会保険料控除	支払額の全額

ステップ3では、課税所得に税率表を適用することにより、50歳時点の家計が支払う住民税額を算出する。税率表は、分析対象とした各世代の50歳時点の税制に基づくものを利用する。表3は、1990年の税制における住民税の税率表である。これは、表1及び表2と同様に1940年生まれ世代の50歳時点の住民税額を算出する際に適用される。以上が、50歳時点の家計が支払う住民税額の算出方法である。

表3 住民税の税率表（1990年税制）

課税所得	税率		
	都道府県	市町村	計
120万円までの金額	2%	3%	5%
500万円までの金額	2%	8%	10%
500万円を超える金額	4%	11%	15%

続いて、50歳時点の家計が支払う固定資産税額を算出する。これについては、5.1.1でのコーホート・データの構成要素の一つである可処分所得を求める際に利用した『家計調査年報』各年版の「世帯人員・世帯主の年齢階級別（勤労者世帯）」における「他の税」のデータを再び用いる。本稿では、脚注67で橋本（1991）

が、1994年以前の「他の税」のデータにおいては住民税と固定資産税が大部分を占めていると考察していることを紹介した。ここでも橋本（1991）にならい、50歳時点の「他の税」から先ほど求めた50歳時点の家計が支払う住民税額を差し引くことにより、50歳時点の家計が支払う固定資産税額を算出した。

図1は、1940年生まれ世代の50歳時点、すなわち1990年において家計が支払う固定資産税及び住民税の計算を一例として掲げたものである。

<p>< 住民税の計算 ></p> <p>ステップ1: 給与収入 - 給与所得控除 = 給与所得</p> <p>給与収入</p> <p>家計調査年報の「勤め先収入」から計算</p> <p>578,037円 × 12ヶ月 = 6,936,444円 (以下、694万円として計算)</p> <p>給与所得控除</p> <p>表1より</p> <p>165万円 × 40% + (330万円 - 165万円) × 30% + (600万円 - 330万円) × 20% + (694万円 - 600万円) × 10% = 178.9万円</p> <p>給与所得</p> <p>694万円 - 178.9万円 = 515.1万円</p> <p>ステップ2: 給与所得 - 所得控除 = 課税所得</p> <p>所得控除</p> <p>表2より</p> <p>基礎控除 : 30万円、配偶者控除 : 30万円、配偶者特別控除 : 30万円、 扶養控除 : 1人につき30万円、</p> <p>世帯人員 : 3.706人 (家計調査年報の「世帯人員」から) (以下、4人として計算)</p> <p>社会保険料控除 : 支払額の全額</p> <p>41,822.6円 (家計調査年報の「社会保険料」から) × 12ヶ月 = 501,871.2円 (以下、50万円として計算)</p> <p>30万円 + 30万円 + 30万円 + 30万円 × 2人 + 50万円 = 200万円</p> <p>課税所得</p> <p>515.1万円 - 200万円 = 315.1万円</p> <p>ステップ3: 課税所得に税率表を適用し、住民税額を算出。</p> <p>表3より 120万円 × 5% + (315.1万円 - 120万円) × 10% = 25.51万円</p> <p>< 固定資産税の計算 ></p> <p>他の税 27,613.2円 × 12ヶ月 = 331,358.4円 (以下、33.14万円として計算)</p> <p>他の税 - 住民税 = 固定資産税より</p> <p>33.14万円 - 25.51万円 = 7.63万円</p>

図1 家計が支払う固定資産税及び住民税の計算（1940年生まれ、1990年の場合）

付表1 相続税の変遷

年	1950～1951 \$25～\$26	1952 \$27	1953 \$28	1954～1957 \$29～\$32
遺産に係る基礎控除 定額控除 法定相続人比例控除 配偶者控除最高額				
税率	25% 20万円以下 30% 50万円〃 35% 100万円〃 40% 150万円〃 45% 200万円〃 50% 300万円〃 55% 400万円〃 60% 500万円〃 65% 700万円〃 70% 1,000万円〃 75% 1,500万円〃 80% 2,500万円〃 85% 5,000万円〃 90% 5,000万円超 14段階	20% 20万円以下 25% 50万円〃 30% 100万円〃 35% 200万円〃 40% 300万円〃 45% 500万円〃 50% 1,000万円〃 55% 2,000万円〃 60% 5,000万円〃 65% 10,000万円〃 70% 10,000万円超 11段階	15% 20万円以下 20% 50万円〃 25% 100万円〃 30% 200万円〃 35% 400万円〃 40% 700万円〃 45% 1,200万円〃 50% 2,000万円〃 55% 3,000万円〃 60% 5,000万円〃 65% 10,000万円〃 70% 10,000万円超 12段階	10% 20万円以下 15% 50万円〃 20% 100万円〃 25% 200万円〃 30% 400万円〃 35% 700万円〃 40% 1,000万円〃 45% 1,500万円〃 50% 2,000万円〃 55% 5,000万円〃 60% 10,000万円〃 65% 10,000万円〃 70% 10,000万円超 13段階
配偶者に対する相続税額の軽減	配偶者の課税価格を2分の1に減額	同左	同左	同左
非課税 死亡保険金の非課税 限度額 死亡退職金の非課税 限度額				
税額控除 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	18歳までの1年につき1万円を課税価格から控除	18歳までの1年につき2万円を課税価格から控除	同左	同左
主な改正事項	相続税 贈与税の一本化 累積課税方式の導入 遺産税方式 遺産取得課税方式への移行 富裕税の創設 (500万円超の純資産に対し0.5～3%の累進税率適用) 配偶者に対する相続税額の軽減、未成年者控除、年長者控除の創設		累積課税方式の廃止 (相続税と贈与税の二本立て) 相続開始前2年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算する制度の導入 富裕税の廃止 年長者控除の廃止	

年	1958～1961 S33～S36	1962～1963 S37～S38	1964～1965 S39～S40	1966～1970 S41～S45
遺産に係る基礎控除 定額控除 法定相続人比例控除 配偶者控除最高額	150万円 30万円×法定相続人数	200万円 50万円×法定相続人数	250万円 50万円×法定相続人数	400万円 80万円×法定相続人数 200万円
税率	10% 30万円以下 15% 70万円〃 20% 150万円〃 25% 300万円〃 30% 500万円〃 35% 700万円〃 40% 1,000万円〃 45% 2,000万円〃 50% 3,000万円〃 55% 5,000万円〃 60% 7,000万円〃 65% 10,000万円〃 70% 10,000万円超 13段階	同左	同左	10% 60万円以下 15% 150万円〃 20% 300万円〃 25% 500万円〃 30% 800万円〃 35% 1,200万円〃 40% 1,800万円〃 45% 3,000万円〃 50% 5,000万円〃 55% 7,500万円〃 60% 10,000万円〃 65% 15,000万円〃 70% 15,000万円超 13段階
配偶者に対する相続税額の軽減	配偶者が納付する相続税額の2分の1を控除。ただし、法定相続分に対応する相続税額(合計課税価格が3,000万円を超えるときは、3,000万円とした場合の法定相続分に対応する相続税額)の2分の1を限度とする。	同左	同左	配偶者の法定相続分に対応する相続税額(合計課税価格を3,000万円とした場合の法定相続分に対応する税額を限度とする)を限度として控除(642)
非課税 死亡保険金の非課税 限度額 死亡退職金の非課税 限度額				
税額控除 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき1万円を相続税額から控除	同左	同左	同左
主な改正事項	法定相続分課税方式の導入 課税価格からの控除を税額控除に変更 3年累積課税制度の導入 相続財産に加算すべき贈与財産の範囲を相続開始前2年以内3年以内に拡大		農地等に係る贈与税の納期限の特例の創設	遺産に係る配偶者控除の創設

年	1971～1972 S46～S47	1973～1974 S48～S49	1975～1979 S50～S54	1980～1982 S55～S57
遺産に係る基礎控除 定額控除 法定相続人比例控除 配偶者控除最高額	400万円 80万円×法定相続人数 400万円	600万円 120万円×法定相続人数 600万円	2,000万円 400万円×法定相続人数	同左 同左
税率	10% 60万円以下 15% 150万円〃 20% 300万円〃 25% 500万円〃 30% 800万円〃 35% 1,200万円〃 40% 1,800万円〃 45% 3,000万円〃 50% 5,000万円〃 55% 7,500万円〃 60% 10,000万円〃 65% 15,000万円〃 70% 15,000万円超 13段階	同左	10% 200万円以下 15% 500万円〃 20% 900万円〃 25% 1,500万円〃 30% 2,300万円〃 35% 3,300万円〃 40% 4,800万円〃 45% 7,000万円〃 50% 10,000万円〃 55% 14,000万円〃 60% 18,000万円〃 65% 25,000万円〃 70% 50,000万円〃 75% 50,000万円超 14段階	同左
配偶者に対する相続税額の軽減	S42の措置との選択により、婚姻期間が20年以上の配偶者が取得する遺産については、3,000万円に対応する相続税額を限度として非課税。また、婚姻期間が10年以上20年未満の配偶者が取得する財産については、(1,000万円+200万円×(婚姻年数-10年))に対応する相続税額を限度として控除(647)	同左	遺産の3分の1または4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除	遺産の2分の1または4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除
非課税 死亡保険金の非課税 限度額 死亡退職金の非課税 限度額			250万円×法定相続人数 200万円×法定相続人数	同左 同左
税額控除 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき1万円を相続税額から控除	20歳までの1年につき2万円を相続税額から控除	20歳までの1年につき3万円を相続税額から控除 70歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき6万円	同左 同左 同左
主な改正事項			配偶者の負担軽減措置の拡充(遺産に係る配偶者控除を吸収し、遺産額の3分の1まで非課税) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設	民法改正に伴う配偶者の負担軽減措置の改正(3分の1 2分の1)(S55) 相続税の小規模宅地等の特例の創設(S58) 小規模宅地等(200㎡までの部分)の計算の特例の減額割合 事業用宅地等 60% 併用(最低保障) 50% 事業用宅地等 60% 居住用宅地等 40% 居住用宅地等 50%

年	1988～1990 S63～H2	1992～1993 H4～H5	1994～2002 H6～H14	2003～ H15～
遺産に係る基礎控除 定額控除 法定相続人比例控除 配偶者控除最高額	4,000万円 800万円×法定相続人数	4,800万円 950万円×法定相続人数	5,000万円 1,000万円×法定相続人数	同左 同左
税率	10% 400万円以下 15% 800万円〃 20% 1,400万円〃 25% 2,300万円〃 30% 3,500万円〃 35% 5,000万円〃 40% 7,000万円〃 45% 10,000万円〃 50% 15,000万円〃 55% 20,000万円〃 60% 25,000万円〃 65% 50,000万円〃 70% 50,000万円超	10% 700万円以下 15% 1,400万円〃 20% 2,500万円〃 25% 4,000万円〃 30% 6,500万円〃 35% 10,000万円〃 40% 15,000万円〃 45% 20,000万円〃 50% 27,000万円〃 55% 35,000万円〃 60% 45,000万円〃 65% 100,000万円〃 70% 100,000万円超	10% 800万円以下 15% 1,600万円〃 20% 3,000万円〃 25% 5,000万円〃 30% 10,000万円〃 40% 20,000万円〃 50% 40,000万円〃 60% 200,000万円〃 70% 200,000万円超	10% 1,000万円以下 15% 3,000万円〃 20% 5,000万円〃 30% 10,000万円〃 40% 30,000万円〃 50% 30,000万円超
	13段階	13段階	9段階	6段階
配偶者に対する相続税 額の軽減	配偶者の法定相続分又は8,000 万円のいずれか大きい金額に対 する税額までの控除	同左	配偶者の法定相続分又は1億 6,000万円のいずれか大きい金 額に対する税額までの控除	同左
非課税 死亡保険金の非課税 限度額	500万円×法定相続人数	同左	同左	同左
死亡退職金の非課税 限度額	500万円×法定相続人数	同左	同左	同左
税額控除 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき6万円相続 税額から控除 70歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき2万円	同左 同左 同左	同左 同左 同左	同左 同左 同左
主な改正事項	相続税の総額等の計算上、法定 相続人の数に算入する養子の数 を制限(実子相続人のいる場合： 被相続人の養子のうち1人まで、 実子相続人のいない場合：被相 続人の養子のうち2人まで) (S63) 農地等についての相続税の特例 の見直し (H3)	小規模宅地等の特例の拡充 小規模宅地等(200㎡までの部分)の計 算の特例の減額割合 事業用宅地等 70% 併用(最低保障)(60%) 事業用宅地等 70% 居住用宅地等 50% 居住用宅地等 60%	小規模宅地等の特例の拡充 (H6) 小規模宅地等(200㎡までの部分)の計 算の特例の減額割合 一定の事業用宅地等 80% 一定の居住用宅地等 80% 一定の国の事業用宅地等 80% 上記以外(不動産貸付、駐車場の用) 50% 小規模宅地等の特例の 限度面積の拡大 (H13) 特定居住用宅地の限度面積 330㎡ 400㎡ 特定事業用宅地の限度面積 200㎡ 240㎡	相続時精算課税制度の導入 (H15) 住宅取得資金の贈与の特例 (H15)

出所：政府税制調査会提出資料。

付表2 贈与税の変遷

年	1953 S28	1954～1957 S29～S32	1958～1963 S33～S38	1964～1965 S39～S40
贈与に係る控除			20万円(贈与税の課税価格から控除)	40万円
基礎控除				
配偶者控除				
税率	20% 20万円以下 25% 50万円 " 30% 100万円 " 35% 200万円 " 40% 400万円 " 45% 700万円 " 50% 1,200万円 " 55% 2,000万円 " 60% 3,000万円 " 70% 3,000万円超	15% 20万円以下 20% 50万円 " 25% 100万円 " 30% 200万円 " 35% 400万円 " 40% 700万円 " 45% 1,000万円 " 50% 1,500万円 " 55% 2,000万円 " 60% 3,000万円 " 70% 3,000万円超	15% 30万円以下 20% 50万円 " 25% 70万円 " 30% 100万円 " 35% 150万円 " 40% 200万円 " 45% 300万円 " 50% 500万円 " 55% 700万円 " 60% 1,000万円 " 65% 3,000万円 " 70% 3,000万円超	同左
	10段階	11段階	12段階	同左
主な改正事項	累積課税方式の廃止(相続税と贈与税の二本立て)		贈与税の3年累積課税制度の導入	

	1966～1970 S41～S45	1971～1972 S46～S47	1973～1974 S48～S49	1975～1987 S50～S62
	40万円 160万円	同左 360万円	同左 560万円	60万円 1,000万円
	10% 30万円以下 15% 50万円 " 20% 70万円 " 25% 100万円 " 30% 140万円 " 35% 200万円 " 40% 300万円 " 45% 400万円 " 50% 700万円 " 55% 1,000万円 " 60% 1,500万円 " 65% 3,000万円 " 70% 3,000万円超	同左	同左	10% 50万円以下 15% 70万円 " 20% 100万円 " 25% 140万円 " 30% 200万円 " 35% 280万円 " 40% 400万円 " 45% 550万円 " 50% 800万円 " 55% 1,300万円 " 60% 2,000万円 " 65% 3,500万円 " 70% 7,000万円 " 75% 7,000万円超
	13段階	同左	同左	14段階
	配偶者控除の創設			贈与税の3年累積課税制度の廃止

	1988～1992 S63～H4	1992～2000 H4～H12	2001～2002 H13～H14	2003～ H15～
	60万円 2,000万円	同左 同左	110万円 同左	同左 同左
	10% 50万円以下 15% 70万円 " 20% 100万円 " 25% 140万円 " 30% 200万円 " 35% 280万円 " 40% 400万円 " 45% 550万円 " 50% 800万円 " 55% 1,300万円 " 60% 2,000万円 " 65% 3,500万円 " 70% 7,000万円 " 75% 7,000万円超	10% 150万円以下 15% 200万円 " 20% 250万円 " 25% 350万円 " 30% 450万円 " 35% 600万円 " 40% 800万円 " 45% 1,000万円 " 50% 1,500万円 " 55% 2,500万円 " 60% 4,000万円 " 65% 10,000万円 " 70% 10,000万円超	同左	10% 200万円以下 15% 300万円 " 20% 400万円 " 30% 600万円 " 40% 1,000万円 " 50% 1,000万円超
	14段階	13段階	同左	6段階
				相続時精算課税制度の導入(H15)

出所 :政府税制調査会提出資料。